

平成 1 7 年 第 4 回

## 身延町議会定例会会議録

平成 1 7 年 1 2 月 1 2 日 開会

平成 1 7 年 1 2 月 1 6 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 7 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 2 日

平成17年第4回身延町議会定例会（1日目）

平成17年12月12日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 開会
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議会関係諸報告
- 日程第5 町長施政報告
- 日程第6 提出議案の報告並びに上程
- 日程第7 提出議案の説明
- 日程第8 提出議案に対する質疑
- 日程第9 提出議案の委員会付託

2.出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万汜	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3名)

7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(23名)

町長	依田光弥	助役	野中邑浩
総務課長	赤池善光	下部支所長	山宮富士男
身延支所長	片田公夫	企画課長	渡辺力
財政課長	鈴木高吉	税務課長	望月世津子
町民課長	遠藤和美	出納室長	市川忠利
保育課長	赤池和希	福祉保健課長	中沢俊雄
教育委員長	笠井義仁	教育長	千頭和英樹
学校教育課長	赤池一博	生涯学習課長	佐野治仁
文化振興課長	二宮喜昭	建設課長	伊藤守
産業課長	遠藤忠	観光課長	望月治雄
環境下水道課長	佐野雅仁	水道課長	井上隆雄
土地対策課長	深沢茂		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良  
録音係 高野恒徳

開会 午前 9時05分

○議会事務局長（望月悟良君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

○議長（松木慶光君）

本日は大変、ご苦労さまでございます。

平成17年第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

何かと気ぜわしい年の瀬を迎えることとなりました。

議員各位には、何かとお忙しい中をご出席いただきまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、本定例会に町長から提案されております議案は、平成17年度身延町一般会計ならびに特別会計補正予算および条例・規約の改正と請願、合わせて15件でございます。いずれも重要な内容を有しているものであります。議事が円滑に進められ、適正妥当な結論が得られますよう、お願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

7番 福与三郎君

8番 望月 寛君

9番 日向英明君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第3 会期の決定を行います。

会期につきましては、あらかじめ議員全員協議会でご了承を得ておりますが、改めて日程につきまして、議会運営委員会委員長より上程いたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（笠井万沱君）

それでは12月6日、議会運営委員会を9時より開き、日程を決めたところでございます。

お手元にある書面の朗読をもって、報告に代えます。

（以下、平成17年身延町議会第4回定例会日程案朗読につき省略）

以上、報告を終わります。

○議長（松木慶光君）

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の上程のとおり、会期は平成17年12月12日から12月16日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成17年12月12日から12月16日までの5日間と決定いたしました。

#### 日程第4 議会関係諸報告を行います。

局長をして、報告いたさせます。

局長。

##### ○議会事務局長（望月悟良君）

それでは議会関係の諸報告につきまして、資料によりまして、ご報告をさせていただきます。

平成17年9月22日から平成17年10月11日までの間の、議会関係の諸報告であります。

（議会関係諸報告朗読につき省略）

#### 日程第5 町長施政報告

町長。

##### ○町長（依田光弥君）

師走も旬日が過ぎまして、今年は例年になく寒さが厳しいわけでございますけど、議員の皆さん方にはご健勝でご出席を頂戴いたしまして、誠にご苦労さまでございます。

平成17年身延町議会第4回定例会に、私のごあいさつをさせていただくこと、大変うれしく存じておるところでございますし、また、議員の皆さん方には10月の選挙後の初めての定例議会であろうかと思いますが、お互いに素晴らしい議場で17年の締めくくりの議会をさせていただくことを、本当、私もうれしく存じておるところでございますし、皆さん方を前にごあいさつができますこと、大変光栄に存じておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

平成17年身延町議会第4回定例会の開会にあたり、提出をいたしました案件のうち主なるものにつきまして、その概要をご説明申し上げますとともに私の所信の一端を申し述べ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず三位一体の改革につきましては、6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」において、平成18年度までの三位一体の改革の全体像に関わる政府与党合意および随時の基本方針をふまえ、国から地方への改革を確実に実現することとされております。

三位一体の改革は歳入・歳出の両面で地方の自由度を高め、真の地方自治の確立を図ろうとするものであり、そのためには地方交付税が安定的に確保されるとともに、税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革が、確実に実行をされなければならないと考えております。

また現在、国においては三位一体の改革への対応と併せて、明年度予算編成作業が進められておりますが、地方主権を確立し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を築き上げるためには、自らの権限と責任において、より効率的な行財政運営を行うとともに、国・県の施策、制度の充実強化や町の施策に関わる財源の確保が、極めて重要であります。

このため、今後とも県選出国會議員、県會議員各位をはじめ、関係団体の協力をいただきながら、国・県に対する提案・要望の実現に向け、全力を傾注してまいりたいと存じておるところでございます。

次に当面する町政の課題について、申し上げたいと存じます。

新生身延町は、この1年3カ月、やすらぎと活力ある開かれた町を目指して、一步一步、確かな足取りで歩んでまいってまいりました。議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力に、心より御礼を申し上げたいと存じます。

雪景色で明けた平成17年は、国内外ともに騒然として多事多難の年でありました。郵政民営化の是非と政権選択をかけた夏の衆議院議員選挙が自由民主党の大勝となり、小泉内閣は安定した国会運営が可能となりました。

小泉首相の「改革なくして成長なし」の歩みが大きく加速されることになりましたが、こうした情勢を思うにつけ、私たちはこれからの政権運営を注視しながら、地域の問題は地域で解決していくという地方分権の基本姿勢に立って、行政改革を念頭に掲げながら、自己責任のもと、新町のまちづくりを進めてまいらなければならないと思っております。

新町づくりの最も大きな課題であります行政改革につきましては、数次にわたる行政改革推進委員会の審議を経る中で、答申を頂戴いたしました。行革推進本部でまとめさせていただいて、行政改革大綱案、一応、皆さん方にも今議会でお示しさせていただく予定になっておりますが、併せて事務事業の再編、整備、廃止、統合、民間委託の推進および定員管理の適正化など7項目にわたり、平成17年から平成21年度までの5年間の具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定し、年度末には公表をさせていただきます。

また、身延町総合計画につきましては、新生身延町の向こう10年間のまちづくりの理念と本町の特性を基本に総合的、計画的かつ長期的視野に立った行政運営の指針として策定をするものであります。町民アンケートや各地区懇談会等でご提言・ご意見等、町民の皆さまの積極的なご協力、また総合計画審議会のご審議をいただく中で、引き続いて作業を進めてまいりたいと存じております。

さらに東海地震などの防災の課題については、ご承知のように本年は、国外ではパキスタンの大地震、またアメリカ南部を襲った史上最悪といわれるハリケーン、国内においても8月には台風11号、9月には台風14号の記録的な豪雨により、九州・四国地方には思いもよらぬ甚大な被害をもたらしております。幸い、本町においてはさしたる被害もなく、安堵しているところでございますが、近年多発する地震など、自然災害の恐ろしさを改めて見せつけられた思いであります。

こうした中、本町でも地域防災計画の策定や自主防災組織での防災マップの作成、防災意識の徹底や食料、飲料水の備蓄などの平常時の防災活動など、各自自主防災組織の連携と活性化を図っておるところであります。

身延町の防災計画につきましては、一言ふれさせていただきますが、身延町地域防災計画策定につきましては、去る12月5日、身延町防災会議を開催いたしまして、各関係機関、団体の皆さま方、30名の委員さんに委員としてのご委嘱を申し上げます。

早速、第1回審議会を開催させていただいて、策定に関わる経過説明、計画案について説明をさせていただきます、ご審議をいただいたところでもあります。平成18年2月までには策定をいたしたいと存じておるところでございます。

今、ともすれば、地域社会において、かつての培われた住民の連帯意識が失われつつあります。今日、多くの課題解決のためには地域コミュニティーの充実強化が優先課題であります。私たちが生まれ育った地域で、共に生き共に生活し、安心して暮らせる社会を築いていくには、地域の人々の自主的な活動、支え合いが不可欠であります。

また、住みよい地域づくりには、地域の問題は地域の人々によって、自発的に解決をしようとする事も求められております。地域に住む人々の絆をより一層、深める地域コミュニティの活性化を図るべく、地域審議会の皆さまのご意見等をお聞きする中で、地域支援活動を強化してまいりたいと考えておるところでございます。

やすらぎと活力ある開かれたまちづくりに向けた基盤整備を、確実に進めておるところでございますが、国の三位一体改革による国庫補助金の廃止・縮減や地方交付税の見直しなど、町の財政は財源確保が一層、厳しくなっております。創意工夫による健全財政を堅持し、諸施策を進め、町民一人ひとりが物と心の豊かさを実感でき、健康で生きがいを持って暮らせる身延の実現に全力を傾注してまいりたいと存じますので、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に提出議案につきまして、概要の説明をさせていただきたいと思っております。

お手元にお届けをいたしております議案第129号は条例の制定、議案第130号、131号につきましては各条例の一部改正、また議案第132号、第133号につきましては、市町村合併に伴うそれぞれの組合規約の変更についてでございます。さらに議案第134号は、峡南衛生組合規約の変更についてでございます。それぞれの案件につきましては、いずれも提案理由を付記してございますので、ご覧をいただきたいと存じます。

次に身延町の一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算について申し上げます。

先ほどもちょっと述べさせていただきましたが、現在、政府は地方にできることは地方にという理念のもとで、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図り、地方分権を一層推進するため、三位一体の改革が進められておるところでございますが、平成18年度までの改革の全体像を明らかにし、税源移譲はおおむね3兆円規模を目指すこととし、その8割方にあたる2兆4千億円の税源移譲の具体的対象項目が示される中、昨年より積み残しました残り6千億円相当の国庫補助金の削減に焦点が絞られ、12月1日に地方財政の三位一体改革に関する協議会において、最終確認が行われたところでございますが、これにより総額4兆円規模の国庫補助金を削減する代わりに、地方の自主性を高めるため、3兆円規模で税源移譲が行われる三位一体改革が求められたところでございます。

これに伴う税源移譲につきましては、所得税から個人住民税の基幹税の大規模な税源移譲が行われることとなりました。今後は地方交付税の改革に向けた動きが進められ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源の総額が確保され、併せて2010年代初頭の基礎的財政収支、黒字化を目指して、国と地方の双方が納得できる形で歳出削減に引き続き努め、地方財政計画の合理化、透明化を進めることとされています。

広島県、栃木県において発生しました児童の下校途中の通学路において、極めて残忍な事件が続発しております。事件の未然防止に向け、さまざまな方策が探られ、いつも言われていることではございますが、地域・家庭・学校、この三者による普段からの連携強化を図っていくことが、今回、強く求められております。そこで、町では子どもたちが安心して学べる環境、安全・安心なまちづくりに向けて、青色回転灯防犯パトロール車の導入に関わる補正予算を計上させていただきました。

一般会計補正予算につきましては、各種事業の進捗に伴っての事業費の見直し、さらには補助金の追加など、全般的にわたっての補正のほか、当初予算におきまして、財政調整基金、ならびに減債基金からの繰入金を計上させていただきましたが、地方交付税、さらには繰越金を

財源とする中、本年度以降の財源として、予算化を図りたく、繰り返しを行う補正予算を計上させていただきました。

次に下水道事業特別会計補正予算であります。生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全を一層推進するため、地域再生計画に基づいた汚水処理施設整備交付金の追加により、身延公共下水道事業設計業務に関わる予算を追加計上させていただきます。

以上、一般会計でございますが、次に特別会計については議案第135号から議案第142号でございますが、一応、お手元に予算書案が届けをいたしておりますので、このことにつきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

以上、条例・規約等、また身延町一般会計補正予算、ならびに各特別会計補正予算について申し上げましたが、詳細については担当課長がのちほど説明をいたしますので、何とぞご審議の上、ご議決をあらんことをお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

#### 日程第6 提出議案の報告ならびに上程を行います。

議案第129号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定について

議案第130号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

議案第131号 身延町下水道条例の一部を改正する条例について

議案第132号 中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

議案第133号 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

議案第134号 峡南衛生組合理約の変更について

議案第135号 平成17年度身延町一般会計補正予算(第6号)について

議案第136号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第137号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)について

議案第138号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第139号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第140号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

議案第141号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)について

議案第142号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第2号)について

請願第5号 峡南高校、増穂商業高校と市川高校の統廃合に反対し、地域の高校を守ることを要求する意見書採択を求める請願

以上、条例・規約関係6件、補正予算8件、請願1件、合わせて15件を一括上程いたします。

#### 日程第7 提出議案の説明を求めます。

説明については、条例・規約関係と補正予算関係に区切ってお願いいたします。

最初に、

議案第 1 2 9 号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定について

議案第 1 3 0 号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

議案第 1 3 1 号 身延町下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 1 3 2 号 中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

議案第 1 3 3 号 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

議案第 1 3 4 号 峡南衛生組合規約の変更について

町長の説明を求めます。

説明については、簡潔にお願いいたします。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第 1 2 9 号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定について

身延町公の施設に関わる指定管理者の指定手続き等に関する条例の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 2 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますけど、公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関し、各公の施設に共通する通則的な事項を含め、制度の枠組みを整備することに伴い、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例の全部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 1 3 0 号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について。身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 2 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

独立行政法人 国立病院機構法が平成 1 6 年 4 月 1 日に施行され、国立病院および国立療養所の業務を統合し、新たに独立行政法人 国立病院機構が設置されたことに伴い、所要の改正を行う必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 1 3 1 号 身延町下水道条例の一部を改正する条例について。

身延町下水道条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 2 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、特定の事業場における事故により、有害物質または油を公共下水道に排出した者に対し、応急の措置等を義務付けることを規定する条文が下水道法に加えられ

たことに伴い、所要の改正を行う必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第 1 3 2 号 中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

中央市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 9 条の 3 第 1 項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が中央市の区域における事務を従前の例により行うものとする、ならびに中道町および上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、ならびに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおりに変更する。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改正する規約（別紙）

平成 1 7 年 1 2 月 1 2 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、中央市の設置に伴い市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 9 条の 3 第 1 項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が中央市の区域における事務を従前の例により行うこととすること、ならびに中道町および上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、ならびに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関わる協議が必要であり、この協議には地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第 1 3 3 号 小淵沢町と北杜市に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 9 条の 3 第 1 項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が小淵沢町の区域における事務を従前の例によって行うものとする、ならびに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等の規約の一部を改正する規約（別紙）

平成 1 7 年 1 2 月 1 2 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、1 3 2 号、市町村名は変わりますが、内容については同様でございますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

次に議案第 1 3 4 号 峡南衛生組合理約の変更について。

峡南衛生組合経費の支弁方法を変更するため、同組合理約を次のとおり変更する。

峡南衛生組合理約の一部を変更する規約（別紙）

平成17年12月12日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、峡南衛生組合経費の支弁方法を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第286条第1項および第290条の規定により、同組合の規約を変更する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上、議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

次に担当課長の詳細説明を求めます。

議案第129号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定について

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

それでは議案第129号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の詳細を説明いたします。

第1条には、趣旨が掲げられてございます。

この条例は地方自治法の第244条の2第3項の規定に基づきまして、本町の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續き等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条には、指定管理者の公募について掲載されております。

町長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示いたしまして、指定管理者になろうとする法人、その他の団体を公募することになります。

1号で公の施設の概要。

2号で指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲でございます。

3号で指定管理者を指定する管理を行わせる期間。

4号で利用料金に関する事項。

5号には申請者の資格。

6号には申請受付期間。

7号で選定の基準となっております。

第3条では、指定管理者の指定の申請でございます。

指定管理者の指定を受けようとする団体は、やはり次に掲げる書類を添えて申請期間内に申請しなければならないということになります。

1号で定款、あるいは登記事項の証明、またはこれらに準ずる書類。

2号では管理を行う公の施設の事業計画書。

3号では管理にかかる収支計画書。

4号では当該団体の経営状況を説明する書類となっております。

第4条では指定管理者の選定でございますけども、町長は指定管理者の申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らしまして、総合的に審査をして、最も適当と認める団体を候補者として選定することになります。

第1号以下、ちょっと省略いたします。

第5条に入らせていただきます。

5条は、指定管理者候補の選定の特例でございます。

町長は、次の各号に該当するときは、公募によらない選定を行うことができるようになります。

第1号では公の施設の性格、規模、機能等を考慮いたしまして、設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できると思慮するとき。

第2号では申請がなかったとき、あるいは選定結果、指定管理者候補者となるべき者がなかったとき。

第6条に移らせていただきます。

意見の聴取ございまして、指定管理者候補を選定するときは、あらかじめ学識経験を有する者の意見を聞かなければならないこととなります。

第7条では、指定管理者の指定ございまして、規定によりまして選定した指定管理者候補者につきましては、条例によりまして、議会の議決を経て、指定管理者に指定することとなります。

第8条では指定管理者の指定等の告示ございまして、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示することとなります。また、その指定管理者を取り消したときも、同様に告示することとなります。

第9条では、協定の締結です。

指定管理者の指定を受けた団体は、町長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければなりません。

第2項では協定で定める事項は第1号から順次、掲げられておりますけれども、指定期間に関する事項。2号が事業計画に関する事項。3号が利用料金に関する事項。4号が事業報告および業務報告に関する事項等でございます。

めくっていただきまして、第7号には管理業務を行うにあたっては、保有する個人情報の保護に関する事項。第8号では、その他町長が特別に定めた事項となっております。

第10条でございますけれども、事業報告の作成および提出ございまして、指定管理者は毎年度終了後、60日以内に管理する公の施設に関する事項を記載した事業報告書を作成して、町長に提出しなければなりません。

事業報告の内容ですけれども、1号では管理業務の実施状況および利用状況。2号では使用料または利用にかかる料金の収入の実績。3号では、管理にかかる経費の収支状況等でございます。

第11条では、業務報告の聴取等でございます。

公の施設の管理の適正を期するために、指定管理者に対しまして、管理の業務および経理の状況に関しまして、定期的に、あるいは必要に応じて報告を求め、さらに実地に調査をし、または必要な指示をすることができるようになっております。

第12条では指定の取り消しでございますけれども、指定管理者がそれぞれの指示に従わないとき、あるいは指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消すというふうな、また、あるいは一部停止を命ずることができます。

第13条に入らせていただきまして、原状回復義務でございますけれども、指定されました

期間が満了したときは、あるいは管理をしなくなった公の施設につきましては、速やかに原状に復さなければならないこととなります。

第14条では損害賠償の義務でございますけれども、指定管理者は故意、または過失によりまして、当該施設もしくは設備を損傷し、または滅失したときはそれぞれ生じた損害額を町に賠償しなければならないこととなります。

第15条では個人情報等の取り扱いでございます、管理する公の施設の業務に従事している者は、身延町個人情報保護条例の規定を順守しなければなりません。個人情報がまた、適切に保護されるように配慮もしなければなりません。公の施設の管理に関して、知り得た秘密を他に漏らしたり、または自己の利益のために利用したり、もしくは不当な目的に使用してはならないこととなっております。

第2項では、指定管理者は身延町情報公開条例の規定の趣旨に則りまして、公の施設の管理に関する情報を適正に管理しなければなりません。

第16条では、教育委員会所管の公の施設の適用でございます。

この条例の規定の中で、町長とあるのは教育委員会と読み替えるものでございます。

第17条では委任でございます、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとなります。

附則といたしまして、施行期日でございますけれども、この条例は公布の日から施行することとなります。

なお、この条例の規定に伴い関連条例の一部改正が以下、掲げられてございます。

2項では、身延町個人情報保護条例の一部改正でございます。この中では特に53条の2が追加されまして、指定管理者の個人情報保護というふうなことで、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、管理にかかる協定において管理に関する個人情報保護のために指定管理者が講ずべき措置を定めなければなりません。

3項では、身延町情報公開条例の一部改正でございます。

条項の整理が前段でありまして、めくっていただきます。

28条が追加されます。指定管理者の情報公開の関係でございます、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、管理にかかる協定におきまして、管理に関する情報の公開のための指定管理者が講ずべき措置を定めなければなりません。

4項では、身延町営駐車場条例の一部改正でございます。

3条が、次のように改められます。

第3条は指定管理者による管理でございます、駐車場の管理は身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例により、町長が指定する者に、これを行わせるというふうなことでございます。

あと条文の整理でございます。

5項では、身延町湯町簡易水道事業給水条例の一部改正でございます。

第3条が、指定管理者による管理が改められます。

湯町簡易水道事業の管理は、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例によりまして、町長が指定する者にこれを行わせる。

第6項ですけれども、身延町波高島簡易水道事業給水条例の一部改正でございます。

第3条が改められまして、指定管理者による管理でございます、波高島簡易水道事業の管

理は、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例によりまして、町長が指定する者にこれを行わせるということでございます。

以上で、議案第129号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（松木慶光君）

議案第130号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてから議案第134号 峡南衛生組合規約の変更についてまでは、詳細説明を省略いたします。

引き続き、提出議案の補正予算関係の説明を求めます。

議案第135号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第6号）について

議案第136号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第137号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）について

議案第138号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第139号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第140号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第141号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第3号）について

議案第142号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算（第2号）について

町長の説明を求めます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第135号 平成17年度身延町一般会計補正予算（第6号）

平成17年度身延町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,053万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,582万4千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

このことにつきましては、以下の議案につきましては、省略をさせていただきたいと思いません。

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成17年12月12日 提出

身延町長 依田光弥

議案第136号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成17年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,103万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,362万円とする。

2は、省略します。

平成17年12月12日 提出

身延町長 依田光弥

議案第137号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)

平成17年度身延町の下部簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,466万2千円とする。

2は、省略します。

平成17年12月12日 提出

身延町長 依田光弥

議案第138号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成17年度身延町の中富簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,108万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,643万9千円とする。

2は、省略をします。

(地方債の補正)

第2条、地方の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成17年12月12日 提出

身延町長 依田光弥

議案第139号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成17年度身延町の身延簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,075万8千円とする。

2は、省略をいたします。

(地方債の補正)

第2条、地方の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成17年12月12日 提出

身延町長 依田光弥

議案第140号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成17年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,578万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,529万8千円とする。

2は、省略。

(地方債の補正)

第2条、地方の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成17年12月12日 提出

身延町長 依田光弥

議案第141号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)

平成17年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4,462万3千円とする。

2は、省略します。

平成17年12月12日 提出

身延町長 依田光弥

議案第142号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第2号)

平成17年度身延町の高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万1千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4,715万円とする。

2、省略。

平成17年12月12日 提出

身延町長 依田光弥

補正予算につきましては以上でございますが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(松木慶光君)

ここで暫時休憩いたします。

開会を10時20分といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時20分

○議長(松木慶光君)

再開いたします。

次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第135号 平成17年度身延町一般会計補正予算(第6号)について

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

それでは、議案第135号の平成17年度身延町一般会計補正予算(第6号)につきまして、詳細と申しますか、追加の説明をさせていただきます。

総額等は町長の提案したとおりでございますが、7ページをお開きいただきます。

第2表の地方債補正から、説明をさせていただきます。

第2表 地方債の補正がございます。

変更ということでございますが、表のとおり、左側の補正の前、それから右側に補正後の金額を掲げさせていただきます。

起債の目的でありますけれども、まず合併特例事業債といたしまして、補正前が5億1,060万円でありました。補正後の額といたしまして、5億1,590万円。差し引きをしますと、530万円の増額でございます。この起債につきましては、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業、または基金の積み立てのための財源ということで合併特例債があるわけでございますが、本町といたしましては、この右の5億1,590万円の内容といたしましては、身延北小の建設事業に4億8,270万円、それから、もう1点、中富のすこやかセンターの増改築事業に対して3,320万円、一応、この2つの事業を今年度は充てさせていただきます。

次に減税補てん債であります。

補正前の額910万円、補正後1,970万円、差し引き1,060万円の増額であります。この減税補てん債という起債につきましては、平成11年度からの恒久的な減税、また15年度からの先行減税による地方公共団体の減収額について、これをうずめるために地方財政法の特例といたしまして認められる起債であります。いわば税の振り代的な性格をもちまして、一般財源となるものであります。

3番目、臨時財政特例債4億3千万円が4億4,550万円、差し引き1,550万円の増額であります。この起債につきましては、平成16年度から18年度までの間に限り、地方一般財源の不足に対処するため、地財法第5条の特例として認められる、やはり一般財源であります。

最後に災害復旧事業債であります。

補正前90万円、補正後130万円、差し引き40万円のプラスであります。これにつきましては、平成16年度に発生をいたしました公共土木災害復旧事業の町道田原宮脇線の工事費に充当する財源であります。

一番下の合計欄であります。補正前といたしましては12億610万円でありましたが、合計の金額が12億3,790万円に変わります。差し引きをしますと、3,180万円の増額となります。

以上が、第2表の説明であります。

次に歳入歳出それぞれ説明をするわけでございますけれども、まず歳入につきましては10ページをお開きください。

10ページから、歳入の説明に入ります。

まず9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金、補正額234万5千円の減額であります。これにつきましては、県からの決定通知がありまして、これにより確定をいたしましたので減額をするわけですが、これもやはり恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための、平成11年に創設されたものということでございます。

次に10款地方交付税であります。補正額は2億129万9千円の計上をいたしました。この2億129万9千円の内訳は、普通交付税を2億102万7千円、それから特別交付税を端数分といたしまして、27万2千円を中身的には計画をいたしております。

次に12款の分担金負担金であります。これは衛生費の負担金ということで、17万2千

円の増額、右の説明のとおりであります。

次に14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金です。389万6千円の補正であります。これにつきましては、右説明のとおり、1節から、次のページの11節にわたるものであります。説明といたしまして、それぞれの補助金、あるいは負担金の補助率等を説明させていただきます。内容的には、記載のとおりであります。

まず上の身体障害者補装具給付の負担金は、これは2分の1、国が負担するものであります。その以下、2つも同じでございます。

次に8節被用者小学校3学年修了前特例給付負担金、これは何かと申しますと、いわゆる児童手当の国の負担金であります。次の9節も、そうであります。いずれも国で100%負担するものであります。

11ページの上から2つ目ですが、身体障害児の援護費、これは国が2分の1であります。その下の11節、これについても2分の1、国の負担であります。

2項の国庫補助金、1目の民生費国庫補助金はマイナス63万9千円でございます。減額補正でございます。これは年度、12月に入りまして、今年度の事業費等が確定をしましてありますので、それらにより事業費の変動による補助金の減額があるということでございまして、増減が記載をされております。いずれも補助率は2分の1であります。

次に3目の土木費国庫補助金、補正額90万円の増額であります。記載のとおり事業に充てるわけですが、内容といたしましては、一応60戸分掛ける3万円ということで、この2分の1が補助金という形になります。国の補助金でやります。

5目の教育費の国庫補助金ですが、1,331万9千円の増額であります。これは身延北小学校の事業に充てる補助金でございまして、校舎、それから体育館の建設事業の補助金です。決定額によりまして、補正をするものでございます。これは当初の予算といたしましては、1億770万円を予定しておりましたが、決定額が1億2,101万9千円という形でまいりましたので、その差額を補正いたしました。

一番下ですが、15款の県支出金、1項1目民生費県負担金169万4千円の増額です。右、記載のとおりですが、補助率はいずれも4分の1であります。

次の12ページでございますが、一番上の身体障害者は、先ほどの続きでございます。4分の1でございます。

それから7節、8節は先ほど国庫負担金のほうでも出てまいりましたが、これは県の負担金ということで、率は4分の1です。

ただし、8節の事業費追加にかかわる増ということで、これにつきましては、県は2分の1であります。9節についても、2分の1でございます。10節については4分の1でございます。

次に2項の県補助金、1目総務費でございますが、512万円の増額でございます。これらにつきましては、説明のとおり市町村の合併支援特例交付金ということで見込ませていただきました。この交付金につきましては、合併した市町村に対して、身延町は5年間で6億円ということでございまして、1億2千万円の5年間、これが入るということになっています。性格的には、そういうものでございますが、当初、7,680万円計上いたしまして、今回、512万円ということで、6月補正にも3,800万円を見込んでございますので、全部で、この金額になるということでございます。

次に2目の民生費県補助金であります。383万3千円の追加補正をいたしました。この内

容は右の説明欄のとおりでございます、それぞれの事業が進捗状況により、補助金も増減するというところでございます。

補助率については、下から6番目までは補助率4分の1でございます。身体障害者サービス事業補助金までは4分の1です。その次の身体障害者更生訓練、これは4分の3。次の重度心身障害者については2分の1。それから重度身体障害者日常生活、これは4分の1です。それから心身障害児日常生活、4分の3です。それから身体障害者更生医療、これは10分の10ということです。次のページの重度心身障害者福祉タクシー、これは2分の1でございます。

3節の児童福祉費補助金、これは内容的には2つでございますけれども、それぞれ2分の1の県の補助金であります。

4目農林水産業費県補助金、補正額1,741万6千円です。内容的には、右にそれぞれ掲げてある金額でございます。上から中山間地域については国が2分の1、県は4分の1でございます。旬の山梨については10分の4でございます。次の地域提案型、これは県が2分の1であります。富士川農林学校いなか体験ツアーについては、県が100%でございます。以下、2つも100%、県営中山間事業の総合、上も合わせての3つについては100%ということでございます。

次に6目土木費ですが、75万円の追加でございます。説明欄の事業に充てるわけですが、緊急木材住宅「我が家の耐震診断」上のほうですが45万円。これについては60戸掛ける3万円掛ける4分の1ということでございます。

下の住宅耐震については、1戸分について60万円の補助金について、2分の1の県の補助金があるということでございます。

次に3項の県委託金、1目総務費県委託金ですが、224万円の増額補正であります。これは衆議院の選挙に対しての委託金ということで増額になりました。これが補正をされたものでございます。

次に16款財産収入であります。2項1目の不動産の売り払い収入といたしまして、560万6千円を計上しました。これにつきましては、町で宅地分譲をした分でございますが、旧身延の下山荒町集落にございます、1区画262.03平方メートルでございますが、売り払いになりまして、その金額を歳入として入れたわけでございます。

なお、この金額につきましては、不動産鑑定評価額に基づいて金額を出してございます。

次のページをお願いします。14ページ。

17款の寄附金ですが、1項2目の指定寄附金、補正額30万円であります。これは2名の方から文化振興基金にということで寄附をいただきました。その歳入を補正で盛ったわけでございます。望月勅雄さま、ならびに原田有唱さまであります。

次に18款繰入金、2項基金繰入金ですが、1目財政調整基金繰入金、減額2億5千万円、また2目の減債基金繰入金、減額の1億5千万円でございます。この2つにつきましては、当初、繰り入れを見込んで予算計上をいたしておりましたが、今回、次のような理由で繰り入れをいたさないという予算にさせていただきました。

理由といたしましては、前年度の繰越金につきましては、実質収支額で7億2,700万円ほど生まれたということが1点ございます。現在の留保額が1億6,300万円ほどございます。また、2点目といたしまして、今年度、普通交付税について、43億5,100万円ほどとい

うことで決定がされました。これについては、同じく留保額が2億100万円ほど、現在高はございます。一方、今年度の各事業事務費につきましては、ほぼ、見通しがついてきたということから、当初予算で基金取り崩しを計上いたしました。収支バランス等をとっておったわけでございますけれども、今回、この取り崩しを行わないこととさせていただきます。

次に6目の北小学校建設基金の繰入金1,310万9千円の増額であります。

これにつきましては、外構整備設計料、またグラウンド整備、あるいは植栽整備の設計料等の財源として、当初予算では起債を充当しておりましたが、今回、基金を充当したいということで、財源を変えるものであります。

次に7目の農村情報連絡施設整備基金繰入金、これについては1,070万円の減額でございます。のちほど、また歳出で出てまいります。文書広報費中の情報ハイウェイ設立負担金の事業費に充当しておりますが、この事業費の減額によりまして、基金の繰入金を減らすものでございます。

次に19款繰越金です。1億6,366万3千円。この金額は今回、計上させていただきます。留保額はこれでゼロになりました。16年度からの実質収支額、全額予算化をさせていただきます。

次に20款諸収入の雑入でございますが、減額90万円でございます。これについては当初予算ですこやかセンターの電気料ということで見込んでおりましたが、これが社会福祉協議会からの入金を見込んでおりましたが、これが見込めないということで減額をするものであります。

次に15ページですが、21款の町債であります。1項4目の教育費2,790万円の減額であります。この目の分け方につきましては、それぞれ歳出と関連をいたしますので、分かりやすく、それぞれ記載をさせていただきます。

教育費の目について、マイナス2,790万円であります。これにつきましては合併特例債でございますが、この減額ということで、国庫補助金の変更や基金繰入額の増に伴いまして、今回、減額をいたすものであります。

5目、6目は第2表で説明をしたとおりであります。7目につきましても、記載のとおりであります。

8目民生費3,320万円の増額、これについては合併特例債を充てているんですけれども、中富のすこやかセンターの増改築事業に充当をいたすものであります。

以上が、歳入の説明でありました。

次に、歳出に移らせていただきます。

16ページから歳出でございますが、歳出の説明につきましては、事業の進捗によりまして、それぞれの事業が確定をし、または確定見込みが出てきたということで増減がされております。私の説明については、主な補正内容、金額が多いもの、あるいは特徴的なものを、この場で説明させていただきます。

まず1款の議会費については31万円ということで、その記載のとおりであります。

2款の総務費であります。1項1目の一般管理費、補正額は減額ですが、1,335万1千円の減額ということであります。内容については、右の節のとおり、それぞれ増減があるということが1つ。それから2点目といたしまして、この特定財源のところ、マイナス2,050万円とございます。これらが変わってくるわけでございますが、内容的なものを説明させていただきます。

だきます。

まず、11節の需用費680万8千円の増額であります。この大きなものは消耗品ということで、597万5千円が大きいわけですが、例規集の追録代、あるいは加除式の参考図書追録代の追加ということで計上させていただきました。

それから15節工事請負費2,134万円の減額、これが大きいわけですが、これにつきましては、この議場の改修工事につきまして、当初の計画を変更いたしまして、それぞれ減額になったわけですが、内容的には建築工事部分、いわゆる大工工事でありますけれども、床材の張り替える面積を少なくしたというふうなこと、それから管工事におきまして、執行部席の机、あるいはイスは既存のものを使ったこと、また卓上の名札につきましても既存のものを利用させていただきました。また、電気工事につきましては、この卓上のマイクの台数を減らさせていただきました。ご覧のように、執行部席、2人あるいは3人で1台というような形をとらせていただきました。また、オーディオ関係の装置の変更をいたしました。パソコンのタッチパネルモニターの変更、それからいろんな部分の配線工事が減ったということから減額になりまして、今回、補正をさせていただきました。不用額を減額したものであります。

それから、先ほど言いました特定財源のマイナス2,050万円につきましては、議場改修工事に充てていました合併支援特例交付金を他の事業に充当するために、ここは減額といたしたものでございます。

次に2目の文書広報費、減額であります。865万円です。この主なものは右の19節負担金補助及び交付金で、減額1,070万円ございました。これは情報ハイウェイの設立負担金という説明になっておりますが、当初予算において1,270万円、負担金を計上いたしておりました。これについて、デジタルテレビ放送波を共同再配信する共同企業体の立ち上げをする費用ということでございましたが、今年度については200万円ですりたということで減額をいたしたものであります。

次のページ、4目の企画費中、30万円。金額は少ないですが、これは補助金でありまして、まちづくり推進事業の補助金ということで、今回2カ所分です。これは身延町まちづくり推進事業補助金要綱がございまして、これに基づくもので、10万円を限度といたしまして、1点目は椿川水系同好会、これは旧身延の椿川のことです。それからNPO法人 身延小さき花子ども園、これに対して、まちづくり事業に対して補助すると。この30万円中の20万円です。10万円が限度です。

次に徴税費ですが、これは減額の177万5千円。これは右説明のとおり、納期前納付の報償金が、不用額が生じているということで減額するものであります。

次に4項選挙費で3目町議会議員の選挙費について、減額711万5千円です。これは町議会議員の選挙経費の確定によりまして、不用額を減額させていただいたものであります。調整をさせていただきました。

次に18ページをご覧くださいと思います。

この中で、上から3つ目の13節の委託料472万3千円が減額をされておりますが、この理由につきましては、当初、看板の設置費につきまして、ポスター掲示場でございますけれども、当初30人用の看板を計画いたしましたのですが、小選挙区ということで、立候補者もそれぞれ少なくなったということで、下部が12人用、中富が8人用、また身延が12人用という

ことで変更させていただきました。これによりまして、事業費が少なく済んだわけでありまして、減額をするものであります。

次に5目の衆議院議員選挙費です。補正額は224万円です。これについては、県の委託金が確定になったということで、経費の割り振りを右のとおり、それぞれ変更させていただいたものでございます。

3款の民生費、老人福祉費については118万4千円。これは右説明のとおり、13節、28節でございます。

なお、特別会計の内容については、それぞれまた、特別会計でそれぞれ課長が説明させていただきますので、省略させていただきます。

19ページの6目障害福祉費については、補正額598万5千円の増額でございます。これについては、右説明欄のとおり、扶助費の内容について、それぞれ事業費の増減がございますので、必要経費を見直したために、それぞれ増減したものでございます。

次にめくっていただきまして、20ページの2項の2目で児童措置費でございますが、これは150万円、ちょっと大きいですが、補正でございます。

歳入でちょっと説明をいたしたとおり、上の欄の被用者小3修了前特例納付というのは、3歳以上、小学3年生までの厚生年金等の加入者の児童手当の分の補正。それから下の非被用者小3修了前特例納付というのは、やはり3歳以上、小学3年生までの国民年金に加入なさっている方の児童手当の補正でございます。

次に4款に移りまして、4款については記載のとおり、それぞれ予防費、また老人保健費を追加補正させていただきました。

また2項清掃費であります。1目清掃総務費は409万7千円でございます。右のとおり、峡南衛生組合の負担金の内容でございますけれども、ゴミ処理施設の交付税算入再配分といたしまして、338万7千円と計上してございます。この内容は、当初予算においては、前年度の実績等により見積もったわけでございますが、今年度、身延町に措置されました普通交付税が確定しましたので、これにより再計算をいたした結果、追加が必要になったということでございます。

それから下の新分別収集用ネットについては、71万円の負担金の増でございます。

それから3項簡易水道運営費、1目簡易水道運営費は1,605万1千円の追加でございます。これにつきましては、まず1つは一番右の28節繰出金が1,530万3千円という、これが非常に大きなわけでありまして、それぞれの特別会計繰出金の追加でございます。

また、財源内訳の中に1,900万円、国県支出金の欄に記載されておりますが、これについては財源組み替えをさせていただきましたが、合併支援の県交付金でございます。15節の工事費請負費で、財源組み替えをさせていただきました。この内容は6月補正に計上してありました水道のリモート監視工事分の財源について、変更という形をとらせていただきました。

次の22ページをお願いします。

このページにつきましては、5款の労働費でございますが、金額は30万3千円と少額でございますが、一応、新しい事業ということで、総務課長のほうからも全協のときに説明があったと思いますけれども、防犯パトロールの業務について委託をしたいということで、青色パトカーの事業でございます。シルバー人材センターにパトロールを委託していきたいということで、2名の2カ月分、1日3時間という形を予定いたしております。児童生徒の安全確保のた

めの青色パトカーの事業をしていくということでございます。

それから、なお、この関連する経費については、のちほど26ページに、また防災費中にも修繕費ということで、公用車を改造する修理といたしまして、55万2千円が計上させていただいております。合わせると85万5千円が、この青色パトカーに対する経費の合計額になります。

次に6款の農林水産業費でございます。1項3目農業振興費、補正額1,404万8千円です。それぞれ右の節のとおりでございますが、大きなものは、18節の備品購入費402万円でございます。次の23ページの一番上段に内容が書いてあるわけですが、有害鳥獣の檻、10基買いたいということ、それから竹用のシュレッダーですね、これは自動式の竹の粉碎処理機でございますけども、これを1台購入するということでございます。

それから19節で、それぞれの制度に基づく補助金の計上がございます。中山間地域等直接支払い制度補助金ということで、372万8千円でございます。これは事業費が追加になったということで、この事業については全部で、町内で20集落を予定いたしておりますが、現在までの累計の予算額は775万2千円になりました。

それから、次の有害鳥獣防除用施設設置補助金320万円の計上でございますが、これも今まで、予算がもうすでにあるわけでございますが、また追加ということでございます。現在額、累計で1,760万円。この非常に大きなお金ですけど、防除用資材の施設補助金ということで計上いたしました。

それから地域提案型遊休農地活用事業補助金ということで、これは新しい事業でございますけども、191万円でございます。歳入で説明が一部ありましたように、その補助金を充当するものでございますが、場所といたしましては、身延町相又の遊休農地を整備するものでございます。

それから一番下ですが、富士川農林学校いなか体験ツアー圃場整備事業補助金ですが、42万円ですけども、これも新しいものでございました。体験ツアーを今後仕組んでいく中で、必要となる条件整備をしていくということで、補助金を交付するものでございます。

次に4目農業土木費、補正額1,154万2千円でございます。これについては、13節の委託料506万7千円で、説明のとおり、3カ所に対しての委託料ということでございます。また15節工事請負費635万9千円。この記載のと通りの事業に、それぞれ充てるものでございます。

次にめくっていただきまして、24ページをお願いします。

5項1目住宅管理費、これは補正額が4万2千円でございますけれども、財源のところでは165万円の国県支出金を見込んだために、右の財源組み替え等が発生いたしました。ここで大変申し訳ありませんが、一字、語句の訂正をお願いしたいんですが、「15工事請負費」とございますが、「13委託料」に節の変更をさせていただきたいと思っております。「13委託料」でございます。これは右説明のとおり、財源組み替えでございます。

それから次のページ、25ページの6項下水道費、1目下水道総務費は179万2千円。説明のとおり、一部人件費の減がございますが、これについては下水道事業の特別会計で計上するため減額いたしました。

あと28節は、繰出金の増額でございます。

次に9款1項1目非常備消防費ですが、136万2千円。ホース、管槽等の消耗品の費用で

ございます。

それから消防施設費で134万2千円。これは右の記載のとおり、補助金ということで、山の北小の入り口にある火の見、あるいは部室の解体工事に対する補助金であります。

次に26ページをお願いします。

3項1目防災費については83万円ですが、やはり財源の内訳のとおり、財源組み替えをさせていただいております。合併支援特例交付金が262万円、ここで財源組み替えをさせていただきました。

10款の教育費ですが、2項1目学校管理費、補正額921万1千円であります。この主なるものは、15節の工事請負費762万4千円ですが、久那土小学校の旧体育館を解体工事するものですが、体育館は木造の平屋建ての一部2階建て、延べ床面積556平方メートルで、昭和29年に建設をされた古いものでございます。

以下、記載のとおりでございますが、次の27ページ、北小学校建設事業費については、補正額はございませんが、財源について組み替えをいたしましたので、右のとおりとなっております。ただ、これを見ただけだと、ちょっと理解できない部分があるかと思いますので、ちょっと説明をさせていただきます。

まず13節の委託料について、これは財源組み替えですけど、これは当初計上してごさいます外構等の設計委託料について財源を替えるということでございます。これは記載のとおりです。

それから15節の工事請負費について、次の22節の補償補てん費と入れ替えるものでございます。320万円。そして、この光ケーブルの移設工事費の財源といたしましては、地方債が280万円、基金が20万円、一般財源が20万円でございます。そのほかに現在までの校舎、体育館等の工事費の財源を組み替える部分が、そこに記載してございます。

また、22節の電柱等移設補償料、これについては地方債を300万円減額、あるいは基金を20万円減額して、さらに財源組み替えということで、計上済みの財源を記載のとおり、変更するものでございます。

次の中学校費については、学校管理費、やはり財源組み替えがございます。

めくっていただきまして、28ページについては、それぞれ学校あるいは社会教育、文化施設等の補正でございますが、省略させていただきます。

29ページの中ほどにございます、9目文化財調査費でございます。この目につきましては、今回の補正で新しい目を起こさせていただきます。この理由は文化財管理費等は違う目であるわけでございますが、旧身延町の和田地内において、圃場整備予定地内でございますが、縄文時代の住居跡が発見されたということで、発掘調査をする費用を計上させていただきます。このためには新しい目をつくって、分かりやすくしたわけでございます。

面積といたしましては2,500平方メートル、教育委員会が調査をいたします。これについて、費用は記載のとおり、全額県費という形でございます。なお、中山間事業総合整備事業の中で行うことになります。

めくっていただきまして、30ページをお願いします。

ここについては、12款の公債費を説明させていただきます。公債費の1目の元金で500万円、また2目の利子としてマイナス1,900万円を計上させていただきます。これについては、今年度の起債の償還額が確定をいたしてまいりましたので、当初予算、計上いたしてお

りました予定額を変更するわけでございます。16年度に、起債借り入れについて、5月の時期になって借りておるわけですが、当初予算段階では起債の額、あるいは率等が確定していませんでしたので、今回、それに基づいて変更するものでございます。

それから13款の諸支出金ですが、4目の公共施設整備基金費であります。1千万円、積み立てを予算化したものであります。

歳入の18款の基金繰入金で説明もしたんですけども、留保財源の扱いについて、その一部について、1千万円ですけども、今後の公共施設整備の財源といたして、予算計上をして、確保しておきたいということで、計上いたしましたものでございます。なお、公共施設整備基金については、現在額が約7億6,400万円でございます。

次の文化振興基金の30万円については、歳入で説明いたしましたように、2名の方からの寄附金を積み立てるものでありまして、次の31ページの17目のなかとみ現代工芸美術館の50万円につきましては、3月15日の日に川崎在住の方から美術館収蔵の鈴木先生の作品の管理保管の経費にしてほしいということで寄附があったわけですが、年度末でございまして、16年度の繰越金の一部として決算処理をいたしておりますので、これを今回、基金といたしまして積み立てるものでございます。

以上が、歳出の説明でございました。

以下、参考資料といたしましては、32ページから38ページまで添付をしてございますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

議案第136号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
町民課長。

○町民課長（遠藤和美君）

それでは、私のほうから議案第136号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

まず今回、補正をお願いする主な要因は2つあります。

その1つ目は、保険税の減額補正です。当初予算編成時は旧3町の税率が統一されていなかったため、平成17年度の療養給付費見込み額から必要とする税額を推計し、計上させていただきました。3月議会において、国民健康保険税率統一の議決をいただきまして、その改正した税率で、17年度は課税しております。2割軽減の事務処理等も終了いたしましたので、今後、調定額に大幅な変動はないものと考えられることから、減額補正を提出させていただきました。

2つ目は、退職者の医療費の伸び等により補正をする必要が生じたためです。今回の補正額は歳入歳出それぞれ5,103万1千円の追加をお願いするものですが、その内容について簡単に説明をさせていただきます。

6ページの歳入から、説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

1款1項の国民健康保険税ですが、1目一般被保険者国民健康保険税については1,981万円の減額。2目の退職被保険者等国民健康保険税については1,525万円の増額となり、合計456万円の減額となりますが、この減額分については繰越金を充当させていただきます。

5款1項1目療養給付費交付金3,095万円の増額をお願いするものですが、これは歳出

でお願いする退職被保険者等療養給付費の増額による、社会保険診療報酬支払い基金の負担分として交付されるものです。

1 1 款 1 項 2 目 その他繰越金は 2 , 4 6 4 万 1 千円の増額をお願いするものですが、これは国保税の減額分と、歳出で説明させていただき費用に充当させていただきものです。

それでは 7 ページをお願いいたします。

歳出の説明をさせていただきます。

2 款の 1 項 2 目、退職被保険者等療養給付費 3 , 4 9 5 万 2 千円、2 項 2 目退職被保険者等高額療養費 1 , 1 5 5 万 8 千円、5 項 1 目町債費 3 0 万円、それぞれ増額をお願いするものですが、これは 4 月から 1 1 月までの実績に基づいて推計しましたところ、不足を生ずるおそれがあるために、今回補正をお願いするものです。

それから 3 款 1 項 1 目老人保健医療費拠出金 7 8 万円の増額をお願いするものですが、これは社会保険診療報酬支払い基金の確定数値によるものです。

それでは次のページ、8 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護納付金 2 8 7 万 3 千円の増額をお願いするものですが、これにつきましても社会保険診療報酬支払い基金の確定数値によるものです。

6 款 1 項 1 目保健衛生普及費 5 6 万 8 千円の増額をお願いするものですが、これは医療費通知発送のための郵便料が不足するおそれがあるために、今回、補正をお願いするものです。

以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第 1 3 7 号 平成 1 7 年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 1 3 8 号 平成 1 7 年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について  
議案第 1 3 9 号 平成 1 7 年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について  
水道課長。

○水道課長（井上隆雄君）

それでは水道課所管の議案第 1 3 7 号、1 3 8 号、1 3 9 号について、詳細説明をさせていただきます。

はじめに議案第 1 3 7 号 平成 1 7 年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 4 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2 , 4 6 6 万 2 千円とする。

6 ページをお願いいたします。

歳入を説明させていただきます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目簡易水道施設整備費負担金、補正額が今回 4 2 万円でございます。

2 節の受託工事負担金であります。説明にありますとおり、県の開持川河川改良に伴う水道管仮設工事費の負担金であります。これは県からの負担金でございます。

続きまして、5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、今回お願いする額が 2 2 2 万円でございます。1 節一般会計繰入金、施設管理費へ繰り入れていただきます。

7 ページをお願いします。

歳出を説明させていただきます。

1 款総務費、1 目一般管理費、今回お願いする額が2 5 7 万円でございます。

1 1 節の需用費1 0 4 万2 千円。これは消耗品、滅菌剤です。水道の滅菌剤ということでございます。それから燃料費、公用車でございます。光熱水費としまして、電気料でございます。合わせて1 0 4 万2 千円でございます。

1 2 節役務費1 2 万7 千円。これは通信運搬費ということで、6 月補正で工事をお願いしたりリモート監視装置がいよいよ稼働しまして、回線料ということでございます。

1 5 節工事請負費1 2 7 万1 千円。これは先ほど、歳入の工事負担金のところで申し上げましたけど、県単の河川改良、開持川の改良に伴う水道管の移設工事ということで、今回、仮設工事費分ということでございます。

1 8 節備品購入費1 3 万円、これは水質検査用のPH等の測定器を1 台購入させていただくものでございます。

続きまして、2 款の水道事業費、1 項簡易水道事業費、1 目簡易水道事業費ということで、今回7 万円をお願いするところでございます。

1 1 節の需用費で7 万円、これは公用車の燃料費ということでございます。

以上です。

続きまして、議案第1 3 8 号をお願いいたします。

議案第1 3 8 号 平成1 7 年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算（第3 号）について、説明いたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1 , 1 0 8 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 億2 , 6 4 3 万9 千円とする。

（地方債の補正）

第2 条、地方の変更は「第2 表 地方債補正」による。

4 ページをお願いいたします。

「第2 表 地方債補正」

起債の目的 簡易水道事業債。補正前が4 , 2 2 0 万円、補正後が3 , 5 7 0 万円でございます。

続いて、過疎対策事業債が4 , 2 2 0 万円、補正後3 , 5 7 0 万円となります。

計といたしまして、補正前が8 , 4 4 0 万円、補正後が7 , 1 4 0 万円ということで減額となっております。

この主な理由といたしましては、中富東部簡易水道事業下田原地区でございますけども、事業を行っておりますが、その事業費の減によるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

歳入について、説明させていただきます。

1 款水道事業収入、1 目水道使用料、補正額が2 万3 千円。節としまして、2 節の過年度分の2 万3 千円でございます。

4 款国庫支出金、1 目簡易水道施設整備国庫補助金、補正額が5 4 0 万8 千円の減額でございます。節としまして、簡易水道施設整備国庫補助金、これは先ほど申し上げました東部簡易水道事業の減額でございます。

続きまして、5款の繰入金、1目一般会計繰入金730万5千円の増でございます。これは一般会計繰入金ということで、事業費へ繰り入れていただきたいと思えます。

続きまして、8款の町債、1項町債、1目の簡易水道事業債650万円の減。同じく過疎対策事業債650万円の減額でございます。これは先ほど申し上げましたとおり、東部簡易水道事業費の減額によるものでございます。

続きまして、8ページへお願いいたします。

8ページの歳出について、説明させていただきます。

1款総務費の1目一般管理費でございますけど、補正額が2万3千円でございます。

節としまして、11節の需用費42万円。これは修繕費でございます。12節の役務費3万8千円。これは通信運搬費、15節の工事請負費43万6千円で、これは下田原のメーター器の取り付け工事の請負差金ということでございます。16節の原材料費が87万1千円の減でございます。これはメーター器等でございます。

続きまして、2款水道事業費、1目の簡易水道事業費ということで、補正額が1,103万3千円の減額でございます。

11節の需用費3万3千円。これは公用車の燃料費ということでございます。13節の委託料でございますが、613万6千円の減額であります。これは実施設計および請負差金によるものでございます。

なお、この説明のところに、金額の付されていない部分がございますけど、一部、まだこれから入札を行うという部分がありますので、金額のほうは差し控えさせていただいている部分があります。

北部の簡易水道が3カ所ありまして、この部分ですけど、工事請負費の減額分を補助事業でありますので、15節の工事請負費の北部簡易水道送水管布設工事、そちらのほうへ繰り替えさせていただきます。

続きまして、15節の工事請負費120万8千円の増でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたけど、中富北部簡易水道の部分の委託料から、工事費のほうへ振り向ける分と中富の東部簡易水道事業の工事部分の増減部分がございますけど、減額等の部分を差し引くと120万8千円の増額ということになります。

続きまして、19節の負担金補助金及び交付金でございますけど、613万8千円の減でございます。これは東部簡易水道導配水管布設工事負担金ということで、下田原地区には下水道工事をしております。それに水道工事を合わせて、同じ掘削力所に工事をさせていただくということで、その分の負担金ということで、今回、下水道工事の工事個所の場所がちょっと変わったということで、水道管にかかわる部分も一部変更になったということが主な理由で減額ということでございます。

5款の公債費、2目の利子でございます。これは償還金でございます。16年度事業の工事の償還額が確定したための7万円の減額でございます。

続きまして、議案第139号をお願いいたします。

議案第139号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、説明いたします。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,075万8千円とする。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」

起債の目的 簡易水道事業債。補正前が3,380万円、補正後が3,180万円。

過疎対策事業債。補正前が3,380万円、補正後が3,180万円。

計ですが、補正前が6,760万円、補正後が6,360万円の減額となっております。これは相又簡易水道事業の減額によるものであります。

7ページをお願いいたします。

歳入について、説明させていただきます。

2款の分担金及び負担金、1目の簡易水道施設整備費負担金、今回お願いする額が294万円。これは2節の受託工事負担金でございます。これも同じく、県の門内の急傾斜地崩壊対策事業に伴う水道管の仮設工事の負担金でございます。

4款国庫支出金、1目簡易水道施設整備費国庫補助金230万9千円の減でございます。これは相又簡易水道事業の減額でございます。相又簡易水道事業も、今年度をもって事業完了になるということで、精査によるものであります。

5款の繰入金、1目一般会計繰入金577万8千円。一般会計繰入金でございます。これは管理費と事業費へ繰り入れをさせていただきます。

8款町債、1目簡易水道事業債200万円の減。2目過疎対策事業債200万円の減でございます。これは相又簡易水道事業の事業完了に伴う減額でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出について、説明をさせていただきます。

1款総務費、1目の一般管理費、補正額でございますが、673万2千円。11節の需用費351万3千円。これは消耗品、水道滅菌剤、あと燃料費、これは公用車です。修繕費として300万円でございますけど、これからの凍結期に備えての修繕費ということで、お願いをいたします。

12節の役務費13万2千円、通信運搬費ということで、これも先ほど申し上げましたけど、リモート監視システムの回線料ということでございます。15節工事請負費308万7千円。これは歳入で申し上げましたけど、門内の急傾斜地崩壊対策事業に伴う水道管の仮設工事であります。

2款水道事業費、1目簡易水道事業費でございます。補正額が414万7千円の減であります。

11節の需用費6万円。これは燃料費、公用車でございます。13節の委託料78万4千円、これは中央簡易水道実施設計業務と相又簡易水道実施設計業務ということで、やはり金額のほうの一部入っておりませんが、これから入札ということでご理解をお願いしたいと思います。

15節の工事請負費499万1千円の減であります。中央簡易水道事業の単独工事が丸滝沖村線道路改良に伴う配水管布設工事、波木井1区の増圧ポンプ室撤去工事、梅平給水管布設工

事でございます。これを合わせて、金額が入っておりませんが、これは191万1千円の増額となっておりまして、続きまして、中央簡易水道事業の配水管の布設工事が請負差金ということで、121万4千円の減となっております。それから相又簡易水道の配水管布設工事、相又簡易水道給水工事ということで、それぞれ減額となっております。

なお、中央簡易水道の配水管の布設工事が補助事業でありますので、減額分を委託料の中央簡易水道の実施設計業務のほうへ、一部振り向けをさせていただくようお願いしたいと思います。

9ページをお願いします。

5款の公債費、2目利子でございますけど、これも先ほどのところで申し上げましたけど、16年度の工事、事業が完了して償還金の額が確定したということで、17万6千円の減額となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

議案第140号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について  
環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

議案第140号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明を行いたいと思います。

4ページをお開きください。

第2表 地方債の補正でございますが、特定環境保全公共下水道事業債、限度額が7,240万円ございましたのが、補正後が900万円増えまして8,140万円。

過疎対策事業債が同じく7,240万円が900万円増えまして、8,140万円となるものでございまして、これにつきましては、身延公共下水道事業の処理場環境設計事務業務にいくものでございます。

7ページをお開きください。

歳入。1款分担金及び負担金、2項負担金、1目中富下水道事業負担金でございますが、補正額、減額の613万8千円でございます。これにつきましては、先ほど水道課長が申しましたように、上水、下水との兼ね合わせをもちまして、うちのほうの事業の兼ね合わせで、上水が減れば、うちも減ってくるということでございます。613万8千円の減額でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目中富下水道使用料、補正額9万1千円でございます。これは下水道使用料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目身延公共下水道事業国庫補助金2千万円の増額でございます。これは2節の汚水処理施設整備交付金2千万円でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目帯金塩之沢下水道事業一般会計繰入金、減額の103万1千円でございます。これにつきましては、交付金のほうに振り替えるため、職員給与等でございます。なお、増額のほうは25万1千円、消耗品でございます。

3目角打丸滝下水道事業一般会計繰入金、減額の158万円。同じく職員給与費で1名分でございます。

4目身延下水道事業一般会計繰入金644万3千円。これにつきましては、建設費でございます。

次ページをお願いします。

7款1項町債でございますが、2目身延公共下水道事業債1,800万円。1節が公共下水道事業債900万円でございます。2節が過疎対策事業債、同じく900万円でございます。合計1,800万円です。

9ページをお願いします。

歳出でございますが、1款下水道事業債、1項総務費、1目中富下水道事業総務管理費、補正額9万1千円、右説明のとおり通信運搬費でございます。

2目帯金塩之沢下水道事業総務管理費、減額の128万2千円。これにつきましては、先ほど申しましたとおり、交付金のほうに振り替えるため、減額となります。なお、振り替える月数がありまして、1月から3カ月分でございます。

それから3目角打丸滝下水道事業総務管理費、減額の158万円。これも同じく職員1名分でございます、交付金に振り替えるものであります。

2項事業費、中富下水道事業建設費、減額の613万8千円。これは歳入で申しましたとおり、工事の減でございます、下田原による減額でございます。次年度には、このまま同じ金額が入ってくると思います。

10ページをお願いします。

4目身延下水道事業建設費4,444万3千円。2節給料386万5千円。これにつきましては4名分でございますが、1月から3月分を交付金に振り替えるためにでございます。

3節職員手当費95万6千円、これも同じでございます。

4節の共済費60万3千円、これも同じでございます。

9節旅費15万円、11節需用費107万円、交付金対象額に伴う消耗品でございます。

12節役務費6万円、これも交付金対象でございます。

13節委託料3,773万9千円、身延公共下水道事業処理管渠設計業務と、同じく身延公共下水道事業処理場用地鑑定業務でございます。

3項維持管理費、2目帯金塩之沢下水道事業維持管理費25万1千円、消耗品でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第141号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第3号）について生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

議案第141号につきまして、説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目施設使用料60万円、増額をお願いいたします。内容は1節施設使用料60万円、今までの利用者の増によるものです。内容1千食掛ける600円で60万円でございます。

続きまして、歳出、次ページ。

3款1項1目食堂事業費60万円、歳入で説明いたしました利用者増による食費代60万円を食材費として、11節需用費の中で支出するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

議案第142号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算（第2号）について

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

議案第142号の町長の補足説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

4節の共済費4万3千円の追加は、臨時職員の社会保険料改定により追加するものです。

11節の需用費、光熱水費の5万1千円の追加は重油の値上げにより、燃料費の不足が見込まれるためであります。

修繕料6万2千円の追加は、非常時に点灯する非常等バッテリーの劣化により、2カ所のバッテリーを取り替えるものと給湯循環ポンプの取り替え費用です。給湯循環ポンプは1つが故障しても使えるよう、ダブルで設置してありますが、そのうちの1つが故障したためであります。

13節の委託料4万3千円の減額は、記載の委託業務終了により減額するものであります。

合計11万3千1百円の追加補正になりますが、財源は6ページにありますように、すべて一般会計からの繰入金で充てるものです。

以上が議案第142号の補足説明となります。よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

次に請願第5号 峡南高校、増穂商業高校と市川高校の統廃合に反対し、地域の高校を守ることを要求する意見書採択を求める請願について

奥村征夫君より、説明をお願いいたします。

奥村君。

○14番議員（奥村征夫君）

請願を紹介させていただきます。

請願第5号

件名 峡南高校、増穂商業高校と市川高校の統廃合に反対し、地域の高校を守ることを要求する意見書採択を求める請願

請願者

峡西以南の高校教育を考える会 武田勝彦  
南アルプス市野牛島1656の1

紹介議員

身延町議会議員	奥村征夫
〃	伊藤文雄
〃	望月 明

請願の要旨

峡南高校、増穂商業高校と市川高校の統廃合に反対し、地域の高校を守るために県教育委員会への意見書を採択していただきたい。

請願の理由については、下記のとおりでありますので、省略いたします。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松木慶光君）

以上で提出議案および請願の説明、ならびに担当課長の詳細説明を終わります。

日程第8 提出議案に対する質疑を行います。

議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

議案第129号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定についてということで、2、3質問したいんですけども、6条で選定をするときに、学識経験者を有する者の意見を聞かなければならないというふうにあるんですけども、これは選定委員会を設置しないで、ただ学識経験者を有する者の意見だけということに理解をするんですけども、選定委員会を設置する予定はあるのか、どうなのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

条例では、学識経験を有する者の意見を聞いてというふうなことでございまして、具体的には規則の中で選定委員会を定めるというふうなことでございまして、規則の第6条には学識経験者の審査というふうなことで、条例第6条の規定によりまして、指定管理者の規定に関し、学識経験者による審査を行うために身延町公の施設の指定管理者選定委員会を置くと、こんなふうなことで規則で定めてございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そういうのは、きちっと条例で定めたほうが分かりやすいのではないかなというふうに思うんですけど、いちいち規則でやるということしか考えられないということですか。それと、もう一つ、選定委員会のメンバーですよね。どういうメンバーの想定を、規則でなっているかということを教えてください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

定め方には条例による定め方と規則による定め方がございまして、県内のいくつかの町村を調べまして、うちの町は規則で定めるというふうに行いました。また、学識経験を有する者というふうな、委員の数は5人以内として、町長が委嘱して任命をすると、こういうふうになってございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では業者の代表とか、それが住民の代表とか、そういうのは町長が必要と認めた人5人ということで構成すると理解してよろしいでしょうか。私は専門家というか弁護士とか、そういう人、専門家も入れたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、それはその規則の中に入っているかどうか、ちょっと確認したいんですけど。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

5名以内というふうなことでございますから、議員さんのおっしゃるように学識経験を有する者の中から、町長がそれぞれ委嘱をして任命していくようになります。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

あと15条なんですけども、この条例は個人情報の保護という観点、それから情報公開という観点がすごく大切な条例になってくると思うんです。個人情報の保護ということで、この条文にはあるんですけども、例えば指定の期間が過ぎたあととか、また指定を取り消したあととか、それからその従業員が辞めたあと、その秘密というか、そういうものが他人に漏れないかどうかということでは、もう少し条文を今言ったようなところまで広げる必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけど、それか、あとの規則でそういう文言が載っているのかどうかということをお聞かせください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

業務に従事している間につきまして、あるいは契約が終わったあと、あるいは退職したあと、それにつきまして、この個人情報保護というふうな場面は適用になっていきます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今ちょっと、聞き忘れてしまったんですけど、情報公開の条例ということで、必要に応じて、これは透明性を確保するという意味で、住民の方が公開請求できるようになっているのでしょうか。そのところをお聞かせください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

当然、指定管理者は情報公開条例の適用を受けていくということになりますから、情報公開の請求があった場合は、そちらの部分が請求に基づいて開示されていくというふうになります。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

川口君。

○15番議員（川口福三君）

1点だけ、お伺いいたします。

議案第129号の、この本町の公の施設、この条文に入る施設は町内に何施設あるか、この1点だけお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

以前の議会でも、全体の数はそれぞれ答弁がしてございますけれども、今回、この指定管理者に関する指針を定めまして、当面、9月までに定めなければならない、指定管理者として選定をしていく施設というふうなことで、8施設が掲げられてございます。

この代表的な部分をとってみますと、下部農村文化公園、あるいは活性化ゆばの里、市之瀬味噌の加工場と、こういうふうな施設があるわけでございますけれども、先ほどの条例でお話をいたしました、特例というふうなことで、地域の団体と、あるいはそういうふうな部分が活性化に結びついていくというふうな場面は、現行の指定、委託を受けている場面をそのまま指定管理者として契約を結んでいくというふうな場面が、現在のところでは多くあるという、こういう状況でございます。

○議長（松木慶光君）

川口君。

○15番議員（川口福三君）

そうすると現在は8施設であるが、今後、町で計画を、もし、こういった施設を計画する、または計画があるかどうか、その1点をお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

将来的に19年度以降、それらの施設については検討を加えていくという施設が12施設ほど掲げだしております、その中の一部をとってみますと、中富和紙の里とか、あるいは総合文化会館とか、あるいは木喰の里微笑館とか、いくつかの施設が将来的には検討を、導入していくという施設に掲げられてございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沓君）

この中で付託されている案件を、自分の委員会に付託されているのに、これは全部質問するんですか。そうではないでしょう。そういうふうなことについて、議長のほうで采配をちゃんととってほしいです。

○議長（松木慶光君）

実は、この件につきましても過日において、委員会へ付託しますので、本会議については質

疑はご遠慮願いたいということは言っております。

今後とも、そういうことにご注意願いたいと思います。

ほかにありますか。

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

指定管理者の選定のところで、第4条になります。その中の2項に公の施設の適切な維持および管理にかかる経費の縮減が図れるものだと、これは選定の段階で縮減が図られるかどうかの判断はどういう基準によって、どういう作業でやられるのか。これは非常に大事なところであろうかと思えます。というのは、指定管理者だからといって、その公の施設をやりながら、儲かるとかということは、およそ町からの助成を得たり、いろいろなものを得て運営していくはずですので、経費の縮減が図られるというのは、基準を先に示しておかないと、誰も手を挙げられない状況になるのではないかと思いますので、そのへんをひとつ、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

選定委員会の中で、それぞれ検討していくんですけど、当然、申請書の中にはそれぞれ事業者の定款だとか、あるいは管理を行う公の施設の事業計画だとか、あるいはその施設の収支の計画だとか、こういうふうなものを出していただいて、そして現状の状況を比較しながら、総合的に指定管理者がふさわしいかどうかというふうなことを決定していくと、こういうふうな状況でございます。

○議長（松木慶光君）

穂坂君。

○11番議員（穂坂英勝君）

とすると、この管理者の選定というときには、すでにそういうものを公募によるとか、いろいろあるんだろうけれども、事前に町内、その他に示しておくということですか、すべて、内容を・・・分かりました、結構です。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

これからは、それぞれの施設を有する担当課が順次、手続きを進めていきますけども、基本的には公募によるとなっております。公募するときには現状の施設、あるいは面積とか、建物だとか、人的だとか、いろいろな場面をそれぞれ示しまして、それに基づいて指定管理者を希望するものは事業計画だとか、収支の予算とか、そういうふうなものを自分なりに立てて申請を出してきて、指定管理者の選定委員会がそれらの状況に基づきまして選定をしていくと、こういうふうになります。でも、先ほどお話ししたけども、現状の状況は委託をそれぞれしておる組合とか企業が、地域の中で設立された組合ですから、その方々に指定管理者としての契約をお願いしていくというのが大部分でございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第130号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第131号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

ここで昼食の時間になりますが、このまま続けたいと思いますが、お諮りいたします。

( 暫時休憩。 の声 )

暫時休憩というご意見でございますので、ここで昼食時間をとりまして、1時から再開いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長(松木慶光君)

それでは、会議を再開いたします。

再開にあたりまして、近藤康次議員は午後欠席ということでございます。

それに、1つお願いがございます。

所属委員会に属する委員の質疑は、委員会で質疑審査等をしていただくということの中で差し控えていただきたいと思います。

それでは、引き続き再開いたします。

議案第132号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第133号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第134号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第135号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは議案第135号について、2点の質問をしたいと思います。

まず1点目は、先ほど課長のほうから説明があったわけでありまして、22ページと、それから23ページにわたって、富士川農林学校いなか体験ツアー企画というものがあるわけでありまして、この中身について答弁を求めたいと思います。

2点目として、27ページ。北小学校の建設事業、これも課長から説明がございまして、財源の組み替えということで、ここに書いてあるわけでありまして、改めて、この数字も含めて説明を求めたいと思います。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えします。

いなか体験ツアーの関係でございますけれども、これは県の事業でございまして、実際に行うのは来年でございますけれども、中身で言いますと、茶摘み体験、それからシイタケ狩り、それから枝豆の採取というもので、都会の人たちにツアーを企画しまして、そういうところでもって体験をしてもらおうということで、本年度のこの事業の中身としましては、お茶の肥培管理とか、それからシイタケの原木の購入費とか、それから枝豆、大豆ですね、大豆を入れるところの土壌といいますか、畑の管理、そういったものの条件整備といいますか、下準備、そういうものの費用でございます。これは、実際には来年度に行う事業でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

では、私のほうからは27ページの歳出の身延北小学校の建設事業費が計上されておりますが、その財源のことにつきまして、ちょっと説明をさせていただきます。

私も、先ほど補足の中でも一部ふれたわけでございますけれども、真ん中ほどに補正額の財源内訳がございまして、国県支出金が1,331万9千円増えますよというようなこと、それから、その右のほうに起債の内容がそれぞれ書いてあるわけですが、基本的に補正額が何にも書いていないということが、まず第1点、今回は補正の額はありません。ただ、節の15と22節の入れ替えが1点ございますということ。それから国庫補助金、あるいは起債の変更により、現在まで予算計上した財源が変わってくる部分が出てくるわけでございます。

例えば歳入の11ページで、国庫補助金が教育費国庫補助金として1,331万9千円が計上されておりますが、これは歳出のほうの、先ほどの27ページの特定財源の国県支出金1,331万9千円に出てまいりまして、この内容とすれば、15節の財源組み替えとございますけれども、1,331万9千円、ここを増やしたということ。それから起債が、例えば歳入の15ページの4目の教育費で2,790万円減額となっております。これは、この先ほどの27ページの地方債2,790万円、財源のところでは減額になっております。右の欄の2,790万円の根拠でございますけど、これがちょっと複雑でございまして、1つはそこに記載してある13節、地方債が1,390万円マイナスになりますということ。それから15節の320万円増額いたしますが、この財源の内訳として、地方債分が280万円充てましたとい

うことが2点目。

それから3点目といたしましては、そこに記載してございます15節の工事請負費、地方債、マイナスの1,270万円、さらには22節の減額になる部分の財源、320万円の財源の一部として、地方債として300万円、この部分は減らしますと。それから、その記載してございます電柱の財源ですね、マイナス130万円、これらを差し引きいたしますと、冒頭で言いました地方債マイナス2,790万円になるわけでございます。

それから、その次にその他ですね、その他は基金のことをいっているわけですが、合計しますと1,310万9千円になります。これについては、まず予算書では歳入で14ページ、基金の繰入金、北小建設基金繰入金1,310万9千円、これは増やしました。これが計上されています。また、歳出へ戻りまして、27ページでは、その他欄に1,310万9千円、ここへ充てましたということです。

ただ、この内容が先ほどと同じように、ちょっと細かい説明になりますけども、右記載の13節が1,375万9千円、これはプラスの部分です。それから、工事請負費の320万円のうちの20万円。また、記載してございます財源組み替えの基金繰入金、マイナス65万円。それから22節においては、320万円減額する部分に充てていった基金20万円を減額する。以上のマイナス20万円までを差し引きいたしますと、その他欄に記載の1,310万円になるということで、あと差し引きをして一般財源という形になるわけございまして、要するに予算書の計上の仕方になろうと思いますが、補正額の財源内訳に記載してあります特定財源、また一般財源の起債の額については、今回の補正にした財源と、さらに財源組み替えをした財源、これを差し引きして計上してあるために分かりにくいというふうなことだと思われま。

また、質問をしてください。以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

富士川の農林学校体験ツアーの部分につきましては、来年度に向けての下準備だという答弁がございましたけども、全体的にどのくらいの予算になるのかと。例えば300万円、400万円、これからも続くのかどうなのか、これが1点。

それから2点目として、北小学校の建設の部分につきまして、14ページ、財源の問題。国庫支出金1,331万9千円、これも分かりますよ。それから地方債2,790万円、これも分かりますよ。それから、その他1,310万9千円。これも1,375万9千円から65万円引けば1,310万9千円になる。これは基金の問題ですね。これも分かりますよ。そこで地方債の2,790万円。前の収入の部分については2,790万円と書いてあるけども、節の部分の中でトータルすれば2,770万円。課長も分かっていると思いますけども、70万円。この20万円が一般財源の147万2千円と、この部分の中へ、このすべてを、マイナスとプラスを合わせれば、これがゼロになることは誰もが承知だと。ところが、この20万円を、地方債の2,790万円の20万円を、一般財源を20万円にこういった組み替えの予算を立ててもいいのかどうなのか、答弁を求めます。改めて。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、先ほどのいなか体験の関係ですけれども、本年度事業については100万円ということで、全額、県の補助金となっております。それから、来年度にやる関係ですけれども、ちょっと、これは県のほうでやるものでありまして、ちょっとそこまで聞いておりません。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

ちょっと確認をしますけれども、では金額の差し引きについては、よろしいですね。ご理解をいただけたということで、あとは地方債をこういう振り分けにしているのかどうかという部分だと思いますけど、冒頭、説明しましたように、まず補助金が増えたということがございまして、事業費ではなくて補助金が増えたということになると、財源をどこか替えなければならないということが出てまいりました。

この北小の建設基金には一番、現在有利でございます過疎債、もしくは合併特例債ということで、16年度中に議員さんのご理解をいただく中で合併特例債を充てていこうということでまいっております。この合併特例債について、今回2,790万円、合計ですと、そうです。減額をするということでございまして、これは事業費の増減が伴っておりませんので、今回、組み替えというような形でやらせていただけたわけでございます。

起債については、少なければ、そのほうがいいわけでございますけれども、今回、補助金がいただけたということで、このような措置をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

笠井君。

○17番議員（笠井万沱君）

それでは最後に聞きますけれども、節の部分で、最後のの320万円、15節と22節を差し引いてゼロにしてあるわけですね。ゼロにしてあるんです。そうすると、例えばここにしている地方債の130万円と130万円で、これでゼロです、普通は、このマイナスの320万円というのは、22節の中ではどうなっているのか、内訳を説明願います。最後です。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

言っている意味が分かりました。

一番最初、私がそこで説明したときにも言ったんですけども、まず15節の工事請負費320万円の内訳が今から、もう1回言いますけど、地方債が280万円、それから基金が20万円、それから一般財源が20万円、これで320万円になります。それから下の22節のマイナス320万円の内訳というのは、地方債が300万円のマイナス、それから基金がマイナス20万円ということでございます。基金がマイナス20万円。ですから、例えば財源内訳のその他の1,310万9千円の内訳を見ますと、これは基金ですけど、プラスの1,375万9千円。それからプラスの20万円。それからマイナスの65万円。それからマイナスの20万円ということでございます。それで差し引き、この金額になると思います。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑はございませんか。

日向君。

○9番議員（日向英明君）

23ページですけど、19節の地域提案型遊休農地活用推進事業補助金191万円載っているわけですけど、先ほどの説明の中では、相又地区ということで説明を受けたわけですけど、どのような広さ、何アールだとか、あるいはどのような作物を、例えば、そこにいる人たちの、農家というか、その人たちが何戸くらいでつくっているか、そのへんのご説明をちょっと聞きたいんですけど。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えします。

この内容ですけども、遊休農地で相当荒れているところのものを指すわけでございますけども、もう大きなカヤとか、葦とかが生えているようなところでございまして、そういうものの障害物の除去、もちろん耕運機なんかではできないようなもののもので、ブルドーザーなんかでもって、小さいバックホーですか、そういうものでもって掘り起こすような、そういう作業等と、それに伴いまして整地、それから景観形成ということでもって、作物等の作付けをやってもらうわけですけども、今回、ここでもって計画しているものは、コスモスとかの花弁のものを一応、今予定はしております。面積的には1団地が2ヘクタールくらいということで、すべてが遊休農地でなくて、1つのエリアでもって2ヘクタール、その中の1.2ヘクタールとか半分以上が遊休農地というようなところでございまして、この今、言いました相又のところについては、農家数が5戸ほどということです。

よろしいでしょうか。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

そうすれば、本身延町の中でもかなり遊休農地が、前にも同僚議員から質問があったわけですけども、遊休農地はかなりの部分があると思うわけです。そのへんは実態として、課長のほうで、このへんはそういうふうなところに該当するかというところが、もしつかんでいるとすれば、教えていただきたいんですけど。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

たまたま、これは去年から出た事業でございまして、県の事業でございまして、たまたま去年はモデル的に三珠のほうでもって、キウイフルーツ、なんか品種改良ということでもって、中でもキウイフルーツを植えてあったわけですけども、それを撤去して、新しい品種のキウイフルーツを植えたというような事例があるわけですけども、たまたま、今回の身延の豊岡の相又ということになった経緯でございまして、たまたま峡北のほうでもってやる予定の事業が、なんか向こうでもってできなくなったということで、身延でどうかという話があった

のと同時に、それに前後して、この相又地区でもって、こういうところがあると、それがちょうど国道沿いなものですから、目につくというようなことでもって、たまたま、この事業費、計画では今年300万円のうちの190万円が、この推進事業に充てられるわけでございます。

こういうところに該当するのは、そのときにも身延町内でいいますと西嶋とか、それから八日市場、それから下山、それから帯金、2ヘクタールという限定がありますもので、あれですけども、一応こちらでもって、こういうところもあるよ、ああいうところもあるよといったのは、今の言うとおり、そのくらいの個所が該当になるのではないかと、そういうふうに思います。

ただ、今後、この事業は続くかどうかというのは、ちょっと分からないものですから、今年たまたま、こういうわけでもって、身延町さんでどうですかという中でもって、取り上げたところでございます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

今年だけというようなさびしい話ではなくて、これからやはり高齢化が段々進んでいくわけですから、そういうところが減ればというより、増えるような方向にあると思うんですね。ですから、そういうところについては、やはり農業委員会なんかにも議題へかけていただいて、農業委員さんにも相談する中で、できたら少しでも荒れ果てたところがないような、そういうふうなところで、もしできれば、少しでも換金できるというか、お金の替えられるような農作物が、そういう補助事業の中で作れば、大変ありがたいなと思ひまして、質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

要望ですね。

（はい。の声）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

16ページの文書広報費、負担金の部分で、大きな減額になっているわけですが、先ほど提案理由の中で説明もされていましたが、もう少し詳しい説明をしてください。

○議長（松木慶光君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

当初予算の際に説明させていただきましたけど、2011年に向けて、それぞれの施設整備をということで、2,270万円を計上させていただきました。当初予算を盛る段階というのは、ちょうど2月、3月にかけてというふうに、当時は平成17年度で全額それぞれ関係団体が負担金をもって、事業を17年度で実施していくというような状況でございましたけど、以降いろんな論議をする中で、やはり企業によっては、一度にそれぞれの負担金を出していくのも大変だという論議がありまして、今回は新たに山梨県ケーブルネットワークという株式会社を設立いたしまして、その中には旧下部のSCT、今度は新しい新身延町になるわけですが、そういうふうにそれぞれ20社ございまして、その人たちが新しく会社を設けまして、以降、

今後はその出資金に基づいて、とりあえず、その上にもう1つ会社がございます。今回、その各CATV連絡協議会、20社のほかに、今度は資金面で加わっていききたいということで、山梨中央銀行とか、それからまた放送事業であるYBSグループ、UTYグループで、この事業を進めていこうということで、大きく発展いたしました。

それで、それらがそれぞれ、また新たに共同企業体というものをつくりまして、その中で事業を執行していく。なお、先ほど言ったCATVケーブル協会におきましては、今度は自分たちで仕事もできますからね。会社をたてておいて、今後の運営に携わっていききたいと。また、管理面でも、その業務に当たっていききたいということ、当然そうなりますと、収益等もあがっていきますから、今後のCATVケーブルにかかる運営経費の財源に充てていききたいと、そんなふうなことで大きく変わってきています。

つまり、本年度はそれぞれの会社をたてるための負担金でございまして、事業も進められていきますけど、来年度以降、今度は先ほど言ったとおり、リースで支払っていく状況になっていきます。

当初予算のときも、ちょっと説明させていただきましたが、今度はデジタル化になりますと、現在、例えば、旧下部においては本栖湖から南の山頂に受信点を設けてありますが、電波がとれないということで、今度は三つ峠、ここから県内のそれぞれのCATVケーブル会社が共同して、いろんな施設を造りながら、放送に向けて施設整備をしていくというのが関係でございまして、先ほど申し上げましたとおり、当初予算1,270万円は、これは全額負担して、今年度全部整備していくという状況でございましたけど、以降、それぞれの会社の需要もありまして、使用料等で納めていくと、そんな状況で大きく減額になっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

石部君。

○18番議員（石部典生君）

今の説明をお聞きますと、本町でも、将来に向かって、この事業を進めていくということでもありますから、将来見通しとすれば明るいものがあるかと思いますが、もう一度、そのへんを将来見通しについて、答弁をお願いします。

○議長（松木慶光君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それでは、お答えいたします。

旧下部におきましては、全戸入ったということで、その更新も緊急課題になっております。また、新しい町におきまして、それぞれ中富におきまして、NNS、あるいは身延地区においては峡南CATVというふうなことで、全戸が加入されている状況ではありません。というようなことで、今の実態調査をしておりまして、これから新町一体的なCATV網を使っての行政連絡、そんなことまで視野に入れながら、今の段階では調査に入っておりまして、以降、事業を進めていく上に、どんな補助金があるとか、かなり細部に入っただけの検討をさせていただきます。今、そんな段階でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第136号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第137号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第138号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第139号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第140号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第141号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第142号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

請願第5号について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第9 提出議案の委員会付託を行います。

総務常任委員会付託議案

議案第129号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定について

議案第132号 中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

議案第133号 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

議案第135号 平成17年度身延町一般会計補正予算(第6号)について  
歳入全般

- 歳出、第1款 議会費
- 第2款 総務費
- 第5款 労働費
- 第9款 消防費
- 第12款 公債費
- 第13款 諸支出金

議案第136号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について  
以上を、総務常任委員会へ付託いたします。

教育厚生常任委員会付託議案

議案第130号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

議案第131号 身延町下水道条例の一部を改正する条例について

議案第134号 峡南衛生組合理約の変更について

議案第135号 平成17年度身延町一般会計補正予算(第6号)について

- 歳出、第3款 民生費
- 第4款 衛生費
- 第8款 土木費中、6項下水道費
- 第10款 教育費

議案第137号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)について

議案第138号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第139号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第140号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

議案第141号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)について

議案第142号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第2号)について

請願第5号 峡南高校、増穂商業高校と市川高校の統廃合に反対し、地域の高校を守ることを要求する意見書採択を求める請願

以上を、教育厚生常任委員会へ付託いたします。

産業建設常任委員会付託議案

議案第135号 平成17年度身延町一般会計補正予算(第6号)について

歳出、第6款 農林水産業費

第8款 土木費中、6項下水道費を除く土木費

第11款 災害復旧費

以上を、産業建設常任委員会へ付託をいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しましたので、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時30分

平成 1 7 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 3 日

平成17年第4回身延町議会定例会(2日目)

平成17年12月13日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	松浦隆	2番	河井淳
3番	望月秀哉	4番	望月明
5番	芦澤健拓	6番	上田孝二
7番	福与三郎	8番	望月寛
9番	日向英明	10番	望月広喜
11番	穂坂英勝	12番	伊藤文雄
13番	渡辺文子	14番	奥村征夫
15番	川口福三	16番	近藤康次
17番	笠井万汎	18番	石部典生
19番	中野恒彦	20番	松木慶光

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(25名)

町長	依田光弥	助役	野中邑浩
総務課長	赤池善光	下部支所長	山宮富士男
身延支所長	片田公夫	企画課長	渡辺力
財政課長	鈴木高吉	税務課長	望月世津子
町民課長	遠藤和美	出納室長	市川忠利
保育課長	赤池和希	福祉保健課長	中沢俊雄
教育委員長	笠井義仁	教育長	千頭和英樹
学校教育課長	赤池一博	生涯学習課長	佐野治仁
文化振興課長	二宮喜昭	建設課長	伊藤守
産業課長	遠藤忠	観光課長	望月治雄
環境下水道課長	佐野雅仁	水道課長	井上隆雄
土地対策課長	深沢茂	峡南衛生所長	大野久方
環境下水道補佐	赤池義明		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良  
録音係 高野恒徳

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（望月悟良君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

事務連絡を申し上げたいと思います。

議員さんだけでございますけども、先の三位一体改革の資料がお手元に届けてあると思います。三位一体改革の与党合意の資料でございます。これは先に議長会におきまして、資料をいただいていたものでございます。

それから、あと1点でございますけども、平成18年度の身延町の予算編成方針が一部、お手元に届けてございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により一般質問を行います。

日程第2 一般質問

まず、通告の1番は近藤康次君です。

近藤康次君、登壇してください。

近藤君。

○16番議員（近藤康次君）

では早速、本論に入らせていただきます。

私の願いは、温泉開発事業の完成をとということを出してあるわけですが、旧身延町時代に着手しまして、湯平の温泉ボーリングが一応できているわけですが、その後の計画がまだ、実行に移されないままに許可しているわけでございます。すでに、その年が10年を過ぎようとしておりますけれども、近隣などでは町営温泉とか、そういうふうなことで活用されているニュースも聞いているわけですが、いずれにしても、1億円前後の投入をしているわけですから、眠らしておくには惜しいと、私は思っているわけでございますが、今後の計画の推進について、まずはお尋ねをしておきたいと思っております。町長、お願いたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ご苦労さまでございます。

近藤議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

この湯平の泉源につきましては、旧身延町時代から、いろいろとご提言やご意見等をいただいておりますし、私どももあの当時から、この活用については、鋭意、取り組みをいたしてまいったわけでございますけど、今の町の、旧町時代からそうなんですけど、財政状況でもって、あそこを、皆さん方に、この、ご利用できるような施設整備することは到底できない、大

変難しい話だなということで、直近に門野の湯もございますので、断念をいたしてまいったわけでございますけど、とりあえず、身延竹炭企業協同組合の片田理事長さんから、ご提言をいただく中で、あれを濃縮して、そうして売り出したらどうかと。川根温泉で、その事例がございまして、ペットボトル500ミリリットル入りで販売されるということで、ぜひこれを、一応、具体化をしてもらいたいというようなご提言もございましたので、早速、取り組ませていただいたわけでございますけど、20倍濃縮をするということで、プラントが必要なんでございますけども、とりあえずプラントをつくって、企業化をしていくというのは、なかなか単価の問題で難しい問題がございまして、1ピン500円から600円ぐらいになるということでありまして、大体、普通のお風呂ですと、3回ぐらいしか使えないということでございますので、成分等につきましては、この門野の温泉につきましては、大変温泉分析では、結果とすれば、いい結果が出ておるわけでございますけども、一応、泉質はカルシウム、ナトリウム、硫酸塩、塩化物温泉、アルカリ性、低張性、低温泉というような、一応分析結果が出ておりますけども、PHが10.0ということで、アルカリが強いわけですね。PHは7が普通でございます。普通のPHでございますので、ちょっとアルカリが強いということがありますので、そんなことも含めまして、いろいろ検討をしていただいて、サンプルも100本ほどつくらせていただいたわけでございますけど、ある程度の皆さん方に、身延山の宿坊等々にお配りをして、使用をしていただきましたんですが、あんまり結果とすれば、どうもよろしくないというか、むしろ答えがきちと返ってまいりませんので、断念した経緯がございまして。

そういうようなことで、竹炭組合の片田理事長さんには大変、お骨折りをいただいんですけど、結果的には成就をしなかったわけで、このことにつきましては、お詫びを申し上げたいなと思っておるところでございますけど、そのあと、それではゆばの里も、あそこへオープンいたしましたものですから、あそこから2キロ近くあるわけでございますけど、とりあえず、引いてきてということもありましたんですけど、ただし、こちら温泉施設を造るのは難しいんだらうということで、足湯を計画いたしまして、足湯でおいでになった皆さん方には、温めていただいて旅の疲れを癒していただくこうということで、直接、温泉を保温状態で引くというのは、お金もかかるわけでございますので、一応、考え方とすれば、水道の普通の管で、あそこまで引いてきて、そこで加温をしてやったらどうだろうというようなことで、計画をいたしましたけど、ゆばの里のほうの皆さん方の反応も、いまひとつというような形でございますけど、最近になりまして、意欲的に対応していただけるようなこともお聞きしておりますので、とりあえず、このことに取り組んでいきたいなと思っておるところでございますので、ぜひひとつ、ご理解をいただきたいと思いますが、今は汲み取りで、あそこで蛇口をひねれば出てくるような格好になりますので、その使用量等につきましては、担当課でも把握をしているところでございますので、全然流しっぱなしということはありません。そんなことで、この温泉につきましては、有効・適切に利用をしていくような取り組みを、今後いたしてまいりたいと、そんなふうにも思っておるところです。

○16 番議員（近藤康次君）

ありがとうございました。

時間が経てば経つほどやりづらくなる、今の経済状態ですと、町の経済もさることながら、なかなかそういう面の開発というのは難しくなってきましたけれども、いずれにしても億近い投入をしているわけですから、これを垂れ流すわけにはいきませんので、なんとか民間の活力を

導入するなりして、少しずつでも計画を進めてほしいと、こう思っているわけです。

私も実は、この水は使った経験者でして、過去3年ぐらいは一生懸命、近所の人にも配ったりしておりましたけれども、どうも性質上、風呂釜へ悪影響があるかもしれないということを聞いたものですから、これはまた、他人に勧めるわけにはいかないということで諦めまして、自分だけでやっていたけれども、自分が健康を害してから、途中で止まっていますけども、確かにうちの女房の話をしますと、「お父さん、いいよ」と。「あれへ入ると、絶対、夜寝られないということがありませんよ」ということで、確かに私も、その経験者ですから、あれを上手に使ってもらえれば、今の気候ですと、いい夜の時間が過ごせるというふうに、私は思っているわけですが、そんなふうなところから、ぼちぼちでも、ひとつ拡張して行って、ゆばの里あたりに、ちょっとした施設を試みるなりして、ぜひ、1億円の投入を生かしてほしいと、こういうことを要請しまして、簡単ですけど、私のお願いは切り上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で、近藤康次君の一般質問が終わりましたので、近藤康次君の一般質問を終結いたします。

次は通告の2番、望月広喜議員です。

望月広喜君、登壇してください。

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

先に通告しました、主に2点について、お伺いいたします。

最初にアスベスト対策について、3点お伺いいたします。

公共施設のアスベスト使用実態と調査結果をお伺いいたします。

1975年に建物への吹き付け作業の使用停止がされ、95年には最も体に悪影響の強い青石綿、茶石綿の使用を禁止され、87年、神奈川県内でアスベストの多量な不法投棄があり、95年の阪神大震災で倒壊した建物の解体工事で、空中に多量に飛散し問題となり、社会的にアスベストの危険性の関心が高まり、アスベストは熱に強い天然の鉱物で、燃えずに長く使用しても磨り減らず、火事を防ぐための建物、天井や壁などに使われ、防音・耐熱性に優れ、しかも安価で加工しやすい、建材としては重宝されてきた。その他、自動車用ブレーキなど、便利に使用されてきた。アスベストの繊維は、とても細くて軽くて強い。空気中に舞い上がり、吸い込むと繊維が肺などに突き刺さり、臓器を包む薄い膜にできる中皮腫と呼ばれるガンや肺ガンを引き起こすおそれがある。死者数も95年には500人ほどだったが、2004年、中皮腫でなくなった人たち、953人と年々増している。

現在、ほとんど使われていないのに、アスベスト被害の深刻さは、日を追って明らかになっている。本町でも9月、補正予算で調査費を計上した。また10月、11月には調査結果が出る予定になっていて、建物全体に使用された個所、または一部使用されている個所、何カ所あるのか、調査結果をお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

議員さんの今の質問にございましたように、9月の議会におきまして、お話を申し上げます。その後、調査につきまして、経過をふまえて、結果をお知らせしたいと思います。

まず、調査については、のちほど、また建設課長からも住宅環境の結果を申し上げます。私のほうからは、峡南振興局からの調査依頼に基づく経過の報告と結果を申し上げます。

本年の8月です。峡南地域振興局の企画振興部長からの吹き付けアスベスト使用施設および処理状況の調査について、照会がございました。この調査は総務省の自治行政局、自治政策課長からの依頼に基づきまして、市町村が所有をいたします建物、平成8年度以前に竣工した建物について、吹き付けアスベスト、またアスベスト含有、吹き付けロックウールと呼ばれているもので、含有アスベストの重量が1%を超えるものでございまして、確認方法については目視等により、アスベスト部分が露出している部分の有無で判断をするというものでございました。

町では、これを受けまして、8月から9月にかけて、町有の公共施設のうち、目視によりアスベストの疑いがある施設12カ所につきまして、専門機関に依頼をしまして、サンプル調査を行いました。結果につきましては、次のとおりでございます。

採取箇所と結果を申し上げます。全部で12カ所でございます。

まず、本町の身延町役場、この場所です。本庁の控え室でございます。これは不検出でございました。

それから西嶋の保育所、これは大ホールと、それから2階の幼児室の天井を採取いたしました。これについても、結果は不検出ということでございます。

それから西嶋小学校の灯油庫、これも不検出でございます。

静川小学校の灯油庫、同じく不検出でございます。

原小学校の灯油庫、不検出でございました。総合文化会館のホールの天井裏を調べました。これについても不検出でございます。

身延西小学校についてですが、2カ所採取いたしました。特別教室棟の階段下、それから同じく西小学校の校舎棟の階段下、これはいずれも不検出でございました。

次に旧下部の開発センター、地下にございますボイラー室のサンプルを調査いたしましたところ、アモサイトというアスベストが検出されました。10%ということでございます。この1カ所、検出がされたわけでございます。

それから次に身延支所の福祉センターの階段下、渡り廊下でございますけど、これは不検出でございます。

次に下部温泉会館の地下のボイラー室、これも不検出でございます。

それから最後ですが、西嶋の排水機場、これは排水機場の壁面をサンプルいたしました。これについても不検出という結果でございました。

以上のように、合計12カ所、調査いたしまして、1カ所、開発センターの地下のボイラー室について、10%のアスベスト含有の結果が出たということでございます。

結果につきましては、以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

大体、不検出、一部を使用されているというところがありますが、不検出が多いわけですが、安全でなければいけないような場所に多く使われているということは残念であります。

○財政課長（鈴木高吉君）

私もちょっと、言葉がはっきりしなかったようで、ちょっと誤解があると困りますので、不検出でございました。いずれも、ただ1カ所だけ、先ほど言いました、開発センターの下部の地下のボイラー室だけ検出ということでございます。

○10番議員（望月広喜君）

分かりました。

それでは、天井とかなんか、全体的に使われているという部分は1カ所もないということですか。ちょっとお答え願います。

○財政課長（鈴木高吉君）

先ほど言いましたように、12カ所のうち1カ所だけ、下部の開発センターのボイラー室の壁面とか、あるいは天井に吹き付けられたものが、10%見つかりまして、それ以外の先ほど申した場所につきましては検出されませんでしたので、安心をしたところでございます。

なお、先ほど言いましたように、これ以外に住宅につきましては、調査をいたしておりますので、私の答弁が終わりましたら、建設課長のほうから、その分を説明させていただきます。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

建設課所管の町営住宅について、お答えしたいと思います。

先ほど財政課長のほうからご答弁申し上げましたが、調査対象の、いわゆるアスベストの含有量、これが財政課長は1%以上というふうなご答弁を申し上げましたが、私ども国土交通省の関係につきましては、含有率が5%以上を調査対象とするというふうなことになっております。そのへんの温度差があるわけでございますが、あらかじめご承知を願いたいと思います。

現在、私ども建設課のほうで管理している町営住宅につきましては16団地、235戸ございまして、平成17年7月22日付けで、県住宅課のほうから調査の依頼がまいりました。調査内容につきましては、次の3種類となっております。吹き付けアスベスト、アスベスト含有ロックウール、吹き付けパーミュライト、先ほど申し上げたとおり、調査対象はアスベストの含有率5%以上とすると、こんなふうになっております。

財政課長が申し上げたとおり、アスベスト等の有無の確認につきましては、設計図書および目視等による確認となっております。

担当といたしましては、設計図書等で材料の特定、確認をしたところ、旧身延町下山、上沢北団地の1階天井に吹き付けロックウールの掲載がございました。県からの調査マニュアル等に従い、調査等を進めてまいったところでございます。

結果といたしましては、建物の施工年度が昭和54年度施工となっていることから、使用されているロックウールにつきましては、県の指導等から本製品が昭和50年から昭和55年までの間、流通使用された建材製品であることから、吹き付けアスベスト含有率が5%から1%の含有率ではなかろうかという判定をしたところでございます。

今回の吹き付けアスベストの調査対象は、含有率が5%以上のため、対象外となりますので、県住宅課に確認、相談する中で、本町の町営住宅に吹き付けアスベストは使われていないというふうな報告をしたところでございます。

引き続き、念には念をと、調査等を進める中で、旧中富町の西嶋第1団地、1階天井が上沢北団地と製品が類似していると。しかし設計図書の仕様ではパーライト吹き付けとなっているので問題はないと考えたところでございますが、過去の経験から建築工事につきましては、同等品以上の使用が認められていることから、当時の建材名、使用申請書類等を捜しましたが分からず、不明としてアスベスト使用の可能性のある建材としてリストアップしたところでございます。

ほかの14団地につきましては、施工年度等および設計図書、目視により使われていないと、判断をしたところでございます。

以上のことから、現状の調査基準から本町の町営住宅につきましては、吹き付けアスベストの使用は認められておらないというふうに考えております。

しかしながら、県の調査基準外、含有アスベスト5%から1%について、調査することが望ましいと判断いたしまして、平成17年8月30日に上沢北団地、西嶋第1団地の吹き付けアスベストの分析調査を甲府市の株式会社 馬場設計に業務委託したところでございます。

平成17年の10月21日付けで、アスベストの調査結果がまいりました。下山、上沢北団地につきましては、不検出。それから西嶋の第1団地につきましては、2%の検出というふうな結果がまいりました。この分析した調査結果につきましては、担当の予想に反しまして、住宅建設の施工年度および建材名からも検出の可能性が高いのは、下山の上沢北団地ではないかというふうに考えていたわけですが、念には念をと調査した西嶋の第1団地にアスベストの含有が、いわゆる下限値により近い2%が検出されたと。西嶋の第1団地の対応を早急に検討すると。なお、残りの14団地についても、再度、設計図書および目視等で再確認することといたしました。これらを受けまして、県、馬場設計事務所と対策を協議する中で、飛散等の問題はないが、シート張りで囲い込みの対策工事をする事とし、入居者に調査の結果およびシート張り工法等の説明会を開催し、ご理解いただく中で、現在、対策工事を進めている状況でございます。

現在の工事の進捗状況につきましては、空き部屋の西嶋の第1団地になるわけですが、空き部屋の2戸が完成いたしました。残りの6戸につきましては、12月26日、完成を目指して、今現在、鋭意、対策工事を進めておるところでございます。

また、西嶋の第1団地につきましては、担当の予想に反した分析調査結果が出ましたので、他の団地の施工年度等にもかかわらず、目視等で類似している旧身延町下山の東団地および旧中富町の八日市場団地の天井も分析調査が必要と判断し、前回同様、株式会社 馬場設計にアスベストの分析調査をお願いいたしました。

なお、結果につきましては、電話で不検出と連絡をいただいております。

また、西嶋第1団地につきましては、入居者が生活しているので、健康等には細心の注意を払う必要があるため、パーライト吹き付けの飛散状況を把握するため、室内、屋外の空気中のアスベスト濃度調査を平成17年11月1日に甲府市徳行の株式会社 メイキョーに委託いたしました。濃度等、調査結果につきましては、平成17年11月8日に調査結果報告を受けまして、飛散のおそれはないとのことで安堵したところでございます。

なお、現在、先ほども申し上げたとおり、対策工事を進めているというところでございます。以上が、私どもの管理している町営住宅の現在の現状でございます。

それから参考までに、アスベストの例えば濃度の話が出たわけですが、これら敷地境界基準管理濃度と、これらが法的には、工事に関しては定められていないわけですが、大気汚染防止法等の定めにより、一応クリアしているというふうな考え方で、今現在、対策等を行っております。12月26日には、すべて完了するというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

それでは2点目について、お伺いいたします。

除去するには、作業基準の順守というものをどうするのか、お伺いいたします。

阪神大震災で倒壊した建物の工事で飛散し、問題となった、建物全体を解体すると大変な作業になり、隣近所、まわりの住民にも周知をしなければならない。上野原の市民体育館の天井全体にアスベストが見つかり、撤去するにも業者が見つからず、苦慮していると。体育館の使用を中止し、体育館を取り壊す方針も決定した。工事による飛散防止のために、まずアスベストを取り除いた上で建物を壊すことになったが、撤去作業ができない状態だと。これは業者が忙しく撤去することができないということだそうです。

また、建物の一部の使用部分除去作業も大変で、昼食調理室でも耐火用の建材として用いられているだけでなく、釜など調理器具の使用も判明し、給食が中止になった学校も相次いでいる。アスベストの除去をするにも、調理器具をほかに移して、部屋を密閉して、除去作業をしなければならない。建物解体作業で、アスベストが空気中に舞い上がり、吸い込むと肺ガンや中皮腫と呼ばれるガンを引き起こす、おそれがある。

飛散が懸念される建物解体では、作業基準の順守をどうするのか、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

作業基準につきましては、平成17年の2月24日に石綿障害予防規則という国で、こういう規則が制定されまして、建築物の使用時から、またアスベストを除去する解体工事までの範囲で、それぞれの利害関係者に対する措置を定めた内容になっておるところでございます。

例えば、除去作業を行うには、まず労働基準監督署への届け出も必要です。また、解体作業を行う仕事の発注者については、仕事の請負人に対して、石綿等の使用状況の通知等の必要が生じます。

また、大気汚染防止法によりまして、床面積500平方メートル以上で、アスベスト吹き付け面積が50平方メートル以上は、作業開始14日前までに届け出が必要になります。さらに除去作業にあたります業者につきましては、特定化学物等作業主任者、特定管理産業廃棄物管理責任者の資格が必要になりまして、作業にあたりましては、保護マスクの着用、それから保護衣の着用、それから負圧除塵装置の設置、またエアレススプレーヤーの設置、粉塵飛散抑制剤の散布、また吹き付け石綿の除去、袋詰め、それから特定管理産業廃処分場への運搬等の作業

が必要になってまいります。

なお、先ほど、私が申し上げました総務省に基づく調査結果、12カ所のうちで1カ所検出されましたという、下部の開発センターの措置についてはどうしようかという部分も説明をさせていただきます。

アスベスト、10%が検出された下部開発センター、ボイラー室につきましては、現在、使用されておりませんので、入り口を施錠いたしまして、出入り禁止にさせていただきます。

今後の措置につきましては、アスベストの除去を早速、実施いたしたいわけですが、先ほど議員さんからもお話がございましたように、処理専門業者でないと工事ができません。また、専門業者が少ないというふうなことで、処理依頼工事が集中をいたしておりまして、年度内については施工が不可能な状況でありますので、当初予算において、予算措置をして対応をいたしたいと考えております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

分かりました。

それでは、3点目の除去したアスベストの最終処分方法をお伺いいたします。

アスベストは熱に強く、天然の鉱物で火には強い、燃えると炎となって空気中に舞い上がる、火にも強いとなると処理に困り、そのために不法投棄というものも多くなっているのが現状のようです。コンクリで固めるのか、最終処分方法をどのようにするのか、方法をお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

産業廃棄物の最終処分場は3種類、分けてあるわけですが、安定型の処分場、また管理型処分場、さらに遮断型処分場と、この3種類がございます。この産業廃棄物のうちで、人の健康、または生活環境に関わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして、国の政令があるんですが、政令で定めるものについては、特別管理産業廃棄物ということで、保管、それから運搬、さらに処分を行う場合の基準を一定の産業廃棄物の基準とは別に、規定をされておるところでございます。

アスベストに特別管理産業廃棄物に指定をされておりまして、溶融設備を用いて、中間処理をされたのちに安定型処分場で埋め立て処分をする方法、あるいは大気中に飛散しないように、耐水性の材料で二重包み、あるいは固形化すると。そして最終処分場の一定場所において、分散しないような措置をしたのちに、管理型処分場へ埋め立て処分と、このような方法がとられることとなります。いずれかの方法になるわけです。

なお、県内にはこのような施設はございませんので、先ほど申しました下部の最終的な処分についても、県外の最終処分場へ運搬して、処理されることとなります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

被害者が出る前に対策をしっかり講じてほしいとお願い申し上げまして、2点目の問題についてお伺いいたします。

耐震強度問題について。

身延北小学校の新築工事における耐震強度対策について。

東海地震が発生した場合には山梨、愛知、静岡など、指定地域は阪神大震災を上回る被害想定が出され、8月11日に教育厚生常任委員会で学校訪問をした結果、学校の建物の耐震診断、改修状況はOKとなっております。

今、耐震強度偽造問題が話題になっております。1級建築士が偽装を認め、耐震後の地震で倒壊のおそれがある建物が判明し、話題になっております。今回ほど、耐震強度を偽装したケースはまれで、似たような話は山ほどあり、今回発生したのは氷山の一角と言われている。

現在、身延北小学校新築が進んでいる。学校は災害時には避難所にもなるので、耐震強度をしっかりとしておく必要がある。構造計画書や構造計算書などの書類を見て改ざんしてないか、調べるだけでなく、実際に建物について、工事中の現場を見たりして、耐震強度の検査もしっかりする必要があると思う。

中越地震の教訓で、何百年と生活している場所は安全だそうです。洪水に弱い場所は、耐震にも弱いといわれている。東京タワーを設計した南アルプス市の出身の内藤多仲さん、その人の言葉に「積み重ね、積み重ねても、また積み重ね」という言葉がある。櫛形小学校の石碑に刻み込まれております。現場検証も積み重ね、積み重ねる必要もあると思うが、耐震強度対策どのようにしているのか、お伺いをいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

お答えいたします。

建築基準法では、学校は特殊建築物と定義されています。その建築にあたりまして、1級建築士の設計と、やはり1級建築士の工事管理が必要ということが規定されております。また、さらに工事着手前には、建築主事の確認を受けなければならないというようなことが規定されています。

この建築確認につきましては、その建物自らの重さ、それから例えば学校でありますと、そういうところに持ち込まれるであろう、いろいろな調度品といいますが、什器類、そういうものの重さ、それから積雪時、それから大きな風が吹いたときとか、水圧、土圧そういうもの、それから、さらには地震などの振動で、そういう衝撃に対して安全な行動であるということ。さらに建築基準法の施行令で細かい基準を決めておりますが、それらに適合するものであることというふうなことが規定をされておまして、建築確認はそれを確認するという作業であります。

具体的には、例えば鉄筋コンクリートの建物でありますと、コンクリートの材料、中に入れますバラスというんですか、そういうものの大きさとか固さ、それからコンクリートが固まる際にそれを妨げるような、例えば塩分が入っている水とか、そういうものについて、さらには

柱の構造に用います主筋や、それから帯筋の数や太さ、それからあと床版や壁の厚さ、それから鉄筋を配筋した際にコンクリートで巻く厚さ、そのようなことが確認の項目というようなことにされています。

この身延北小学校の建設にあたりましては、平成16年度に1級建築士によりまして、設計書を作成いたしましたして、本年の7月に県土木部建築指導課の建築主事から確認済み書の交付を受けて、工事に着工させていただいております。

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす場所でありまして、さらに先ほどのご質問にもありましたように、災害が発生した際には避難場所にも用いられるというような役目も持っておりますから、一般の建物よりも高い耐震性が求められております。

ご質問の北小学校の耐震対策につきましては、現在、施工されております建築基準法によりまして新耐震基準はクリアしたものになっております。

それから、あと、ご質問の中で現場の関係が出てきているわけでありまして、工事の施工にあたりましては、その監理は1級建築士に委託をしております。それから現在は発注者、受注者、それから監理業務の受注者によりまして週1回の工程会議を開いておりまして、これからの1週間の工事の予定について打ち合わせをすると同時に、それより前の1週間に、工事を施工したのにつきまして、確認というようなことを行っております。

また配筋作業が行われます際には、その検査を行っておりますし、コンクリートを打設する際には、例えば生コン車が10台来るとしますと、その2台目と7台目と10台目というようなことで、抜き打ちに、そのコンクリートを抜き取って検査をしております。

それからコンクリート打設後、コンクリートが固まったあとは、その一部分のコアを抜き取りまして、建築基準法の施行令に基づく圧があるかとか、材料が申請書どおりのものが使われているかというふうなことも、検査を行っております。

大地震を想定した設計と、それに基づきます施工を行っておりますし、万一、相当大きな被害がきても、避難場所としての機能は失わないと、そのような学校の建設作業を行っております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月広喜君。

○10番議員（望月広喜君）

ありがとうございます。

発注者の町当局でも、やはり現場を検証、積み重ね、積み重ねする必要もあると思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で望月広喜君の一般質問が終わりましたので、望月広喜君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を10時10分といたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前10時10分

○議長（松木慶光君）

それでは、会議を再開いたします。

続いて、通告の3番は石部典生君です。

石部典生君、登壇してください。

○18番議員（石部典生君）

通告に従いまして、質問を行います。

通学路の安全確保および対策ということでお尋ねいたします。

まずはじめに、どのように確認等をし、対策をしているかということでお尋ねいたします。

日本には、水と安全はタダだと言われていた時代がありました。物質的にも豊かになり、国民生活の向上に伴って、水と安全はタダだという言葉は、遠い過去の時代のものといっても過言ではない社会になってしまいました。また、物が豊富になると心が貧しくなるということもいわれますが、まさに病める現代社会だと思います。

それでは、お尋ねいたします。

ここ数年来、弱者といわれる何の罪もない子どもたちが、表現することが難しい一部の異常な者によって生命を奪われたり、心や体を傷つけられる事件が全国各地で数多く発生しています。さらに、この数週間で小学校1年生の女子児童が連続して、通学帰宅途中に無残にも生命を奪われる事件が発生いたしました。本当に心が痛み、親、家族の無念さ、悔しさは、いかばかりかものと察するに余りある事件であります。この事件は遠いよそのこと、対岸のものではありません。どこで発生しても不思議でないといわれるぐらいの、今の社会状況であります。

当然、本町におきましても、町当局、教育委員会、学校現場等で通学路の安全確保や対策を講じているとは思いますが、不審者情報への対応等も含めて、現在の状況をお尋ねいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

お答えいたします。

児童生徒が登下校に用いる道路は各学校で通学路として、指定をしております。この通学路に関しましては、日ごろから教職員が目配っておりますが、まず年度当初には教職員によりまして、その通学路のどこをどう通って児童生徒が通学するかということの確認を行っておりますし、それから随時行っています下校指導の際にも点検を行っております。

それから、学校では年度当初から夏休み前にかけて、家庭訪問が行われるわけですが、そういうところなどを利用しながら、通学路の点検はしております。

それから、それぞれの単位PTAも、その活動の一貫といたしまして、定期的に安全活動をしているわけですが、これらはいずれも大人目から見た危険箇所などを探る活動でありまして、やはり子どもの目から見た安全点検も必要だろうというふうなことで、学校におきましては、それぞれの学校で行っております、いろいろな学習、特にクリーン作戦などの活動の際に、子どもの目を通して通学路を点検しようというようなことをしている学校もあります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

大人だけではなく、子どもの視点でもその確認をしているということですが、先日、テレビで小さい子どもと母親が、その通学路を歩く中で、子どもの目線ということで、そのへんの確認をしていたのを見たことがあります。やはり大事なことだと思います。大人の視点と子どもの視点では、当然違うものがあるかと思いますが、ぜひ今後ともそのような方向で進めてほしいと思います。

それでは学校警察連絡協議会、学警連という組織が本町にもあると思いますが、どのような組織で、どのような活動をし、どのような機能を果たしているのか、詳細に現状を説明してください。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

お答えをします。

学警連、本町は合併しまして、3つの警察署ということでございます。市川署、鯉沢署、南部署ということで、非常に広範にわたった新町ということでございます。学警連の活動の内容につきましては、学校と警察とが連携を図る中で学校、地域の安全、安心な学習、それから生活環境をつくと。そして犯罪のないまちづくりに取り組む、そのような組織でございます。

現状の活動の実態でございますが、どこまで本当のことを私がしゃべっていいのかわかりませんが、鯉沢署と南部署につきましては、私もその中の役員をしているということで、総会に出席をさせていただきました。市川署につきましては、まだ連絡はないと、そういう実態でございます。そのことにつきましては、市川署に問い合わせをするなどしてやるべきであります。今日現在の実態としましては、私のほうは、市川署の内容につきましては存じておりません。

具体的な活動内容につきましては、その総会の資料の中身にもあるわけですが、何々のことを具体的に実施しているとか、そういう明確に分かるものではなくて、日々の活動の中で活動、ちょっと不鮮明な部分もあるわけですが、そのような活動の実態でございます。

やっぱり、私は思うものでありますが、やはり地域の活動は警察、行政、それから民間を含めた地域の三者というものが、それぞれの特性を最大限生かす、そのような形の中で、連携というものを大いに固めながら、ネットワーク化というものを図ることができるかどうかということだというふうに思います。このネットワーク化の成否、このことこそが安全、安心なまちづくりの要諦だろうというふうに考えております。

○議長（松木慶光君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

今の答弁を聞きますと、現状を察するとき、必ずしも緊密な連携が図られている協議会とは思えません。学警連という組織は、私の知るところでは現在、全国に2,703あるといわれておまして、国公立小中高の95.8%が加入されているといわれています。だが、警察と学校が年4回以上、協議を行っている組織は全体の34%程度であり、文部科学省、警察庁からは形骸化を指摘する声も挙がっていると思います。

そこで文部科学省は学警連を含め、連携のあり方を見直し、機能強化に努めるようにとも語っております。今も答弁でありましたが、本町は合併までもないということもありますし、管轄す

る警察署が複数になっているので、連携強化に多少の難しさもあろうかと思いますが、事件の未然防止ということを思うと、早急にこの協議会が持つ機能が最大限発揮されるよう、関係者のさらなる対応、努力を期待するものであります。答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

非常に凶悪な犯罪が頻繁に起きている、このような現状からいたしまして、各地域におきまして、自主的な防犯団体もつくられておりまして、自分たちの地域は自分たちで守る、そういう活動が今後、展開されていくようにやっていきたいなと思っております。

○議長（松木慶光君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

今、私の質問でふれましたけど、どちらかという、組織自体が形骸化する傾向にあるということでもありますから、ぜひとも、そのへんのことを、よく受け止める中で、今後対応していただきたいと思っております。

では続いて、2番のPTAからの要望等について、お尋ねいたします。

各学校のPTA関係者から通学路の安全確保等について、町や教育委員会に要望書などが出ていると思っておりますが、どのような内容で、どのような対応をしているのか。お尋ねいたします。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

先ほども申し上げましたとおり、PTAの点検活動、それから学校ごとに行われます地域の方々を巻き込んだ地区懇談会、あるいは地域懇談会、そのような席上でいくつかの要望箇所が出されて、改善すべき箇所が発見されたような場合、まず、学校で対応できるもの、それから道路管理者に対応を求めるもの、交通安全協会等の関係団体の協力を求めるもの、地域に協力を求めるなど、いくつかのそれぞれの分野があるわけですが、例えば、横断歩道のマークを引いてほしいというような話があるわけですが、そういうものについては、公安委員会のほうに申請をしなければならぬ、あるいは信号機の設置などの要望があるわけなんです、そういうものも、やはり公安委員会のほうに協力を求めなければならぬというふうな、いろんな事例がありますが、それぞれの状況を勘案いたしまして、対策を講じております。

特に秋から冬にかけて、日が短くなってまいりまして、通学路に防犯灯などが必要ということ、いろいろなPTA、学校から要望が出されるわけですが、1つの方法として東京電力に設置のお願いをするというような方法もあるわけなんです、その維持管理については、やはり地元ということもありますので、やはり地域の協力を求めながら、その状況を勘案した対策を講じております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

PTAから、それぞれ安全対策について要望が出ているということでもあります。それでは、

お尋ねいたします。

前々から下部小中PTAから、通学路の安全確保ということで、国道300号線、下部温泉郷入り口からJR竹之島踏み切り間に防犯灯設置の要望が出ております。しかし、なかなか、今まで進展が図られませんでした。だが、今のような社会状況では、その対策が早急に望まれるところであります。

特にお願いしている個所は、国道であります。約1キロの間に、現在あるのは1本だけです。教育委員会と関係課の連携の中で、早急に取り組みをしていただき、関係する上部機関等への対応が望まれるところではありますが、教育委員会と関係課に答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

学校教育課長。

○学校教育課長（赤池一博君）

ご質問の個所は相当、長い年月、要望が出されてきております。今、お話にありましたように、中間に1基新設をされたわけではありますが、道路管理者側の立場からいきますと、どうしても交差点など、道路が交差する場所、そういうところが優先されてきているようですが、現状を見てみますと、人家もない、それから中間には墓地もあるというようなところありますので、これについては、やはり道路管理者のほうに教育委員会としても、総務課の防災担当を通じながら、強く設置を要望してまいりたいと思います。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

ただいま、学校教育課長が答弁いたしましたように、建設、学校教育課、総務課、それぞれが協議を進める中で、また上部関係団体等にもお願いを進めながら、対応を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

現状、子どもたちの声を聞きますと、夏場はともかくとしまして、冬場になりますと日が短い、自転車通学にとって非常に怖いという声を聞きます。早急に対応を望むわけではありますが、それではほかの学校、PTAからの防犯灯設置等の要望も出ているということでもありますので、重ねてお尋ねいたします。

教育委員会だけで、できる問題ではありません。やっぱり、それぞれの部署の課が連携する中で、ことが成ると思えます。建設課長、いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

それでは町道の道路管理者というふうな立場と、国道・県道の、いわゆる窓口というふうなことでお答えしたいと思います。

道路の照明につきましては誘導灯とか、いわゆる交通の妨げになる個所に付けられるのが一般的な照明でございまして、今、社会問題となっております街灯というふうな色彩は、非常に

ウエイトとしては小さいわけでございます。

そうは申し上げて、現状、こういうふうな社会不安になっているということに鑑みまして、みんなで力を合わせて子どもたちを守っていかなければならないということについては、異論はございませんので、質問の趣旨になるべくお応えできるよう、関係者と協議等を進めていきたいと、こんなふうに考えています。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

前向きな答弁をいただきましたので、どうこう申しませんが、やはり安全第一ということ、まず頭の中に置いて、これからの対応をお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

この問題を、今後どのように取り組むかということでお尋ねいたします。

文部科学省は12月6日、児童らの登下校の状況を把握するため、通学路への防犯カメラ設置を検討していく方針を決め、同日、市町村などに対し、通学路の危険個所を把握するよう、緊急要請したと報道されました。

また、防犯カメラの設置を検討するのは、通学路で人通りが少なかったり、空き家が多かったりして危険性が高いと思われる場所や、学校の校門付近ともいっております。さらに、ほかの省庁とも連携し、まちづくりや街路整備の予算などを活用して、できるだけ速やかに実施したいともいっております。

当然、町教育委員会では、これらのことを承知はしていると思いますが、文科省の要請をどのように受け止め、今後どのように対応していくのか、お尋ねいたします。

○議長（松木慶光君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

お答えをいたします。

子どもの生命に関することでありますから、このことにつきましては、最優先課題として位置づけまして、取り組んでいくつもりでございます。

具体的な取り組み等につきましては、この事態を重く見まして、自由民主党でも、確か6日の日ですか、党内にプロジェクトチームを立ち上げまして、具体的な取り組みを行っていく、早ければ平成17年度、早い時期にこのことを結論付けまして、平成18年度事業として取り組みを行っていく、その1つといたしまして、今議員さんが言われましたような、やはり、すでに、その検討に入られているということでございます。

本町におきましても、大変厳しい財政環境であります。しかしながら、お金のことを考えていたら、新しい施策も何も生まれません。しかし、財政的には大変厳しい。やらなければならない、この対策、防犯事業というものは、たくさんあるわけでございます。

そのたくさんある内容、一つひとつとっても、どれを優先順位付けていいかと、非常に戸惑う部分もあるわけですが、やはり学校現場での子どもを守るための取り組み、これが非常に盛んになっている、そういったときの犯罪行為で、今回の事件はあったわけですが、学校や地域の実情に応じました安全対策を講じるよう、登下校時の安全確保策というも

のも、先日の12月7日の本町におきましては校長会を開きまして、各学校での児童生徒の安全確保を最大課題といたしまして、指導の徹底を図るよう求めたところであります。

具体的な内容につきましては、いくつかの項目があるわけですが、一番徹底すべき課題というものは通学路の安全点検の徹底、注意個所の周囲、いわゆる、これは住民というか、児童生徒に対する要注意個所の周知の徹底、ほか数項目あるわけですが、そういった活動というものを展開して、児童の安全策を考えるということです。

○議長（松木慶光君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

教育委員会としまして、文科省からの要請には十分、応えられるような努力をしたいということから、ぜひその方向で進めていただきたいと思っております。

ただ、通学路の安全確保や対策は町当局、教育委員会、学校、PTAだけでできるものではないと思っております。警察や地域の人たちの協力が不可欠なものだと思っております。また、情報の共有ということも、非常に大事なことかと思っております。

本議会に青色パトカー指導に係る予算を計上されておりますが、これは安全確保という面において、第一歩を踏み出したことと思っておりますが、このような問題解決には、行政連絡員等の組織を通じて、住民にも協力を求めていくということも大切なことではないかと思っております。今は官民一体での取り組みが必要かと思っております。これはそれぞれの立場にある者が、その責任の中で、しっかりことの把握をし、連携してこそ安全対策が講じられる、事件を未然に防止する、官民一体での取り組みの必要性ということで、教育委員長に答弁を求められておりますが、ちなみに17年6月現在、全国に防犯ボランティア団体が約1万4千、設立されていると聞いています。また、この半年間で6千団体が増えているとも聞いております。

先ほど、私、最初の質問で不審者情報ということをお尋ねしたわけですが、そのへんのことの答弁もなかったわけですが、併せて答弁をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

教育委員長。

○教育委員長（笠井義仁君）

子どもたちの命が奪われるということは、絶対にあってはならないことでもあります。それから、子どもたちが学校で安全に勉強ができる環境をつくるのは、これはもう大人の責任であります。そういうことから、あらゆるすべての住民がこぞって、絶対にこういう事件が起こらないように、起こってしまってからではもうどうにもなりませんので、全力を挙げてやっつけていかなければならないというふうに考えております。

学校に不審者が入って殺傷事件があったという事件が起こりましたときに、私たち教育委員一同、各学校を即まわりまして、学校の状況も違いますので、各学校それぞれ、その状況に応じての対策ということもありますので、行きますと、相談をしてきたところですが、また今度は通学路の問題と登下校の問題と、さらには近々では学習塾という、またあってはならないことが起きたわけですけども、こうなりますと、もう学校教育委員会ということよりも、文字どおり全住民が一体となってやらざるを得ないということですが、もう、その動きは実はありまして、例えば中富地区で言いますと、14日に青少年育成町民会議が行われます。何か、ことあるときには緊急に招集をかけることになってはおりますけども、たまたま冬休みを前にして

ということも重なりまして、そこでこの問題について、全住民の問題として話し合われますが、旧身延地区、下部地区でも引き続き行われることになっております。

なお16日に、これも中富地区ですが、さらに教育4者と言われます校長会、教頭会、それから一般教員、それにPTA代表をはじめ、警察当局、その他、おおぜいの住民が参加しての大決起、集会ですけども、それも行われることになっておりますし、私が中富地区へ出るようになっていきますので、中富の話ばかりして申し訳ないですけども、当然、下部地区、身延地区も同じような大会が引き続き行われているんですけども、そんなことで、もうすでに動き出しておりますし、さらに私のちょっと耳に入ったところでは、老人クラブのほうでも、その大会へ私たちも出してくれという動きもあるということを知っております。これはちょっと不確定ですけども、そういうことで、先ほどからボランティアの話も出ていましたが、全国的にはその老人クラブがボランティアで巡回をしていると、そうは言っても悪いんですけども、一番暇なのは老人だと思っておりますけども、私を含めてですけども、そういう人が積極的に取り組むと、町の宝、国の宝である子どもたちの安全を絶対守るんだということで、そういう取り組みに入っていくということも、ちょっと耳にしております。

私からは以上ですが、不足の分については、あとは事務当局でお答えさせます。

○議長（松木慶光君）

不審者情報について、どう対応していくか。  
教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

大変、失礼をいたしました。

不審者等に関する情報の共有ということでございます。このことにつきましては、事態発生  
の折には、それぞれ学校から教育委員会宛てにも連絡がある。それから警察当局からも、私ど  
ものほうに情報として伝達がされております。そのことにつきまして、町内すべての学校に対  
しまして、注意を促してきているというのが実態でございます。

○議長（松木慶光君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

今、教育委員長からも答弁がありました、まさに今の子どもたちは町の宝であります。国  
の宝であります。この少子化の中で、本当に将来の町の担い手となってくれる子どもたちが、  
健全に育成されることは、誰しも望むところであります。

町長にお尋ねいたします。

今までの私の質問、答弁を聞く中で、総括として町長はこの通学路の安全確保および対策等  
について、どのような考えの中で行政執行されるのか、お尋ねいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思っておりますけど、今までの石部議員の質問をお聞きいたしておりまして、  
まさに子どもたちにとって大変、危機的な社会状況になっておるわけでございます。身延町の  
一つの組織の中に子どもたちを取り巻く、いろいろな組織があるわけでございます。

石部議員、今、学校、教育関係のご質問が集中いたしておりますけど、各警察署管内に防犯

協会という大きな組織、これは消防の皆さんが主力でございますけど、あと防犯連絡所とか、旧身延地区には、ふれあい連絡員というのがございますね。それと町民会議がございますね。大きな組織とすれば、一番大きなものは、やっぱりある程度の組織は網羅した格好ですと、青少年育成、町民会議、これが今、子どもたちのことについて、大変意欲的に取り組みをさせていただいているわけございまして、新しい町でこの組織ができ上がっておりますので、冬休みに備えて、やはり冬休みの青少年の健全育成という形で、具体的な、先ほど来、出ております各組織機関の皆さん方とも連携を保ちながら、町民会議のほうで、一応、取り組んでいただけるということにはなっておりますし、あと子どもたちへの防犯ブザーでございますが、これは今、出ておりませんでしたけども、旧身延地区の学校、中学校女子生徒と小中学校の子どもたちには全員、建設協会の皆さん方が寄贈してくれまして、いきわたっておりますね。

ですから、こういうようなことも含めて、子どもたちにも、この防犯ブザー、これは町で取り組むのか、どういうふうな格好でやるのか。個々に、もう親御さんが心配をされて持っている児童生徒もおいでになると思いますけど、いろいろな面で初歩的な施策をきちっと立ち上げて、やっていきたいなと思います。

青色パトロールなんかも、一つの具体的な施策の表れでありますけども、とりあえず、皆さん方とご相談をしながら、きめ細かな格好で取り組んでいきたいと思っておりますので、予算につきましては、そんなことを言っている時代ではないわけでございますので、石部議員のおっしゃっておられること、真摯に受け止めてさせていただきます。

また、青色パトロールにつきましては、4月から通学路を中心に、シルバー人材センターで、このことにある程度、専門的な知識だとか体力的にも自信のある方をお願いして、対応していきたいなと思っておりますので、質問に対しての的確な答弁になるか分かりませんが、また委員会等もございまして、その節に、欠けたところをご答弁をさせていただければと思うところであります。

○議長（松木慶光君）

石部典生君。

○18番議員（石部典生君）

当局、委員会、それぞれこの問題に対しては真摯に、前向きに取り組んでくれるという答弁をいただきました。ぜひとも、子どもの通学路の安全確保対策等について、さらなる取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で石部典生君の一般質問が終わりましたので、石部典生君の一般質問を終結いたします。

次は通告の4番は、芦澤健拓君です。

芦澤健拓君、登壇してください。

○5番議員（芦澤健拓君）

通告に従いまして、質問いたします。

現在、北川地内において計画されております一般廃棄物、産業廃棄物最終処分場設置に対して、反対運動を推進している立場から町長をはじめ、町当局のお考えをお伺いしたいと思います。

最初に、廃棄物処理の現状と県内における最終処分場設置に関して、お伺いいたします。

私たちの日常生活から出るゴミは、法律上は産業廃棄物と一般廃棄物の2種類に分類され、このうち事業活動に伴って生じる廃棄物の燃え殻、汚泥などの20種類を産業廃棄物、それ以外を一般廃棄物とするとされております。

そのうち一般廃棄物は家庭から発生する家庭系のゴミと、オフィスや飲食店などから発生する事業系のゴミ等を含むとされております。

環境省の最新データによりますと、日本全国の平成15年度における一般廃棄物の総排出量は5千万トン。一方、産業廃棄物のほうは4億1,200万トンということで、産業廃棄物は一般廃棄物の8倍という量になっております。

このうち、さらに一般廃棄物には家庭ゴミのほかに、オフィスや飲食店などから出る事業系のゴミも含まれているわけで、この事業系のゴミを除けば、われわれ消費者が出しているゴミは、全体のわずか6%に過ぎないというデータがあります。つまり消費者として、われわれが負担しなければならないゴミ処理費用は全体の6%、残りの94%は企業が負担しなければならないということが言えると思います。

それはともかく、現在、県内には最終処分場がないために、他県に搬出して処分しているわけですが、県内でも適切な場所を選んで、安全性の高い処分場を設置することは必要悪ではある、仕方のないことであるという議論がありまして、県は公共関与に最終処分場候補地を公募しております。しかし、この2年間で応募がゼロであったというニュースが先日、報道されております。明野処分場の問題もあり、公共関与であっても問題のある施設、いわゆる迷惑施設は造りたくない、誰しものが考えることだろうと思います。

私は、どうしても造りたい場合でも地下水や河川を汚染しない場所で、周囲に公害をまき散らすことがなく、一般住民が監視可能であるというような場所を探し、しかも処分した廃棄物を土にかえすことができるような、極めて規模の小さい処分場を造るというのが最低限必要な条件ではないかと考えております。

しかし、山梨県のように平野のない地域で、しかも生活に直結するような地下水の水脈が張り巡らされているような地形では、今申し上げましたような場所の選定は、非常に困難であると考えます。

山梨県のどこかに、安全な最終処分場の設置場所を選定するということに関しては、最初から無理があると考えておりますが、以上、申し述べましたような廃棄物処理の現状と県内における最終処分場設置に関する町長の一般的な見解をお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ご質問にお答えをいたしたいと思います。

今、芦澤議員がおっしゃるとおり、このゴミの問題は大変厳しい、本当に避けて通れない難しい問題であるわけでございますけど、山梨県の現状、今おっしゃったとおりであります、とりあえず、私どもが今まで最終処分場のことについて、ある程度、携わってまいりましたことについての経緯等も含めながら、答弁をさせていただくわけでございますけど、この今の21世紀の豊かな時代に、やはり大量生産・大量消費、そして大量廃棄という格好になるわけでございますが、社会の一つのサイクルがどこかで、きちっとした格好で切れませんと、このことはいつまで経っても、なかなか解決は難しいなと思うところでありますので、ことに廃棄

物の問題につきましては、先ほど芦澤議員もおっしゃったように、一般廃棄物、産業廃棄物、2つあるわけでございますけど、ほとんどのゴミが産業廃棄物というような形になりまして、今、一般廃棄物について、まず一応、お答えをというより、私どもが今まで取り組んできたことについてお話をさせていただきますが、身延町内は峡南衛生組合が事業者として、今は身延町、市川三郷町、そして早川町ということで、3町で構成をされておるわけでございますけど、この年間の持ち込み量が大体、約6千トンぐらいになるわけでございます。

これがなかなか減らないわけございまして、できるだけ減らしていこうという努力を、峡南衛生を主に、また各自治体の皆さん方をお願いをしておるわけでございますけど、なかなか減っていかないということで、環境下水道課、担当課、一生懸命、このことについて頑張っているわけございまして、今まで8品目を分別収集をお願いして、住民の皆さん方にご協力をいただいていたわけでございますが、平成18年度から2つ分別をしていただいて、この集積場に出していただくということでございますけど、1つはその他のプラスチック、そしてミックス紙でございますが、これはまた住民の皆さん方にはパンフレット等でお知らせをして、周知をさせていただくわけでございますけど、そのような格好で、できるだけ持ち込み量を少なくしていただくということ。それと同時に、生ゴミの量が大変、多いわけでございますので、これは一応、ある程度の各種団体等の皆さん方のご理解をいただく中で、生ゴミの処理をやっていただいているわけでございますが、EM菌等で肥料化をすとか、そういうようなことをひとつ、取り組みをさせていただいております。

そんなことで、できる限り、この持ち込みを減らしていくことを心がけなければならないのかなと思いますし、それと、ここから焼却をして出る焼却灰でございますけど、年間大体900トンから1千トンという格好でございます。この単価がトン当たり3万1,815円。大体900トンぐらいでいきますと、3千万円近い金額になるわけでございますが、この行き先は草津温泉の、ちょっと山のほうにございます、民間の企業がやっておりますが、草津ウィズウェイストという会社でございますけど、ここでもう数年来、焼却灰を引き取っていただいていますけど、年々、草津と会社と、私どもの峡南衛生との三者協議をやりながら、この持ち込みをお願いいたしてあるわけでございますけど、なかなか、これも相手があることでありますので、いつストップをかけられるか、大変不安な面もあるわけでございます。今のところ、そういう格好でやらせていただいております。

その以前には、一応あちこち、その焼却灰の持ち込みをしていただいたわけですけど、大変環境状況がうまくないというようなこともありまして、段々、その行き先が少なくなってきたと。ちょうど、僕が峡南衛生の管理者をやらせていただいたときに、豊田飯山という、上越のほうの新潟に近いところでございますけど、斑尾高原の最終処分場をお願いしようということだったんですけども、そこはもう大変、管理型の処分場ですけど、大変ずさんなところで、2回ほど交渉に行きましたんですけど、とても、こんなところでは長続きはしないだろうということで、草津のウィズウェイストへお願いするような形になってまいりました。

それと同時に峡南衛生の焼却の炉でございますけど、これは平成7年に建設をして、ちょうど10年が経つわけでございますけど、いよいよ施設自体があちこち修理をしなければならぬような状況になりまして、3年ごろから耐火レンガを交換すとか、バグフィルターの件だとか、いろいろございましたんですが、とりあえず、なんとか正常に稼働をするような形で、維持管理に努めておるところでございますが、ダイオキシンの数値がここのところ、ずいぶん

ときつくなってまいっておりますので、このままでいきますと、10年経たない場合にダイオキシンのクリアができなくなるのではないかなと。そうしますと、これら焼却灰にしても、持っていく場所がなくなってしまうというようなことでございまして、大変、このことは頭の痛い問題でございますけど、とりあえず施設をできるだけ早い時点で、きちっと修理をしながら、ダイオキシンの発生の数値を、できるだけ今の状況に抑えておこうというようなことでやらせていただいております。

もう一つ、峡南衛生に関わりのある、今までの経過の中で、甲南衛生組合というのが南部に、一頃は南部、富沢で甲南一部事務組合を構成しておったわけでございますが、ここは県の指導で平成12年でございまして、RDFで処理しようということで、RDFというのは、要するにゴミを全部まとめて、それを石灰なんかと一緒にして、高圧で圧縮をして、そうしてソーセージみたいなものになって出てくるわけなんです。それを、その当時の県の指導ですと、燃料になると。カロリーの高いものなので、公害の発生をできるだけ防ぐには一番、燃やすということがございませぬので、それがよろしいのではないかなというようなことで、RDFを一応、採択をして、工場を造ってやってきたわけですけど、なかなか引き取り手がないということで、私が管理者をさせていただいた13年ごろでございまして、峡南衛生で燃やしてくれというような話がございました。

ただ、カロリーが普通の生ゴミとか一般廃棄物のカロリーというのは800ぐらいでございませぬ。ですから、炉に対しては、そんなに損傷するようなことはないわけですけど、RDFは3千度以上のカロリーぐらいの、高熱で燃えるわけでございまして、とても炉が耐えられるような状況ではないということでございまして、県のほうから、再三、峡南衛生で、要するに助燃剤として使ってくれと。要するに灯油やなんかと一緒に加えて、燃やすのと同じような助燃剤として使ってくれということで、環境整備課長から大変、いろいろな面で押し込まれた経緯がありますけども、結局、一時的にちょっと使ってみましたけども、高温で炉が損傷するおそれが多分にあるということで、お断りをした経緯があります。その代わり、1月から3月まで生ゴミを甲南衛生組合から持っただけになって、私どもで処理をさせていただいた経緯があります。

そんなことで、そのRDFはやはり、引き取ってもらえるところがなかなかないものですから、石炭と同じでもって、くべなければ燃やすことができないというようなことで、サーモスタットを付けて、温度が下がったら火が点くというような状況ではございませぬで、大変、持ち込みのところに苦労をしておいででございまして、これも二重に金がかかるわけですね。要するにRDFを造る場合に金をかけて、また、それを引き取ってもらうのに金がかかるというようなことで、このことも大変、あまりいい方法ではないなというようなことで、今まで推移をまいりました。

ともかく、私どもがこの社会生活を営む上で、最適なこの環境づくりをするためには、やはりゴミの問題をきちっとしなければならぬわけでございますから、処分場建設というのは、正直なところを申し上げまして、先ほど芦澤さんもおっしゃっておいででありましたけど、必要悪みたいな感じがいたすわけでございまして、なければ困るだろうし、峡南衛生の今の状況もお話を申し上げましたが、大変厳しい状況でございます。

そんなことも含めて、やはり一般廃棄物、また産業廃棄物、この処分をどういう格好でしていくかというのは、これはお互いが知恵を出してやっていかなければならない問題であろうか

と思うわけでございます。しかしながら、これを建設するのに、正直なところって、公害が発生するようなこととか、住民の皆さんに不安を与えるようなこととか、いろいろな面で弊害が生ずるような処分場についての建設は、これはいかがなものかなと、私は思うわけでございます。

先ほどの話にもございましたように、県で、もう11年ごろから公募をかけているわけなんです。5つの圏域で。なんとかしてくれと。一時的には何力所か拳がったんですけど、結局、総論賛成各論反対みたいな格好でもって、駄目になった経緯があるわけで、一応、先ほどご指摘をいただいたように、5圏域の中で公募ゼロという格好でございますけど、各圏域の皆さん方が思っているのは、明野ができなくて、ほかのところへというのはおかしいではないかと。ともかく明野が済んでからでなければ、各圏域でここだという公募はできないよというような話は、まわりでいろいろ取り沙汰されているわけでございますけど、現実の問題として明野の問題、大変難しい問題であろうかと思っておりますけど、県の環境整備事業団が取り組んでいても、大変難しい問題であります。そんなことで、とりあえず私どもとすれば、安全で一応、環境保全対策、きちっとできているような処分場でなければ、これは、いずれもゴミはどうなるかは別にいたしましても、やはり、きちっとした格好で建設されるところでなければ、住民の皆さんの納得は得られないのかなという感じがいたします。

それと同時にゴミの問題について、それぞれのご家庭で、やはりきちっとした分別収集をおやりになっていただくということと、行政もこのことに対して、できるだけ皆さん方のご理解をいただけるような格好で取り組んでいかなければならないのかなと思っておりますのでございます。

環境の問題は大変難しい問題でございますけど、最近、京都議定書でも会議がございましたんですが、アメリカが入ったにしても、なかなか具体的な数値が出てこない、日本でも正直なところ申し上げて、1990年の数値からマイナス6%をとということでありますが、今、逆に13%になっているわけなので、こういうように市場経済にどんどん進んでまいりますと、こういう問題、大変お互いが協定をする一つのあれは、やってもなかなか、それを守れないような状況が現実だと思っておりますので、私どもとすれば、正直なところ申し上げて、いろいろと、皆さん方のお取り組みをいただいていることについては、大変敬意を表するわけでございますが、行政としての限界と申しますか、そういう面もありますので、ここらはひとつ、ご理解を頂戴いたしたいなと思うところであります。

答えになりましたか、なりませんか、一応、私の考え方を述べさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（松木慶光君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変、丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ちょっと丁寧すぎて、私の時間がなくなってしまうような気がいたしますので、次に移らせていただきます。

次に現在、北川地内において計画されている最終処分場につきましては、過去、議会におきましても、何回も討議がなされておりました、3月議会においては設置反対の決議がなされました。その後、町長の不同意の意見書が県に提出されていることは、十分に承知しています。

しかし、この10月に新たに20名の議員が選出されまして、初めての定例会でございますので、設備概要、立地条件などについて、改めて確認し、併せて今後の反対運動の展開に関して、ご見解をお伺いしたいと存じます。

はじめに明野と北川の比較から、その設備概要と安全性の問題について、ご見解をお伺いしたいと思います。

北杜市の明野処分場は財団法人 山梨県環境整備事業団が事業主体であり、いわゆる公共関与と呼ばれるものであります。一方、当本町、北川地内に計画されている処分場の事業主体は株式会社 山の都という民間業者であります。2つの処分場の設備概要については、相当開きがございますので、一応、比較検討をいたしましたので、この点について、お聞きいたします。

まず廃棄物の種類ですが、これはどちらも一般廃棄物と産業廃棄物、ともに受け入れることになっておりますが、明野ではダイオキシンや重金属などを多量に含む燃え殻、煤塵などの物質については、熔融スラッグという形で廃棄することになっております。一方、北川では、そのままの形、つまり灰のような形で処分することになっておりまして、この燃え殻と煤塵の合計が重さに直しますと、74万トンということで、全体の77%に及ぶ量でございます。

次に廃棄物の量につきましては、明野では5年半で約40万トンを処分するのに対しまして、北川では13年間で約96万トンという、2倍以上の廃棄物を処分することになっております。

処分方法はいずれも廃棄物を3メートル積んで、その上に50センチメートル土を被せるという、いわゆるサンドイッチ工法という方法でございますが、明野は廃棄物と、それに被せる土等を合わせて約50万トン。一方、北川のほうは約100万トンにも及ぶという、こういうゴミと土との山を築くことになります。狭い谷間を広く、深く掘削いたしまして、谷底から高さ62メートルにも及ぶ約100万トンのゴミと土の山を築くというものでございまして、非常に私どもは安全性に関しては、非常に疑問があるというふうに考えております。

また、排水が地中に漏れないようにするための設備、ライナーシステムというらしいんですが、明野では遮水シート、養生シート、繊維製シートを敷きまして、電気的漏水検知システムという漏水箇所を発見する装置を取り付け、なお、その上に漏水を防ぐ効果の高い粘着性の強いベントナイト混合土という粘土状のものを、50センチメートルの厚さに敷き詰めるというものでございます。

これに対しまして、北川では遮水シート2枚、養生シート、繊維製シート2枚を合わせて1.5センチメートルの厚さのシートを敷き、その上にサンドクッションの、50センチメートルの砂を敷いてという構造でございます。約100万トンという重さに対しまして、たった1.5センチメートルの厚さのシートがどこまで耐えられるのかと心配するのは、私だけではないと思いますけれども、この点につきまして、安全性についての町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

安全性についての見解でございますけど、これは正直なところ申し上げて、今、明野との比較をお話されましたが、おっしゃるとおりで、明野の場合はいろいろ問題がありまして、結局、中道町へ焼却場を造って、そこで熔融スラッグを造って、そしてそこから明野へ持っていこう

というのが、ある程度、計画をされたわけですが、エコパークが反対で駄目になったということですので、僕らもこのことについて、どうなっているのかなと思いますけど、やはり溶融スラッグをどこで造って、どこで持っていくかというようなことが、まだ不透明な面があるわけで、私どもの焼却灰でございますが、これは明野へは持っていけないわけなので、依然として県外へ持っていかなければならないような施設を、今、県は造ろうとしているわけですが、これはこれでやむを得ないと思いますし、一応、安全性については、ご指摘のとおり、確かに北川のほうが劣っていることだけは確かですね。

ですから、私どもは3月に、県からの事前協議書の内容については、意見を出せということですので、環境衛生センターへお願いをいたしまして、いろいろなことを、施設面等について検討をしていただいたわけですが、それで一応、廃棄物処理法に基づく生活環境保全上の問題点、また、いろいろな細かい点もございましたんですが、それを不同意ということで出させていただいたわけですが、そして、つい最近、11月9日でございますが、とりあえず、また縦覧が始まって、これは本申請に対してでございますが、町の意見をということでありますが、これは関係上の問題が主であります、このことについても、大変意に反しているものであるということで、とりあえず、課長が県のほうへ、このことについては届けさせていただいたわけでございます。

これは11月8日でございますね、新聞へも載っておりますので、皆さん方もご覧をいただいたと思うわけですが、「身延処分場計画 町が県に意見書 大気・水質で問題点を指摘」ということで出させていただいておるところでございますが、ですから、このことについては、芦澤さんのお考えと同じような形で、私どもも、この安全性については、私どもが申し上げました補正を、きちっとやっていただければ、もうこれは安全とは言えないなというような形で考えておるところでございますので、この補正を出しましたことについては、皆さん方にも、一応、ご理解をいただいているところであろうかと思うわけですが、とりあえず、そんなことで、芦澤さんのおっしゃること、私どもも理解をさせていただいておるところでございます。

○議長（松木慶光君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

安全性の問題については、私どもの主張をご理解いただけたということですが、今、補正という発言がありましたけども、これにつきましては、17項目の補正中15項目、技術的な補正については、一応、県のほうも了承したというか、確認したということなんですが、あと同意、合意形成の点に関しては、一切それができないということで、事前協議を打ち切って本申請に移ったという、そういう経緯がございます。その点に関しまして、合意形成ということに関しましては、一切、業者のほうでは努力をしていないということで、私どもは理解しているんですが、その点に関しまして、町長はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

この問題は、大変難しい問題でございますし、私どもも3月の時点で、県へ不同意という格

好で出したときにも、このことは付帯事項みたいな形で出させていただいた経緯があります。これは正直なところ申し上げて、同意形成のことについての会社側の見解というのは、私どもと違うということが、根本的に、ここでも食い違っているのではないかなと思うわけでございますので、これは私どもが一応、意見書として出させていただいた不同意の中の一つの項目でありますので、変わってはおりませんので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは次に、最終処分場の立地について所見を述べまして、ご見解をお伺いしたいと思います。

平成14年の下部町議会6月定例会におきまして、当時の鈴木俊一議員が公共関与の処分場設置について質問したのに対しまして、土橋町長が峡南11町村が候補地とした22カ所は、すべて不適地であるとされたと答弁しております。理由は、急傾斜地が多いためであったというふうに聞いておりますが、当該計画地はまさに急傾斜地でありまして、昭和42年に建設省、現在の国土交通省が砂防指定地に指定をしております。それから、平成13年には山梨県が水防計画で、土石流危険渓流に指定をしております。つまり、国や県は防災上の危険地帯であるということを自ら認めた場所であることを、再度確認しておきたいと思っております。

この谷の名称は花柄沢という、非常に美しい名前の沢でございますけれども、大きな山を背負っておりまして、十分な雨水を蓄えることのできる地形であります。下流の常葉川の貴重な水源涵養域の1つになっております。常葉川沿岸の人たち、ひいては富士川沿岸の人たちも、この水が流れてきているわけですが、この水を水道水とか農業用水に利用しておるところでございます。

なお、地質学者で信州大学の副学長である小坂共榮教授が計画地周辺の6本の沢を現地踏査して、その結果、計画地周辺には5本の断層が走っているということが分かりました。教授は、断層があると外見と異なる方向に地下水を導くので、峠を越えた地域にも地下水の汚染が及ぶおそれがあるというふうに指摘されております。

また、断層地帯は当然のことながら、大地震による災害を最も被りやすい場所でありまして、このような巨大施設を造ることは、絶対に避けなければならない場所であるとも言っておりますが、実際、この場所はいつ起きても不思議ではないといわれている東海沖大地震による被害想定地域でもあります。私たちは、この地域は処分場設置場所に、最もふさわしくない場所の1つであると考えております。

また、この谷に沿って、県道市川三郷身延線が走行しているわけですが、処分場が設置されますと、ゴミを搬入するダンプカー、掘削した土砂を搬出するダンプカーが52号線、300号線を経由して、毎日130台から150台も行き来することになります。この道は、下部地区から甲府方面への非常に重要な生活道路であります。狭くて曲がりくねった、この道路を多い日は往復で1日300台ものダンプカーが走るようなことになるわけで、道路の損傷だけではなく、交通渋滞、交通事故、排気ガスによる大気汚染などが発生する可能性が非常に高くなることが予想されるわけです。

また、この処分場の200メートル下にあります、北川という小さい集落がございますけれども、この住民の生活に及ぼす影響はもっと深刻であります。多くのダンプカーの通過による排

気ガスによる大気汚染の心配、道路を横断することもできなくなるのではないかという交通に対する不安などで、高齢化が進んでおります北川地区の住民の中には、この場所ではもう今の様な生活ができなくなるのではないかと、そういう怯えと恐れの中で毎日生活しております、一日も早く、この理不尽な計画がなくなることを望んでいるというのが現状でございます。

北川の最終処分場は、このように非常に立地的にはいくつかの問題点があると、私は考えております。これらの問題に対する周辺住民の不安等についても、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

砂防指定地ということで、これは私どもも大変心配をしているところでありますけど、このことについて、私どもの町の行政が及ぶところではないというような感じがいたすわけでございまして、これらは県の見解がどういう格好でございますか、とりあえず山梨県における廃棄物の処理法や関係法令に基づく審査および専門委員会の審査というのが、今後、早々にもたれると思うわけでございますけど、委員会の審査結果を待って、どんなふうな結果が出ますか、これは委員の皆さん方が良識をもってお答えをしていただくしかないわけでありまして、このことについては、私どもの手からなんか離れているような感じがいたすわけでございます。

行政の、これは県のいろいろな指導要領は、今までもずいぶん、会社のほうへ、このことについては補正指導も出されているわけでございますけど、廃掃法があるわけでございまして、それがなかなか業者としても納得がいかないというようなことで、現実にも今、こういうような状況になってきているわけでございます。

ですから、やはり、最終的な専門委員会の審査結果がどんなふうに出ますか、このことについて、私どもも関心を持たせていただいて、でき得れば、これはNOという、NGをしていただけることを望んでいるということでありますので、地元の皆さん方のいろいろな生活上はもちろん、現在こういう格好で出てきておりますから、お話のとおり承っているわけでございますけど、あそこの地点を特定したのはなんなのかなと。こういうことを、やっぱり原点にかえて皆さん方もお考えをいただかないと、要するに真ん中がどこか切れてしまって、出てきた問題に対して、大変、厳しい状況であるわけでございますけど、そのことについては、僕らもよく分かっております。ですけど、その時点に何があったのか。

ずいぶん、平成10年ごろから、いろいろな面で下部地区の皆さん方は、議会の皆さん、緑と清流を守る会の皆さん、それぞれ一生懸命でやりになった経緯があるかと思うわけでございますが、そういうダイナミックな皆さん方の運動はなんだったのかなというような感じを、ちょっといたすわけでございます。

このことについて、この議会でふれることは避けたいと思っておりますけど、一応、そんなことで答弁にいたしたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今の町長の答弁の中にございます問題点につきましては、私も非常に危惧しておりますので

ございますけども、空白の時間があつたということは、私も承知しておりますので、この件に関しましては、今回、これについてはふれませんが、住民の不安についてのお考えは、特にございませんでしたように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

住民の不安のことについては、これは常識的に考えて感じておるわけでございます、住民の皆さんの不安を払拭するようなことが、なんとかできればなということでもありますけど、この不安を払拭するためには何をしなければならぬのか、また何がどうなればいいのかなどということがあつたわけでございますけど、これは芦澤さんもご存じのとおりでございますので、私がここまで言及することはないなと思います。気持ちが同じでございますので、その点について、ここでどうだこうだと僕が申し上げるより、皆さん方のほうがよくご存じだと思いますし、町民の皆さんの不安を払拭するのが行政の役目であるわけでございます、ただ、行政には行政なりの限界というものがあることも、ひとつご理解をいただきたいと思つています。

○議長（松木慶光君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

住民の不安に対するお気持ちは同じということで、理解いたしました。

最後に、この最終処分場問題というのは一人、旧下部町だけの問題でないということは、町長はじめ議員の皆さま方にも十分にご理解いただつているものと存じますが、そのあたりも含めまして、今後の反対運動の展開に対するお考えをお伺いしたいと思つています。

この一般廃棄物、産業廃棄物最終処分場設置計画につきましては、従来、先ほどから町長のお話にもありますように、緑と清流を守る会という形で、私どもは旧下部町を中心に反対運動を展開してまいりました。

しかし、現在では旧下部町内だけではなく、旧身延町、旧中富町などの各集落においても、何人かの議員のご協力をいただく中で、区会、ならびに常会などで設備概要の説明会を実施し、その中で設置反対の決議をしていただき、町長に対する陳情活動などをしていただつてまいりました。この設置計画によりますと、廃棄物を積んだり、土を運び出したりするダンプカーが国道52号線から国道300号線に入ると。それも毎日130台から150台、往復するということでございますので、これは旧下部町だけの問題ではなく、やはりこの52号線が通る旧身延町、旧中富町も関係があるのではないかと、私どもは考えております。

また、処分場からの排水が常葉川から富士川に流れ込むことになるわけで、これらのことを考えると、この問題はまさに新身延町全体の問題であると、私どもは考えておまして、町民各位のご協力を要請して、現在に至つておるわけです。

旧下部町時代は、下部町緑と清流を守る会、合併後は下部緑と清流を守る会という名称の組織で反対運動を展開してまいりましたが、今後はますます激しくなる、この問題に対する皆さまの理解をいただきまして、ぜひとも積極的にご理解、ご協力をいただきたいと考えております。今後は下部緑と清流を守る会というものを発展的に改称して、名称も身延緑と清流を守る会というふうに改めて、組織的にも全町的なものにしていきたいというふうな考えもございません。

また、この計画が富士川の下流の市や町に対しても、なんらかの影響を及ぼすことが考えられるということから、この計画について、下流の市や町に対しても、情報を伝えていきたいというふうに考えております。

計画予定地には北川地区の21名の共有地とか、お寺の所有地等がありまして、どちらもその所有権に関して、解決できない問題が残されております。そのほかにも業者と県、業者と町との間では解決しなければならない問題がいくつか残されているわけです。町長には、すでに県に対して設置不同意の意見書を提出していただいておりますが、今後もこの姿勢を崩すことなく、ぜひとも、われわれ町民の安全と生活を守るということにご尽力いただきたいというふうに考えております。

また、現在、本町では長期総合計画の策定に向けまして、作業が進められておりまして、先日来、各地で行われた地域懇談会でも、いろいろと建設的な意見がされておりました。3町合併を実りあるものになりたいという町民の意識の表れであると、大変心強い思いがいたしておるところでございますが、どんなに立派な、どんなに町民の夢を盛り込んだ素晴らしい長期総合計画がつくられましても、このような巨大な最終処分場が設置されるということになりましたら、すべてが失われてしまうのではないかと、そういうふうなおそれもございます。

そういう重要な問題をはらんだ計画であるということをご認識いただきまして、今後は、この町を挙げて、この問題の解決に取り組んでいくべきであると考えておりますが、このような考え方につきましての町長のご見解をお伺い申し上げます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えを申し上げたいと思います。

おっしゃることは、十分よく理解をいたしておるところでございますが、やはり、地域的な面で、合併して1年3カ月、経過をいたしましたけど、温度差というのは、いろいろな問題であるわけでございますよね。

ですから、この温度差を埋めるにはどうしたらいいかなというのが1つあるわけございまして、正直なところを申し上げて、ここで言うのは、大変失礼かも知れませんが、今回の10月の町議選の中で、選挙公報がございましてね。この中で産業廃棄物の最終処分場設置反対ということで訴えられた方が何人かおるわけでございますけど、そうでない方、環境問題について言及している方は、皆さん言及をしておいででございますけど、特定をして、産廃の処分場についての反対を掲げた方は3分の1ぐらいの皆さんであるわけございまして、これをご覧になっていただいで判断をしていただければと思います。

やはり、地域によっては温度差があるわけでありまして、この温度差をどんなふうにして解消していくかというのは、これは芦澤さんたちが一生懸命、今おやりになっている一つの運動も、その手立てと思うわけでございますが、議会の皆さん方がそこらへんは話し合いをしていただく中で、きちっとした対応をしていただくということ、ひとつご期待をいたすわけでございますけど、今回の芦澤議員からの質問につきましては、正直なところ、大変、頭を悩ましたわけでありまして、夕べ、インターネットでいろいろなことを調べさせていただきました。これは遅きに失した感じはあるわけでございますが、全国産廃問題市町村連絡会というのがあります。ここの内容について、ちょっと朗読をさせていただきますけど、最近、全国各地で廃

棄物処理についての問題が深刻な状況になっています。特に廃棄物の大部分を占める産業廃棄物の問題は環境の汚染、不法投棄、処理場をめぐる紛争などが多発しております。これは経済の高度成長のおかげで大量生産・大量消費・大量廃棄の時代が続いてきたため、いわば必然的な結果といえます。このままの状況が続く限り、産業廃棄物処理のシステムは破綻から破局に至り、取り返しのつかない環境破壊を招くことは間違いありません。

本来、産業廃棄物行政は国の所管であり、実際には都道府県の機関委任事務として運営されていますが、産業廃棄物処理問題で最も苦しんでいるのは、市町村であります。今、全国で産業廃棄物の処理をめぐる、問題や紛争が起きているのは、500カ所にのぼるといわれており、これらの事例は多岐多様、複雑であり、事例ごとに問題の所在が異なります。

産業廃棄物処理場が必要であるということは、言うまでもありません。しかし、どこでもどんなものであっても、よいわけではありません。できる限り安全な、環境に影響を及ぼさないものでなければなりません。これまで産業廃棄物の問題は、主にローカルな問題として扱われてきましたが、相互に共通点も多く、特に各市町村とも苦しみ悩みながら、手探りの状況にあるという点では共通をしています。産業廃棄物をめぐる深刻な状況を、よりよい解決の方向に向けるためには、こうした共通した問題を抱える市町村が話し合いの場を持ち、互いに知恵を出し合って問題解決の対策を考えることは、意義あることと信じます。

そこで、全国的に緊要の課題である産業廃棄物問題について、市町村が情報の交換、交流、対策の検討や研究、問題の提起などを行う場として、全国産廃問題市町村連絡会の設立をいたしましたというのが、この設立の趣旨でありますけど、遅きに失したと、先、申し上げましたが、こういうような一つの団体がございまして、正直なところを申し上げて、私どもも、こういう形で、いろいろな面でご相談をする中で、よりよい方向へ進めていくことに努力をしまいたいと思うところがございますので、芦澤議員のおっしゃることは、大変、よく理解をさせていただいておるわけでございますので、今後とも私どもといたしましては、今のような形で勉強させていただいたり、いろいろ相談をしたりということで、問題解決に向けて、対応をしまいたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

芦澤健拓君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ただいまのご答弁で、私どもの主張といえますか、考え方をご理解いただいているということが、よく分かりました。それで、今後、ぜひともこの件に対する態度というか、姿勢を崩すことなく、われわれ町民の安全と生活を守るためにご尽力いただきたいということ、ならびに議会の皆さま方も今後、ますますご協力いただくことをお願いいたしまして、私の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上で芦澤健拓君の一般質問が終わりましたので、芦澤健拓君の一般質問を終結いたします。次は通告の5番、川口福三君であります。昼食の時間がきましたので、暫時休憩いたします。

開会は、午後1時といたします。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（松木慶光君）

会議を再開いたします。

次は、通告の5番は川口福三君です。

川口福三君、登壇してください。

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

前もって提出いたしました質問5つのうち、5番目の質問につきましては、同僚議員から先ほど質問されておりますので、この質問は取り下げたいと思います。

新町が誕生して1年3カ月を経過いたしました。依田町長におかれましても、県の町村会長として多忙な中で、町政執行に当たっていただいております。

これより5点について質問するわけでございますが、先ほども申し上げましたように、5つ目の質問は取り下げます。

この質問の順序ですが、3と4は入れ替えてお願いしたいと思います。

まず第1点の町内の幹線道路網整備と、今後の計画についてであります。

道路整備は住民生活の向上をはじめ、地域活性化にも大きなつながりがあります。町内でも県代行工事として手打沢大塩線をはじめ、身延山の東谷の道路整備改良、また宮木下田原線等の工事が進められております。切石曙三石線も遅沢地内も工事が進められ、その中で県道横沢線も長い間の工事中断というような状況の中で、ようやく地権者の同意が得られ、入り口付近300メートルほど、ようやく完成をみました。この県道は旧身延町の大野清子線と同時に県道として編入され、23年ほど経過した現在でございます。しかしながら、今申し上げましたように、地権者の同意がなかなか取れず、苦慮した過去がございます。

今後、この県道の工事見通し、どんな状況であるか、まず第1点伺いたいと思います。また、併せて国道の歩道の整備、本庁舎の北川の権現さんのカーブも、ゆるやかなカーブになり、幅広い歩道が完成しました。しかしながら、甲南グラウンドから手打沢橋、また手打沢橋から西嶋に通じる歩道、一部は完成を見ましたが、まだ未完成の状況の現在です。

この国道の歩道整備、また県道のこれからの見通しについて、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答え申し上げます。

ご質問の県道切石曙線についてでございますが、300メートルほど完成しましたが、今後の未整備区間はということでございますが、この道路は県道遅沢静川線のことと思います。横沢地内の道路改良整備区間につきましては、平成12年ごろから道路改良整備の準備に入りまして、用地の取得等が平成15年、16年度の2年間で速やかに完了いたしておるところでございます。地権者の皆さんをはじめ、地域の区長さん等の関係者の道路に対する熱意、努力等の賜物と感服しておるところでございます。また、議員さんの地域でのご指導、ご尽力に対して、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

当横沢地区および道路沿線の皆さんの協力によりまして、道路用地の買収等が終わりましたので、平成16年度から道路改良工事に着手いたしまして、本年度、舗装工事をもって延長269.5メートル、幅員7メートルの立派な県道が完成したところでございます。今後、残された未整備区間につきましては、県当局に重ねて要望してまいりたいと、こんなふうに考えております。

それから、国道52号線の歩道についてのお尋ねでございますが、今現在、国道52号線から県代行事業で町道の整備をしておるところでございますが、国道からの分岐が、なかなか右折ライン等、用地等の関係でとれないで、今現在に至っているわけでございますが、夏ごろ、甲府工事事務所、河川国道事務所ですか、そちらのほうへ出向きまして、地元の区長さんをはじめ、用地等について、職員との打ち合わせは済ませております。そんなことで平面交差になるわけでございますが、今現在の2メートルの歩道が、そのまままっすぐきて、橋にぶつかる、その橋の付近の平面交差のすみ切りは、河川国道事務所のほうも考えているということで、今現在、鋭意、ペーパーロケーション、それから実施設計に向けて検討しておるような状況でございます。

それから当然、役場のほうへ向けて、歩道の整備も併せてお話を申し上げているというふうな状況でございます。

それから、次に現在、行われている宮脇下田原線の道路改良工事が峡南衛生組合の進入路、富士川橋、衛生組合の拡幅改良の考えがあるかとのご質問でございますが、この路線は・・・失礼しました。

とりあえず、以上でございます。

○議長（松木慶光君）

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

今、建設課長から答弁をいただきましたが、峡南衛生組合の問題は、これからお聞きしようかと思っております。

今、答弁をいただいたんですが、やはり、この歩道の問題、それから横沢の県道問題におきましては、やはり県、国のほうへ強く働きかけていただいて、できるだけ早い段階に完成するように願う次第でもあるわけでございます。

町内にも、非常に幹線道路とすれば、距離も長く危険箇所もたくさんあるわけでございます。西嶋大塩線の、いわゆる通称農免道路におきましては、去年の台風以来、半年以上にわたって農免道路が交通止めになっていると。最近はやややく一方通行というような状況で、なんとか車は通しているんですが、あそこにバリケードを置いて、結局、完全通行止めになって以来、いまだかつて同じような状況であると。

一企業の肩を持つわけではございませんが、あそこには富士川カントリーというゴルフ場もございます。また、あのゴルフ場は冬場のシーズン、非常に来客数も多いというような状況の中で、いつになったら、あの工事は完成するのかなど。いつまでも、片側通行のまま置くといいのも、やはり地域住民、またそれを利用する大塩地区、またゴルフ場関係者等にとってみれば、納得がいかないというような話も聞きました。

それに併せて、先ほど、課長のほうからお話がございました峡南衛生組合の問題ですが、峡南衛生組合も開設以来43年を経過した現在、3つある施設のうち、3つの施設も新しく建て

替えた。しかしながら、進入路一つとってみても、富士川橋から峡南衛生組合まで、大型車両の乗り入れさえ困難というような道路状況にあるわけでございます。

ましてや昨年、手打沢の、いわゆる台風による災害での交通止め、52号の全面交通止めの際は、もう迂回路もないというような状況の中で、非常に不便を感じた地域でもあるわけでございます。

この峡南衛生組合の進入路の改修を含め、今後やはり鴨狩へ抜ける、いわゆる国道52号の迂回路としての考えがあるか、町当局のお考えをお伺いいたします。町長、答弁願います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思います。2点について。

ごもっともなお話なんですけど、できるだけ早い時点で改修をして、全面通行ができるような形にしていきたいと思いますけど、ただ、地質と申しますか、構造上、大変難しい面もあるかと思うわけで、細かい点は建設課長のほうで答えていただきたいと思いますけど、そんなこともあったりして、遅れているような状況でございますので、できるだけ早く、このことにつきましては、進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

あとは峡南衛生への進入路、また、鴨狩のほうへ抜ける道路でございますけど、これは正直なところを申し上げて、道幅が狭いということが1つございまして、それとほとんどが峡南衛生まで、田原のほうからは身延町の地域ですが、向こうは市川三郷町の区域でありますので、ここらも合議をしながらやらせていただくわけでございますけど、ただ地形上、拡幅して迂回路になり得るかどうかというのが、これが前々からも、前の議会ですか、川崎議員からも、要するに国道52号の迂回路を、県道だとか町道を利用してというお話ですけど、実質的に、たまたま国道が災害を受けて、町道とか県道が無事であったというケースは、それはそれなりにいいわけですけど、基本的な考え方とすれば、国道がきちっと整備をされておることによって、県道とか町道が利用できるわけですから、とりあえず県道、町道を主に整備をして、迂回路になり得るかどうかというのは、見解が違う面もあるかもしれませんが、そういうような形で考えていきますと、やはり国道をしっかりと整備していただくということが第一義であります。

ただ、地域の皆さんの利便性とか、そういうようなものを考える中で、できれば整備をしていきたいなということは考えておりますけど、土地の所有が、町が違いますものですから、この点が合議をさせていただいて、相手の町で合意をしていただけるような形をとりませんと、なかなか進めないのかなという感じはします。

そんなことで、細かい点はまた建設課長に。

○議長（松木慶光君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

それでは、お答えします。

先ほどの農免道路のお答えでございますが、農免道路につきましては、表面崩壊と申しますか、地すべりのような要因があるということで、今現在、調査をした関係上、まだ本年度、雨期に雨が降っていないということをおまえる中で、今現在、観測等をしているというふうな状況でございます。

若干の土地に異変が発生しました段階で、警報がすぐ建設課の担当のほうへ入るといふようなことになっております。できることならば、全面開放して、皆さんの利便性をより高めていきたいということは常に考えておりますが、まず安全第一といふふうなことで、今現在、対応しております。

それから、衛生組合の道路でございますが、先ほど、町長がご答弁申し上げたとおりでございます。また、地形等が非常に急峻で厳しい状況でございますので、工事をやるにつきましても、交通止め等ができませんので、このへんを隣の町であります市川三郷町と協議しながら、また検討してまいりたいと、こんなふう考えております。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

最後の質問として、ご答弁いただきました峽南衛生組合からの進入路と併せて、鴨狩へ抜ける道路の改良問題ですが、かつて鴨狩から衛生組合へ抜ける道路、あれも計画にあったらしいんですね。ところがそこを拡幅すると、当時、手打沢の対岸に砂利業者がありまして、大型ダンプが通ると困るといふようなことから、鴨狩の住民の人たちが反対したといふような経緯があったという話も聞いております。

また、今なぜ、向こうの道路が必要かといひますと、新しい町身延町になって、久那土、いわゆる古閑地域の人たち、それから衛生組合の、もちろん収集車も、当然町内を回収して歩くんですが、あの道路ができると、いわゆる久那土から衛生組合までの搬入距離がだいぶ近くなるわけですね。やはり、そういう、施設は40年も前に出たけども、道路状況が一向に、そういった状況ではないといふことから、今回、私も一般質問の中で取り上げたわけでございます。

また、先ほど、課長の答弁の中に農免道路においては、雨量がなかったから変化がなかったという答弁でしたが、これを、では雨が降らなければ、いつまで経っても、あのままで置くのかといふような考えにもなるわけでございます。やはり行政として進めなければならぬのは何かと。これはやはり、できるだけ早い段階に、こうした措置を講ずることが行政としての責務であろうと、私はこう考えるわけでございます。

以上、道路問題について、非常に強い訴えをいたしました。県および、また町当局の今後の対応をご期待申し上げまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問といたしまして、農業振興計画についてであります。

曙大豆は町の特産農産物として、高い評価を得ております。しかしながら、サルやイノシシによる被害で、防止対策に苦慮しているのが現状でもあります。今後、町として、サルやイノシシの被害にあわない作物の品種選定の計画があるかどうか。まず、その点について、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

それでは、お答えします。

今のところ、品種選定についてでございますけれども、農業普及センター等と相談しながら、模索はしているところでありますけれども、今のところは決まっていなくて、それが現状でございます。

ます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

町では、まだ選定をなされておらないということですが、実際に、この有害防除の補助金、平成14年度以後から見ますと、いわゆる旧町時代、下部、中富、身延、3町合わせて14年が423万8千円、15年が868万9千円、16年度は1,181万7千円という膨大な有害防除の補助金が出ておるわけでございます。

曙大豆の生産量、出荷量を見ますと、平成15年、いわゆる出荷量が5,924キロ、16年度は不作で2,635キロというような出荷量だったんです。大豆ばかりではないんですが、ほかの作物もちろん、このサルやイノシシにやられるから、こうした補助対象の施策を講じなければならぬことは分かっておりますが、果たして、投資的效果からみますと、この補助金申請をなさって、3年、5年後にしたら後継者がなくて、行ってみたら、あとは草ぼうぼうで電柵だけだったというような、いわゆる遊休農地が町内にも点在しているのが現状でございます。

こういった点を考えると、当然、町でこうした被害にあわない作物の選定をすることこそが、いわゆる投資をしなくても収益性が上がる、集荷ができるという作物の選定をすることが専決であろうと、私はこう考えるわけでございます。その点やはり、今回補正の中でも、いわゆる有害防除の補助金として、補正が320万円ばかり入っております。合わせますと、今度は2,760万円という膨大な、いわゆる補助金の額になるわけでありまして。

曙大豆の生産を、先ほど例に挙げましたが、ほかに本町の農業の収益として、売り上げにつながる作物は何があるでしょう。私は昨年度の議会におきましても、一般質問の中で、私なりに体験した試作の中で、こんにやくを1つの奨励品種として挙げた例がございます。こんにやくと、人は、昔はやっていたと言われながらも、今は非常にダイエット食品、または子どもには「蒟蒻畑」等、非常に需要が多いわけでございます。その点を考えますと、やはりサルやイノシシに荒らされない作物の、まず第1号作物として、こんにやくを推奨したいと、このように考えておりますが、産業課として、どのようなお考えであるか、答弁をお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

産業課長。

○産業課長（遠藤忠君）

お答えします。

議員さんからの提言でございます、こんにやくでございますけれども、この前の議会でもそういう提言がありましたということで、このこんにやく栽培についてでございますけれども、実証実験的に、山間の畑のほうも見つけまして、来春にも種芋のほうを植え付けて様子を見るといふことで、議員さんからも来春、2月、3月ごろが植えどきだよというふうなご提言をいただいておりますので、先ほど言いました実証実験的にやってみたいと思います。

以上です。

○議長（松木慶光君）

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

早速、実験的に取り入れるというご答弁でしたが、なおかつ、この実験成功ののち、町としてどのような施策を講じていかれるか。突然ではありますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

今、産業課長が答弁をさせていただきましたけども、町の特産品としては、今まで、すでに曙大豆等が地場産品としての付加価値も大きく高めていただいているわけですから、やはり曙大豆等を主力にやっていくことが、1つの妥当な方法だと思うわけですが、今年、去年、曙大豆の種子を採取するために、20アールですが、圃場をお願いした経緯がありますけど、今年、50アールにさせていただいたということで、ただ、大豆の栽培というのは大変難しいと聞いておりますし、また、いろいろ、この気候の関係やら、大変、自然状況に左右されるような作物であるということで難しい面もありますけど、ただ換金をする場合に、こんにゃくと大豆ですと、だいぶ違うのかなという感じはしますけどね。

ただ、高齢化がどんどん進んでいる中で、一応、この栽培の、できるだけ集約した格好で、収入が上がるような形のものが一番よろしいかなと思うわけですから、ここのところにつきましては、担当課を主力に、いろいろな面で研究をさせていただいて、農業委員会の皆さん方、またJAの皆さん方、それぞれのご意見等もお聞きする中で、適切なものがあれば、それを進めていきたいと思っておりますし、また、それはそういう格好で、予算は盛っていければなと思っております。

○議長（松木慶光君）

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

ありがとうございました。

一応、今後、できれば町を挙げて、こういった補助金を出さなくても生産できるような作物を、ひとつの町の農産物の主力になるように期待したいと思います。

それでは3つ目の質問といたしまして、観光振興についてお伺いいたします。

身延山、下部温泉、本栖湖、和紙の里がありますが、国道52号は本町延長約2.5キロという、非常に長い距離に及んでおります。しかしながら、この国道も1日、約2万台とも言われる通行車両が、ここといて立ち寄る場所がありません。観光振興、いわゆる観光地として、これからの施策を講じていくなれば、52号に大きな広場、拠点づくりも必要ではないかと考えます。

また、本町は富士川と常葉川、波木井川、3つの河川と併せ、また自然豊かな山々に囲まれております。これは町の無限な自然遺産でもあるわけでありまして。広い範囲で、富士川流域王国をはじめ、峡南青年会議所においては、川の都構想を掲げて、峡南地方観光等を計画されております。この富士川と国道52号をいかに結びつけるかが、今後の町の観光開発につながるものと考えますが、町当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思います。

お話、本当にありがたくお聞きいたしておりますけど、とりあえず拠点施設ということで、町内、国道52号、南から入っていきますと、ゆばの里がございます。それと、今度はクラフトパークでございますね。ふるさと工芸館が道の駅に、11月12日に指定を受けまして、ここが一つの拠点づくり、少し中へちょっと入って、入りにくいきらいもありますけど、できるだけ、このPRをする中で、道の駅としての機能をしっかりと果たしてもらうように、あそこの専務理事にもお願いいたしておるところでございますし、それから以北につきましては、なかなか広い場所というのが、ちょっと見当たりませんが、このことにつきましては、また、どんなふうな形で拠点づくりをするのか、皆さん方と協議をさせていただきたいと思えますし、300号につきましては、下部の古閑に道の駅がございますので、ほかにはちょっと、スペース的に難しいかなと思うところであります。

そんなところで、拠点づくりについては、そんなふう考えておりますけど、富士川を中心とした国道52号線、300号の峡南地域の観光振興につきましては、今、振興局のほうとも詰めをいたしております、富士川は地域観光振興協議会というものを平成18年度当初に立ち上げをしたいということで、うちが一番、いろいろな面で観光のポテンシャルは持っておりますので、中心になって、とりあえず、この地域振興協議会をスタートさせたいなと思って、今、振興局のほうとも合議をさせていただいて、県のほうも一応、積極的に対応をしていただけるというようなことでございますので、その協議会をしっかりと立ち上げて、峡南地域の豊かな自然と身延山、本栖湖、また下部温泉、西嶋和紙の里等々をうまく連携をしながら、観光振興を図っていきなと、そんなふう思っているところでございます。

○議長（松木慶光君）

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

今、町長から答弁をいただきましたが、この身延町には全国にも珍しく1級河川に架かっている橋が7つございます。非常に、私もインターネットで調べたんですが、1級河川にこれだけの橋がある町は非常に少なかったと。それで、私なりの思いつき発想かもしれませんが、この7つの橋が身延町のイメージ付けにならないか。例えば、上の月見橋を赤い橋、峡南橋は和紙の里の近くだから白い橋、富士川橋は緑の橋、飯富橋は赤い橋、富山橋はピンクの橋、いわゆる、そうした一つの、これは町の金を使わなくても、身延町としてのイメージ付けにはつながると、私はそう考えるわけです。

また、もう1点。2年ほど前、国土交通省へ電話して「ガードレールの色はどこへ行っても白いですね」といって問い合わせましたが、そうしたら向こうで「大概が白です」と。その際、私は「ガードレールの色を変えることはできませんか」といって、質問をしたわけでございます。幸い、今回の議会の選挙前に、再度、国土交通省に電話で問い合わせましたところ、今後、ガードレールの色が3色に変わりますと。3つの色に変わります。色の決定は、まだ決定されておませんが、3つの色に変わるということは、確かだそうでございます。もし、これが3色に変わるならば、鰍沢と身延町と南部町ではガードレールの色を変えることができるわけでございます。

こういう点も、やはり行政側から国土交通省等に、いわゆる、ご提案を申し上げて、一つの

イメージづくりをすることも必要であろうと、こう考えます。

また、先ほども申し上げましたが、富士川本流はここ近年、大きな鮎が釣れるということで、夏場の鮎釣り客のメッカとして、富士川もお客さんがいらしております。富士川漁協とのタイアップの中で、夏場の尺物鮎誘致に、これも一つには、観光につながる1つの施策だろうと考えます。そうした点、観光課として、今、申し上げました内容について、今後どのような対応をとっていかれるか、答弁を求めます。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ご指摘をいただきました、いろいろなアイデアについて、大変ありがたくいただいているわけでございますけど、ガードレールの問題なんかも、今、いろいろと国土交通省のほうでも、今、お話がありましたような格好で考えておいでのごようでございますし、木造で、耐久力のあるような品物が、加工した中で出ているわけで、東京の公園あたりにいきますと、割合、木造の柵といいますか、ガードレールみたいなものが、結構多く目につくような格好になっておりますし、今、山梨県の河川防災センターなんかでも、そのことについて、一応、研究をされている方とタイアップをする中で、そういう手すり等に使えるかというようなことでやっておられます。

確かにガードレールの色等についての、自然の景観を損なわないような形のものがほしいなと思いますし、今、大和村から大菩薩へ上がる道路につきましては、一応、自然の状況に配慮したガードレールが使われているというのは、ちょっと私も見てきたことがありますけど、具体的に国土交通省へお願いする中で、また県のほうへお願いする中で、ガードレール等につきましては、豊かな自然を損なわないような感じでやっていくことがベストではないかなと、そんなふうに思いますので、これは鋭意、努力をいたしてまいりたいと思いますし、また富士川の、今年は確かに鮎釣りの皆さんが大勢入ってきているのは、私も目にしておりますし、結構、大きな鮎が釣れているんだということで、大月の市長が釣りが好きでございまして、知事さんもなんか、富士川へ入ってというようなお話をされておりましたので、やっぱり、レジャーで釣りを楽しむ人たちの口コミによって、富士川の鮎が大変話題になっていることは確かでございますので、このことについては、漁協の皆さん方とも相談をしながら、具体的にもう少し、県内はもとよりでございますが、県外の皆さん方にも周知をしていきたいなと。これらはやっぱり、道の駅とか、うちのホームページ等でPRをしてまいりたいなと思っております。

それと、富士川のもう1つの利用方法でございますが、これは河川防災センターの望月さんもおっしゃっているわけなんですけど、鰍沢から高瀬舟で、波木井の堰堤のところですか、あそこまで下るようなものを考えていると。私どもも、ぜひそういう格好でお願いしたいなということで、砂利の採取の状況とか、いろいろな河川の難しい管理の問題もあろうかと思いますが、水路をうまく調整する中で、鰍沢河岸から波木井の河岸まで高瀬舟で下っていただくと。それで身延詣でをしていただければと、また、それも1つの観光の大きな一助になるわけでございますので、そんなことも考えさせていただいて、具体的に進めさせていただきたいと思っております。

○議長（松木慶光君）

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

この観光問題の最後になりますが、今、町長からもご答弁いただきましたように、やはり、これからのまちづくり等をして、知恵を絞り、行政の、いわゆる腕の見せどころを考えるわけですが、先ほど申し上げましたように、拠点づくりというのは、先ほどもちょっと、この前の質問で申し上げました、町のいわゆる奨励品種、例えば、もし、こんにゃくになった場合、工房自体を造っても、体験工房、わずか30分ぐらいでもって体験ができると。本町にも豆腐、それからゆばと、そういった施設があるわけですが、なかなか時間もかかるというようなことから、体験工房というのは非常に難しいような状況にもあります。今後の観光の1つとして、また、まわりのお考えの中へ、少しでも取り入れていただければと考えております。

それでは、4つ目の質問といたしまして、健康な高齢者に対する勤労娯楽支援策について、お伺いいたします。

高齢者問題の医療、介護は本町におきましても、だいぶ整ってきております。しかしながら、高齢者の比率は非常に増加している現状でもあるわけでございます。高齢者が中心になって活動し、集落営農に取り組み、先日、山日YBSの農業賞の奨励賞を宮木の農業振興組合が受賞されたことは、本町の高齢者農業の政策として喜ばしいことでもあります。

過疎化は高齢化が進み、農地の遊休化が大きな課題でもあり、遊休地削減に向け、地域活動として、3人・5人のグループの高齢者が農業耕作者支援策の考えがあるか。町当局のお考えをお伺いすると同時に、また勤労センターの今後の活用、今現在、学童保育等に使われておりますが、あの勤労センターを高齢者の、いわゆる娯楽の場、または勤労の場に活用する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたしたいと思っておりますけど、宮木の農業振興組合が県のYBSの農業奨励賞を受賞されたこと、大変僕らも本当に敬意を表したいと思っておりますし、先日、正副の組合長さんがおいでをいただいて、いろいろご熱心に取り組んでいただいている状況のお話を聞きまして、大変感服したわけですが、とりあえず、ある程度のグループで人数が適正だというような、1つのグループは割合、活動しやすいですし、また、いろいろな助成制度も確かに出てきているわけですが、おっしゃられる3人・5人の小さなグループに対する一つの対応ということでございますけど、とりあえず意欲のある皆さん方には、それはそれなりに私どもも今、一応、町としての取り組みをさせていただいているところでございますので、これは来年度になりますけど、行革関連の一つの事業といたしまして、要するに町民税の1%を出させていただいて、そのグループ等でもって事業をしていただくような形をとりたいなということで、今、担当課で早速、準備をいたしておりますけど、要するに自主的にこういうような事業をしたいので、その町の予算をどうだろうというようなことを、今、国がやっております地域再生計画の交付金みたいな形のような感じでございますけど、金額など細かいことは一応控えさせていただきますけど、とりあえず意欲を持ってやっていただけるようなグループに対しての、そういうような一つの施策を講じていきたいなと思っております。

ですから、そんなことで、またグループでもって頑張ってください人たちがおいでになれば、それなりのことはさせていただきたいなと思います。また、それとあと、勤労センターの活用でございますけど、これはなかなか、場所がああいうような場所で、ご存じなところなので、高齢者の皆さんが行って、なかなか自由に使えるような状況づくりをするのは、足の問題もあるかと思いますが、元気な方であそこへおいでになっていただけるようでありましたら、それなりの施設整備はさせていただきたいと思いますが、指定管理者制度等も今、検討をさせていただいておりますので、民間の方で、あそこを活用していただけるような方があれば、また、それはそれなりに行政と違った面で利用をしていただくということもありますので、とりあえず、あそこの活用については、一応そんなことで、今のところ、具体的に出ておりませんが、そのようなご要望がございましたら、積極的に取り組ませていただきたいと思います。

○議長（松木慶光君）

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

私も、いろいろ要点の変わった質問の中、町長からもご答弁いただきました。今後において、この質問いたしました内容につけて、行政当局のさらなる実行と、それから前向きな考えの中で、町政運営にあたってほしいことを願ひまして、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で、川口福三君の一般質問が終わりました。

川口福三君の一般質問を終結いたします。

次は通告の6番、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は3点について、質問したいと思います。

まず1点、過疎対策について。空き家を斡旋するなど、相談できる係の設置について質問をいたします。

農業従事者の高齢化により、本町では荒廃農地が広がりつつあります。高齢化と過疎化によって、今の農地もあと何年耕作できるかというのが、本町の現実です。この現実によくの人たちが心を痛めています。一方、都会では都会の生活に疲れ、田舎で暮らしたい、田畑を耕し、自分で作ったものを食べる生活をしたいと思っている人たちが大勢います。現実には、私は先月、身延町で暮らしたいという横浜のご夫婦を案内して、下部地区の何軒かの空き家を見て歩きました。このご夫婦は以前から田舎暮らしがしたいと、田舎暮らし専門の不動産屋の照会で、以前、北巨摩の物件をあたったのですが、土地の値段が高く断念をしたそうです。

都会では専門の不動産屋があるほど、田舎暮らしをしようと思う人がたくさんいるという話です。今回、案内をし、空き家の多いのには驚きました。すぐに住めるような家には、やはり都会の人が借りたいという話があると聞きました。昔の家は造りがしっかりしているので、地元の大工さんなど、建築関係者に協力してもらい、少し手を入れることで住める家もあります。経済効果もあると考えます。今回、案内した集落で温かい対応をしてもらい、田舎の人たちの

気持ちの温かさに感激しながら、美しい紅葉の中、帰ったということです。

なかなか個人だと難しいことでも、町が間に入り斡旋することで、スムーズに進むのではないかと考えます。ただ、行政だけですと限界がありますので、住民の皆さんの知恵と力を借りながら進めていくことが大切だと考えます。全町に及び豊かな自然、本栖湖、下部温泉、身延山、和紙の里など、都会の人たちが求めている癒しの里としても、そして観光の地としても、これらを活用し、本町の活性化を図ることができると考えます。

過疎化対策の1つとして、空き家を斡旋するなど、地元の人や都会の人たちが相談することができる系の設置が必要だと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたします。

確かに空き家がどんどん増えていくのは、現状でございますけど、係をということでございますから、それはそれなりに考えさせていただくわけでございますけど、ただ、今、東海地震の防災関係で、いろいろと大きな課題があるわけございまして、空き家になっておところは結構、56年以前に建てられたところが多いのではないかなと思うわけでございます。この対策をどういうふうにしていくのかというのが1つありますね。ですから、この家を持っている方たちの、所有者の考え方とか、いろいろ問題は多いわけでございますけど、そういうようなものを調整するような形で係を置けということと解釈してよろしいですか、そういうようなことも含めてですね。

大変、難しい話でございますけども、とりあえず一つの流れの中で、やはり全町的にそういうようなことは調査をして、現実に改修をして、住んで安心だというようなことを、まず確認しなければならないかなと思いますので、それと、要するに所有者の方との合議もきちっとしなければならないわけですから、いろいろございまして、その点につきましては、私どももいたしましても、係を置くとかということ、今、明言ができませんけど、とりあえず、そんなふうな形で、対応を進めていきたいなと思います。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

地震対策、古い家であればあるほど重要なことだと考えます。そういうこともあるんですけども、やっぱり都会の人は借りたい、田舎の人は貸したいということで、やっぱり個人的にはなかなか成立ができない部分があると思うので、係を置いていただいて、そういうところを調整する中で、家を、例えば写真で撮ってリストアップしていくとか、そういうことで、私は道は開けるのではないかなというふうに思っています。

それから観光も、今は体験型になっていますよね。今回の予算の中でも、体験ツアーなんていうこともありまして、県の100%ということで、そういう企画もありましたように、やっぱり都会の人、住むということだけでもなくて、その体験できる観光というんですかね、そういう意味では大きな資源を持っている、私は町だというふうに考えていますので、そういう空き家対策として係を設置していただいて、そのことも考えていただきたいんですけども、その体験ツアーというか、そういうことに関しても空き家を提供できるようなことも考えていただ

きたいというふうに思っていますけども、今、設置ができるかどうかは分からないということなんですけども、前向きに私は検討していただいて、そういうふうにしていただくことによって、この町の活性化、資源を無駄にしないようにしていくことが生き残っていく方法だと私は考えていますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思いますと思っていますけども、もう一度、どうでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

前向きというのは、前を向いてやれということでありますので、前を向いてやらせていただくわけでございますけど、とりあえず、下部の青垣クラブなんかもございますので、あそこらへんで実際におやりになっている事例があるわけでございますので、この皆さん方との話を伺いする中で、しっかり前を向いてやらせていただきます。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、よろしくお願いをいたします。

2点目です。居宅介護支援について、質問をいたします。

まず1点目、安否確認について質問をいたします。

以前の議会答弁の中で、防災に関わる一人暮らし、あるいは2人で暮らしている高齢者がどこに住んでいるのかを集落で把握してもらうという答弁がありました。ある高齢の一人暮らしの方は、年をとっても1人ですので、いつも自分にしっかりしなければいけないと言いつつ日々生活をしています。しかし、夜、寝るときに明日の朝、本当に元気に起きてこられるのかと心配になると話されておりました。高齢者の方が、心細さの中で日々生活しておられることに、本当に胸が痛みました。

安否確認の制度として、本町として、ふれあいペンダント、ふれあいホールなど、旧町で続けてきたものがあります。配食サービスも安否確認にとって、とてもよい制度だと思っておりますが、料金等の問題もあり、無理だと思います。一人ひとりの高齢者の状況が違うので、それぞれ対応も違うと思います。家族や地域、行政と協力をする中で、その高齢者にとって、よいほうを取る必要があると考えます。

最近、高齢者の徘徊による事故も全国的に増えているという新聞報道もありました。介護保険の適用外の痴呆を持つ人たちの日中の安否についても、考えていかなければいけないと思っています。これらの高齢者の一人暮らし、二人暮らし、それから痴呆を持つ方たちの実態の把握は、町はしているのでしょうか。そして、その対策はどういうふうにご検討されますか、町長のお答えをお願いいたします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

安否確認につきましては、やはり、ふれあいペンダント、これは今年は現在、233台ぐらい、皆さんお使いになっておまして、とりあえず4月から10月までの7カ月間で6件の通報

があって、一応、消防署のほうで6回出動をしていただいて、対応をしていただいているわけですが、やはり、いろいろな方法はありますが、これは僕も、いろいろな会合でお話をさせていただいておりますが、これは福祉の問題もそうですし、防災の問題もそうです。やはり小さいコミュニティーがしっかり機能をしていくことが、まず大事なこと。ということは、皆さん方にも訴えをさせていただいているところでございますので、やはり地域の民生委員の皆さんとか、愛育会の方とか老人クラブ、老人クラブは友愛訪問なんかもされておりますので、こういう大勢のボランティアの皆さん方をお願いをするような形で、できるだけ事故を防がなければならないなと思っておりますのでございます。

また、あと郵便局だとか、訪問福祉サービス員とか、そういうような形で、皆さん方が一人暮らしのお年寄りのところへ、ある程度、常時、訪問をしていただけるようなことも、局のほうでもお願いはしてございますけど、とりあえず、そういうようなトータルでいろいろな団体、機関の皆さん方に気持ちを寄せていただくような形で、そのことを町がコーディネートさせていただくというようなことで、今後やらせていただければと、そんなふうにも思っておりますので、ほかにいろいろ方法もあろうかと思いますが、またご提言をいただきながら、一応、取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、町として実態の把握というのは、ここに一人暮らしのお年寄りがいるとか、高齢者のご夫婦がいるとか、日中1人で痴呆を抱えた人がいるとか、そういうことが防災上必要だというふうに思うんですけど、こういう実態の把握というのは、福祉のほうではしているんでしょうか。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

お答えいたします。

年に1回、県のほうから高齢者福祉基礎調査という調査があります。それで今、ご質問の具体的な一人暮らし等につきましては、住民票上もあるわけですが、民生委員さんをとおしまして、一人暮らしとか、いわゆる虚弱老人とか、そういう調査をしています。数字的には、身延町で何人か出ております。

現在、調べた調査の結果は、高齢者人口は6,077人で、うち一人暮らしは836人になっております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

私が聞きたいのは、そういう全体のものもそうなんですけれども、どこの地域に、どこに一人暮らししているかとかという、そういう一人ひとりの実態というのをつかんでいないと、いざというときにも困るし、安否確認をするにしても困りますよね。そういう意味で、きちんとした把握のもとに体制が整っているんですかということをお聞かせください。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

これは正確にデータとして、一応、数字的には担当課で把握しているわけでございますけれども、防災マップをつくっていただくときに、今ご指摘の、要するに一人暮らしだとか、介護を要する人とか、いろいろケースがあるわけでございますけど、その方たちのことは、集落ごとに把握していただくということで、それをトータルで町のほうが資料としていただいて、防災マップをつくっていただくときに、ちょっと、要するに個人情報等もございますので、やはり地域で、その集落集落でそんなふうなものを固めていただきたいなというお願いはしてございますし、ですから各集落でそういうような形を把握をしていただいていると、認識はしていますし、また介護保険等でサービスを受けている方はそれなりにあれですね、それ以外に漏れている方がないような形で各集落の民生委員の皆さんとか、愛育会だとか老人クラブそれぞれの皆さん方をお願いをして、把握は努めさせていただいています。

○13番議員（渡辺文子君）

1点、漏れているんですけど、対策ですね。具体的にどういうふうにするのかという対策は、具体的には出ているんですか。さっきから聞いているんです。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

今、町長が答えましたように、具体的に、私が一人暮らしだとすると、地震等にあつたときに、私のところに誰が助けに来てくれるかということですね、具体的にということは、そういった部分を、私たちの集落では町の防災マップ等もありまして、その話はしました。それで一人暮らし等の人もありますし、寝たきりで家族がいる方もいます。そういった場合は、大地震が起きたとき、どうして、その人たちが第1次避難場所まで助けるかということで、いろいろ協議しまして、家族がいる家は当然、家族がやって、その次に近所の人が行くんだと。家族のいない1人の世帯は近所の人が行くんですが、そういった具体的なお話をしてくださいということ、総務課の防災担当をとおして、各集落にお願いしております。それと併せて、福祉のほうでも、そういったお願いをしながら、全町的には仕上がっていませんけど、最終的にはそういう具体的な部分を仕上げていくようにしたいと思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

防災マップでの対応と、それから福祉として、その安否確認をどうするかというのは、また違うと思うんです。そこのところの対策ができていくかどうかということ、お聞きしたいんです。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

安否確認と、先ほど言った、毎日ではありませんけど、町長が言ったことでやっております。

毎日の確認というのは、やはり近所の人、人間の生活で姿と言います。例えば、私の家におじいさんがいますけど、1日カーテンが閉まっていますと、近所の方がどうしたと言ってきます。そういった自然の姿で安否確認というのができております。近所のお付き合いと申しませうか、町がこうなさいと、毎日毎日、誰かを頼んで安否確認はちょっと無理な話だと思います。定期的には週1回とか月に1回とか、民生委員ですとか、いろんな人が行きますけど、定期的に時間を決めて、例えば、安否確認を誰が行くんだと、お金のかけての確認はちょっと無理だと思います。いわゆる、近所の普通の生活の中で、自然に出てくるのが一番大切だと思っています。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、いいです。この問題については、言いたいですけど、もう超えていますから。

2点目ですけども、在宅介護を支える体制や対策について質問をします。

今年10月1日から、介護保険3施設ですね、特養ホーム、老健、介護療養型の3施設において居住費、食費、それから短期入所、ショートステイの滞在費ですね、それから食費、それから通所サービス、デイサービスやデイケアの食費が、入居者や利用者の自己負担となりました。この問題については、以前から利用者の負担が増えて、お金のあなして介護サービスが決められてしまうことに対する心配を指摘してきました。

入所者には不十分ながら、低所得者に対する負担軽減があります。しかし、通所サービスですね、デイサービスやデイケアについては何もありません。10月から実施で、10月がもうすでに、支払いが終わっています。私のところには、利用者の声がたくさん寄せられています。国で決まったことだから、どこに言っているのかわからないという話とか、課税世帯といっても、いつ仕事がなくなるかわからない状況の中で、今までの倍近くの負担になるけれども、家で見られないので、施設で見てもらわなくてはならないけど、これから先、どうしているのが本当にわからないという声もありました。

在宅介護を支えるには、在宅サービスを充実していくしかないと考えています。民生委員さん、登録ヘルパーの皆さん、それから地域のボランティアの皆さんなど、地域の皆さんの力をお借りする中で、さらに支える体制を充実していく必要があると思います。

10月からの負担が増えたということで、この件について、実態調査はしているのでしょうか。せめてデイサービス、デイケアの個人負担を減らすための補助を含め、体制づくりについて、どう考えておられるでしょうか、お答えください。

○議長（松木慶光君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

ご質問の10月からの食費分について個人負担になったという意味で、デイサービスもデイケアも介護サービスの一つで、国の制度で決められている負担であります。それで食費について、今、補助等を考えているかというご質問ですが、今現在、町単独での補助等は考えておりません。そんな声も初めてお聞きしまして、住民の皆さんから直接、私たちの課にはありませんでした。今のところ、考えておらないということです。

一方、在宅サービスにつきましても、国の三位一体改革で、17年度までは補助事業で介護予防、地域支え合い事業とか在宅介護支援センター運営費とかありましたが、補助事業は一切、18年度はなくなりまして、すべて在宅介護サービス事業につきましても、介護保険会計の中でやってもらうということで、18年度はそういう改正がなされております。

そうすると、その金額もある程度、交付金ということで無制限ではありませんので、当初、今度18年、19年、20年の3年計画では2%から3%ということで、3千万円から約4,500万円と、徐々に上がっていきます。それを介護保険会計で在宅サービスをやってもらうと。それで今、17年度、実際やっています町の事業は、人件費も含めまして1億円ぐらいの事業になっております。それで3千万円が交付金で、7千万円が町の単独事業という、とりあえず、そういう格好になっています。それで、そういう格好になって、今度、18年度の当初予算のほうもやっていくわけですが、なるべく町の単独事業になっても、今やっている事業は引き続きやっていきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

では4月から、また制度が変わって、また大変なことになっているんではないですか。そういう中では、町では今までやっていたものは、引き続きやっていきたいということで、説明は受けたんですけども、それでこれまで、前の9月議会のときに、この問題について、私が質問したときに、課長は低所得者層には補助というか減免があるから、そんなに負担は増えないから大丈夫だというような答弁をされたという記憶があるんですけども、でも、私のところには、いろんな領収書を見て、本当にびっくりしたという、間違いではないかというような方がたくさんいらっしゃるんですけども、いろんな施設の相談室に行っても、そこにはそういう声が届いていないんですよ。言ってもしょうがない、諦めるしかないというようなことで、なんとかしてでも、大変だけでも納めるしかない、それで駄目だったら回数を減らすしかないというような声もお聞きしているんですけども、町は積極的にやっぱり、こういう方たちが、どういふふうな実態なのかということ、12月ですから、実態調査をきちんとして対応していただきたいというふうに思っています。

先ほどデイサービス、デイケアの補助はしないということをおっしゃったんですけども、やっぱり、きちんとした実態調査をしていただければ深刻な状況が、私は浮き彫りになってくると思うので、今、しないというふうにおっしゃらないで、もう1回調査をする中で検討していただきたいというふうに思っていますけども、町長、このことについていかがでしょうか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

介護保険制度は、大変高齢者の皆さん方にはきつい感じになってまいっておりますけど、町といたしましても、できる限りのことはさせていただきたくてございますけど、介護保険という1つの保険制度の中でやっていくわけでございますので、とりあえず、渡辺議員は飯富病院議会の議員さんをおやりになられているので、病院の老健の状況、ご存じのとおりでございますので、今回の10月1日から、一応、食費については、段階的に3段階でもって、減免措置み

たいなものもありますからね、病院は40万円近いマイナスだということで、施設自体も大変厳しい状況におかれているわけで、これが続きますと、1年間で500万円もの減収になるわけなので、このことも一つ、頭の中へ入れておいていただかないと、トータルで考えますと、やっぱり高齢者の皆さん方に、できるだけ在宅介護をお願いしたいということが、一つの政策的なものだと思いますけど、ただ、渡辺議員のところへばかり、なんか苦情がというか、民生委員の方は各集落においでになると。この方たちから、それほど今、おっしゃるようなことが伝わってこないで、なぜ渡辺議員へ集中するのかなということが、大変不思議でありますので、こちらへは、一生懸命対応していただいているので、行きやすいのかということであろうかと思いますがね。ぜひひとつ、今の制度のいろいろなものというのは矛盾したようなものがありますし、大変厳しい面もあるわけでございますけど、これはやっぱり小泉内閣の一つの政策的なものでありますので、行政の限界というのが私どもにあります。それと今、行革を進めている中で、痛みを伴うということはやむを得ない中だと思いますけど、私どもといたしましても、高齢者へあまり痛みを伴っても、うまくないかと思うので、そこらはやっぱり、行政としてのきちっとした考え方は持たせていただいておりますので、あんまり変な格好にはならないと思いますから、お互い、議員のところへおいでになる方、少しこっちへまわしていただいて、直接、お話をお聞きするような格好にしてもらえればと思います。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

やっぱり、実態調査は必要だと思うんですね。私のところに寄せられた意見とか、私が積極的に行って話を聞く部分と両方あります。だから、やっぱり町としても住民の実態がどうなのかということ、きちんとして精査する必要があると思うんです。

もちろん、先ほどおっしゃったように、良心的にやる施設ほど負担は多くなって、大変な状況だということはお聞きしています。その後、やっぱり、小泉さんによる行政改革の一環ということで、なるべくお金を出したくないというところで、介護保険に対する補助金もカットするというので、住民負担にきていると思うんです。だからといって、全部住民が負担していくというふうになったら、やっぱり、この地域で最後まで暮らしたいというお年寄りが暮らせなくなってしまうというふうに思っているんです。

やっぱり、今まで地域のために、お家のためにということで、一生懸命頑張っていたいただいたお年寄りの方たちには、それなりに自治体として守っていかなくてはいけないというふうに、国がそういう冷たい政策をとればとるほど、やっぱり守っていかねばいけないというふうに私は考えているので、ぜひ実態調査を積極的に、こっちから出向いて行って支援をしていただきたいと、要望になりますけど、そういうふうに前向きにしていきたいというふうに思って、2番目の質問は終わります。

3番目ですけれども、最後、最終処分場建設についての質問をいたします。

この件に関しては、午前中、同僚議員のこれまでの経過を含めた質問の中で、住民の皆さんの不安を払拭するのが行政の役割との町長からの答弁には、心強く思いました。多くの質問が出ましたので、私は1点だけ質問をいたします。

今回の選挙結果と町の対応について、質問いたします。

この最終処分場建設計画は、すでに公告縦覧も終わり、町からの二度目の意見書も提出され、いよいよ最終局面に入っています。こうした状況の中で行われた今回の身延町議選、下部選挙区における選挙結果は、処分場建設には反対であるとの住民の意思がはっきり示されました。この住民の思いを重く受け止めていただきたい。私たち地域にとって、かなり危険性を持ち、いい加減な運営が許されない、この処分場建設については、行政が諸条件を総合判断して許可するか、しないかを決めるのが当然であるのに、許可申請が出されて、要件が満たされたら許可せざるを得ないという県に対し、町長は住民の心を代弁し、県に対し、建設許可を出さないよう、さらに働きかけていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

結論から申し上げますけど、許可を出さないでくれということは、私どものほうから、これは県の行政の権限の中でおやりになることでありますので、町として、それは駄目だよというようなわけにはまいらないと思いますけど、そこらは見解の相違と申しますか、ちょっと渡辺議員との考え方が違うのかもしれませんが、結論とすれば、そういう格好でございます。

○議長（松木慶光君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

見解の相違ということで、これ以上言ってもしょうがないということで、住民の命と健康、そして暮らしを守るために、町長は先頭に立って、私は県に働きかけていただきたいということを要望して、質問を終わりたいと思います。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問を終結いたします。

次は通告の7番、望月寛君であります。

望月寛君、登壇してください。

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

最後の質問者となりましたが、長時間でお疲れのところ、誠に申し訳ございませんが、私にしばらくお時間をいただき、質問させていただきます。

まず第1点は、選挙の投票所の統合についてであります。

新町発足以来、実質的には先の選挙が身近な選挙でありました。投票は、有権者の最低の義務であります。だが、そのためには行政は有権者に平等でなければならないと思います。でも、集落の実情等も考えなければなりません、行財政の効率化の観点から、あえて質問させていただきます。

まず1点目。中富、下部、身延、各地区の投票所の数を教えてください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

投票所の数でございますが、地区ごとに答弁いたします。

中富地区が17投票所、下部地区は13投票所、身延地区が15投票所となっております、全体で45の投票所になります。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

今年はあちこちで市長の選挙とか、市議会の選挙とか、そういうときに報道で知りましたが、市でも13から多いところで17ぐらいという報道でありました。この45という投票所について、もう合併して1年3カ月ですか、経過しておりますが、今まで、これを減らすというような努力をしたか、お伺いします。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えいたします。

これは町だけではなくて、選挙管理委員会の委員の皆さん方のお考えもあるわけでございますので、今までも努力はさせていただいておるところで、具体的にどこどこだということは、一応、旧町時代にご存じのように、望月議員の地区の統廃合をさせていただきました。5カ所ぐらいの投票所を1カ所にさせていただいたと。それ以降は鋭意、選挙管理委員会の皆さん方ともご相談をしながら、特定をさせていただいているわけでございますけど、とりあえずご存じのような地形でございます。まさに新しい町の地形というのは、大変、山あいで道路が循環をしておりませんので、入って、また出てくるという。この間、ちょっと話は少し遠回りになりますけど、防災ヘリでもって、身延町を上空から見させていただきましたが、身延地区、中富地区はそれほどですけども、下部地区はまず入り組んで、大変なところだなという感じはしますので、やっぱり今までの投票所のあり方というのは、有権者の皆さん方に便宜を図ると言いますか、できるだけ投票率を上げていただくということで、手近で投票していただくということが、なんか原則みたいな形で、投票所が決められた経緯はあると思うんですよね。

車社会になって、車で出てこられるので統廃合をした身延地区の中の豊岡地区については、そういう格好でお願いしたという経緯がありますし、また1カ所に投票所を集約させていただいた、その投票所の駐車場とか、要するに投票をしやすい状況づくりができるのか、できないかというのも一つの、統廃合をする要素にもなると思うんですよね。

ですから、そんなことも含めまして、今、鋭意、努力をさせていただいて、できるだけ、まとめをさせていただくようにはいたしたいと思いますが、ただ、住民の皆さんから言わせると、投票所を統廃合することによって、投票率が下がるのではないかと、現にそういう事実はあるわけなんでございますので、ここはやっぱり、有権者の皆さん方の最大の義務と申しますか、権利を行使するときでありますので、場所が遠いから投票はうんぬんというようなことがあるとすれば、これはまた、本質的に考え方を変えなければならないと思いますけど、いずれにいたしましても、今のところ、努力をさせていただいております。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、2番目にいきます。

中富、下部、身延地区の選挙人名簿数を教えてください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

各地区ごとの選挙人の名簿数でございますけれども、町議選の定時登録のときの数字でお答えいたします。

9月2日現在でございます。中富地区が3,582人、下部地区が4,474人、身延地区が6,345人、町内の有権者、合計で1万4,401人という状況です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

先も町長さんから、いろいろ地形があって、なかなかできないということですが、やっぱりこういうことをするには、最低のところでも、どのくらいの有権者までを統合するかということとは決めておかないと、行き当たりばったりみたいになってしまって、前にも自分がここへ立たせてもらったんですが、そうしないと、いつまでもいっても、また駐車場がないよといえば、結局、身延がそれから2年ぐらい経っているけども、なんにも進んでいない。やっぱり、そういうところも行政とすれば、変わらなければ、先、僕が冒頭で申し上げたとおり、有権者といいますが、町民の皆さんに平等に行ってもらいたい。

前にも質問したときに、行政でそういう不便のところだから、送り迎えをすることを考えたらどうだと言ったら、考えていませんと。それと同時に、先、町長さんが投票率が下がる。それも住民が言ったら、それは仕方ないねと言ったと。だから住民も、なんと言うか・・・。

○議長（松木慶光君）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時20分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、次に3番目に入ります。

中富、下部、身延地区の投票所ごとの選挙人名簿数を教えてください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

45の投票所がございますけれども、ちょっと全部をお話すると長くなりますから、抜粋でもってさせていただきたいと思いますが、ご理解をお願いいたします。

投票所によりましては、大変大きいところと、それから有権者の少ないところがございますので、多いところを2カ所、少ないところを2カ所というふうなことで答弁させていただきます。

各選挙区の中で、中富地区を見ますと、中富地区の公民館の西嶋分館は第14投票所になりまして、有権者が1,095人、これは西嶋地域でございます。それから原保育所の第28の投票所になりますけども、ここは514人、飯富の地域でございます。

それから少ないところに移りまして、福原の公民館、ここは第23の投票所になりまして、有権者が20人、福原と梨子でございます。それから平須の公民館は第16投票所になりまして、有権者が35人、これは平須でございます。

下部地区に入りまして、下部の開発センターは第1投票所になりまして、1,362人の有権者です。地域は清沢、大炊平、岩欠、杉山、市之瀬、常葉と、こういうふうな状況です。それから久那土の中学校の体育館ですけども、第8投票所になりまして、640人の有権者です。大草、樋田、熊沢、車田、切房木地域でございます。

少ないところに入りまして、上田原の公民館、第13投票所になりまして、有権者が70人です。上田原の地域です。大磯小磯公民館、第7投票所になりますけれども、有権者が71人、大磯小磯地域です。

身延選挙区に入ります。

梅平2区の公民館は第35の投票所になりまして、有権者が907人。塩沢、梅平1、梅平2、功德会、みのぶ荘、ケアハウス。身延地区の公民館の豊岡分館、ここは議員さんのところとなります、第38の投票所でございますけども、767人の有権者になります。小田船原、相又雇用促進、門野、大城、相又、横道となっています。

小さいところですけども、粟倉の公民館は第33の投票所になりまして、有権者が97人でございます。粟倉、小原島です。八木沢公民館は第40投票所になりまして、有権者が107人、上八木沢と下八木沢が対象でございます。

以上でございます。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

先、町長さんの答えの中で駐車場ということを言われて、段々言えなくなったんだけど、これを見て、20、35、本当にこれでは内輪の投票所になってしまいますよね。これではとてもではないけど、平等といっても、誰が見たって平等に見えないと思いますけど、どうですか。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

先ほどもお答えをしましたけど、少ないからとか多いからと、平等とか不平等という、そのものの考え方は払拭していただかないとならないかなと思いますけど、とりあえず、先もお話ししたとおり、経緯があるんですよ。この投票所については、集落のいろいろな昔からのあれがあって、やはり、そこを一応、踏襲をしながら、選挙管理委員会で決めているわけなので、そのことが今、一応、議論をされるということでもありますから、これは近々にそういうことで

是正をしていこうという姿勢を持っているわけですので、今、ここで平等だとか不平等であるとかおっしゃられても、これは先もございましたけど、見解の相違なので、私どもとすれば、できるだけそういうようなものは、地理的ないろいろな要素とか、そういうようなものがすごくあるわけですので、状況を把握される中で、ご質問をいただければと思います。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、次に移ります。

1カ所に役場の職員の配置人数、また地域の立会いの人数を教えてください。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

1カ所に役場の職員の配置人数と立会いの数ですけれども、大きい投票所では下部地区の開発センターを見ますと、先ほどもお話ししましたけども、有権者数が1,362人となっています。ここを見ますと投票管理者と投票立会人、合わせまして5名から事務従事をする職員5名、合計で10名でございます。

平均的な投票所を見ますと、投票管理者と投票立会人で4名、職員が4名、計8名となります。有権者の少ない投票所を見ますと、投票管理者と投票立会人で3名、職員3名、合計で6名というふうな数で、それぞれ投票事務が行われております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

それでは、投票所の1カ所にかかる経費。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

45ある中の1カ所にかかる経費というふうなことでございまして、大きいところを、それから小さいところと、平均というふうなことで答弁させていただきます。

大きい投票所では、1カ所あたり24万1,260円かかります。小さい投票所で見ますと、14万3,190円となります。これら45カ所を平均してみますと、18万7,830円というふうな状況になります。45カ所全体を合計いたしますと、812万340円というふうな投票所の経費となります。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

6番目の今後の投票所の統合についての計画ですが、先、町長さんから2回も聞きましたので、ぜひ経費の問題とか人員の問題等も解決する中で、少しでも、それに即した回答を、私た

ちの目に見えるように、努力していただきたいと思います。

ここにも持ってきましたけど、身延の場合にもいろいろありましたけど、どうも自分が確認したところでは、行政が動いていないという、住民から反論ももらいましたけど、それはさて置いて、ぜひ、ちゃんと進めてもらいたいと思います。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

今、行政が動いていないとおっしゃっていましたが、そういうのは撤回をしていただかないと困ります。少し動いても大きく動いても、動いたのは動いているわけで、そういう議会の議場の中でもって、そういうことをきっぱりと言い切られるということは、私どもとしては大変心外であります。

○8番議員（望月寛君）

僕が質問したときに、栗倉、小原島、それを上沢へ持ってきますと。交渉中ですよという話でした・・・。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

それは、そのケースと。ほかのケースもいろいろあるわけで、今、あなたが、要するに地域を指定してやっていないというでは話は分かるけど、そうでなくて、全体的な面でもって、行政は何も動いていないではないかというようにおっしゃっているわけです。そういうようにおっしゃいましたよね。今、あなたが前段でもって言われたことは、そういう格好で、僕は聞いているわけなので、行政は何も動いていないとおっしゃっているわけです。ほかのことではやっていますよ。そこだけは、確かに進んでいませんけど、進んでいないけど、経過として、話し合いはさせていただいているんです。ですから、そこらへんはひとつ、頭の中へ入れておいていただかないと、何もしていないというようなことを、これは議会広報でもって出たときに、僕らとしては立場がなくなります。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

僕が、この2カ所を9日の日に行って確認しました。行政から来たか、来ないかという・・・。

○議長（松木慶光君）

町長。

○町長（依田光弥君）

冷静にものをおっしゃっていただきたい。その前段の、要するにああなたの発言に対して、僕は言っているわけなので、その段階では行政がなんにも動いていないという、こういう話をしたわけですから。そこは動いていなかったか、聞いてそういうふうに確認をしたかもしれませんが、ほかのところではいろいろ、ある程度、進めておくことだけは確かです。

○議長（松木慶光君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

選挙管理委員会の開催状況の中から、ちょっと答弁させていただきます。

本年度は7月10日、農業委員会の選挙が行われました。これは無投票でございました。9月11日に衆議院議員選挙、それから10月23日には、町議会議員選挙が行われてまいりました。11月、先月の29日に選挙管理委員会を開催いたしまして、ここの会議の中におきましても、衆議院議員選挙、あるいは町議会議員選挙を終えての意見というふうなことの中で、現在45の投票区、投票所がありますけれども、見直しの必要があるという、こういうふうなご意見も出されてまいりまして、いくつかの要因がございまして、1つは有権者の少ない投票所とか、あるいは1つの区域に複数の投票所がある区域とか、あるいは一番遠いところの投票所までの距離はどのくらいになるかとか、施設、あるいは駐車場が整っているかとか、今後こういうふうな施設も現地を確認等、調査をしながら、あらゆる角度から検討をして、選挙管理委員会として、議会の皆さんに、あるいは町民の皆さんにご理解をいただきながら、統合を進めていくと、こんなふうな会議の結果も出ております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

今、総務課長の言ったことは、よく分かりました。どうか、町民が納得できるような施策をとっていただきたいと思います。

それでは、次に入ります。

先、同僚議員が鮎のことで質問しましたが、実はこれを取り上げたのは、自分の息子がとても釣りが好きで、土曜日、日曜日といえば、竿がなければいけないというようなことで、実は「お父さん、富士川の鮎が変わったよ」というようなことを聞きましたので、漁業組合等、また釣り人にも聞いたことを、一応、ここで発表させていただきたいと思います。

まず3町合併により、本町内に占める富士川水系はより幅広いエリアになりました。昔から富士川水系は、内陸の大漁業として多くの人々の生活を支えてきました。また近年、関東有数の漁業として、多くの釣り客が訪れ、本町の経済波及効果も多かったと聞いております。

しかし、近年、下水道の整備などにより、徐々に水質の改善がされているとはいえ、鮎の冷水病等により、釣り客の増加はいまいちと、漁業関係者の話でした。

そんなとき、今年の鮎解禁以降、富士川に異変が起きたとの話を多くの関係者から耳にしたので調べたところ、次のような状況でありました。

1、鮎がたくさん釣れる場所、中富町八日市場下流以南、特に中富浄化センター下流。

2番として、中富浄化センター周辺の調査により、清流を代表する鮎が好む藻が多く発生していること。

3として、鮎の魚体数、魚体形の著しい増加が多くの関係者により、認められている。

これは一例ですが、自分の息子が2時間で鮎を43匹釣りました。それが大体20センチから25センチ、大きいのは30センチというのが6匹、これは本当にもの見事なものでした。

それから4番として、鮎漁の終わる時期は通常9月末でしたが、今年は10月末まで続いたと聞きました。富士川漁業組合長さんも、富士川中流懇談会の席上、今年は富士川に異変が起き、大型の鮎が大漁だったとの発言もあったということです。

以上の状況を水質保全、浄化の見地から環境下水道課として、どのように捉えているか。また、この状況、結果をふまえて、本町内の富士川水系の水質保全、浄化をどのように考えているか。また、観光産業の活性化対策も併せてお伺いしたい。

○議長（松木慶光君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

望月議員のご質問にお答えいたします。

問題の質問でございますが、確かに鮎漁の解禁後、うちの処理場の周辺には、県外ナンバーの車が多くなり、釣り客も多くなりました。早速、部下に命じて原因究明をしたところ、次のようなことが、主な原因であると思われます。

1つに、私たちの中富の特定環境下水道で行っております施設整備が進むにつれまして、汚水や雑排水が富士川に流れ込まないでいくと。

2つ目として、本年4月から中富処理場の処理抑制と汚泥の減量化を目的にEMを投入しております。このことも1つの要因ではないかと思われます。

これらは、EMを投入する前の処理場排水口ではアオコが発生していたことが、EM投入処理後の排水口では、日が経つにつれてアオコが取れていくのが分かりました。EMによる効果は確信していますが、EMでアオコが取れるということは、富士川の水質もEMで浄化され、魚のエサになるプランクトンが増え、きれいになった水で良質の藻が発生し、鮎が集まってきたものを推測されます。これらはまったく、私たちには予想外のことでありましたが、これからもよければ、EMの投入を継続して、効果を確認していければと考えております。

○議長（松木慶光君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

望月議員の質問の中で、富士川がきれいになったから著しく鮎が増えまして、釣り人が多くなったから、それを観光に生かせないかという質問だと思えますけども、観光面におきましては、今後、このような状況が続いてもらうことがいいわけでございますけども、続くとするならば、幸いにも溪谷美を楽しみながら、ヤマメ釣りができる河川も、うちは多いわけですので、それらも視野に入れまして、受け入れ側の観光協会などを協議いたしまして、釣りと温泉、釣りと精進料理などと、いくつかの宿泊プランを立てまして、より多くの釣り人を誘客したいと思えます。

以上です。

○議長（松木慶光君）

望月寛君。

○8番議員（望月寛君）

ぜひ、その釣り人が一人でも多く、県外ナンバーが身延町に入るように、ぜひ努力をしていただきたいと思います。また、遠くから来た人たちは、土曜日の晩に泊まってということもあると思えますので、観光課のほうでもってPRをちゃんとしていただいて、安心して、安い金で泊まって、最高に楽しんでいけるというようなシステムを組んでいただきたいと思います。

以上で僕の質問を終わりますが、いろいろと暴言を吐いたようなところもありますが、どうか、また勉強して、ここへ立たせてもらいます。

今日はありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

以上で望月寛君の一般質問が終わりましたので、望月寛君の一般質問を終結いたします。  
笠井万沱君。

○17番議員（笠井万沱君）

今、望月議員の一般質問の中で、一部、議会運営委員会を開いて、取り下げうんぬん等々を協議したいと思いますので、暫時休憩をしてください。

○議長（松木慶光君）

ただいま笠井万沱君から、ただいまの質問の中で、議運の中で検討したいことがあるとのことで、その間、暫時休憩して検討するというようなことがありましたので、お諮りいたします。

暫時休憩して、その件、笠井万沱君の会議のことで・・・委員長としての発言ですが・・・暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時54分

○議長（松木慶光君）

再開いたします。

望月寛君の発言を許可しますから、発言してください。

○8番議員（望月寛君）

先ほど、自分が一般質問の中で、有権者の送迎という言葉をつきましたが、それは議会議事録から削除していただきたいと思います。

お願いいたします。

○議長（松木慶光君）

ただいま、望月寛君から発言に対しての削除の申し出がありましたが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

ということで、議事録から削除いたします。

以上で、通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

本日の議事日程は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時55分

平成 1 7 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 6 日

平成17年第4回身延町議会定例会（3日目）

平成17年12月16日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案の採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査
- 日程第6 町長あいさつ
- 日程第7 閉会

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	松 浦 隆	2番	河 井 淳
3番	望 月 秀 哉	4番	望 月 明
5番	芦 澤 健 拓	6番	上 田 孝 二
7番	福 与 三 郎	8番	望 月 寛
9番	日 向 英 明	10番	望 月 広 喜
11番	穂 坂 英 勝	12番	伊 藤 文 雄
13番	渡 辺 文 子	14番	奥 村 征 夫
15番	川 口 福 三	16番	近 藤 康 次
17番	笠 井 万 汜	18番	石 部 典 生
19番	中 野 恒 彦	20番	松 木 慶 光

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(25名)

町長	依田光弥	助役	野中邑浩
総務課長	赤池善光	下部支所長	山宮富士男
身延支所長	片田公夫	企画課長	渡辺力
財政課長	鈴木高吉	税務課長	望月世津子
町民課長	遠藤和美	出納室長	市川忠利
保育課長	赤池和希	福祉保健課長	中沢俊雄
教育委員長	笠井義仁	教育長	千頭和英樹
学校教育課長	赤池一博	生涯学習課長	佐野治仁
文化振興課長	二宮喜昭	建設課長	伊藤守
産業課長	遠藤忠	観光課長	望月治雄
環境下水道課長	佐野雅仁	水道課長	井上隆雄
土地対策課長	深沢茂	峡南衛生所長	大野久方
環境下水道補佐	赤池義明		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良  
録音係 高野恒徳

開会 午前10時10分

○議会事務局長（望月悟良君）

ご起立願います。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

○議長（松木慶光君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長報告を求めます。

総務常任委員長、川口福三君。

川口福三君。

○総務常任委員長（川口福三君）

まず、報告前に出席者につきましては、職員の氏名および議員氏名を省略させていただきます。

それでは、朗読をもって報告をいたします。

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告を求めます。

教育厚生常任委員長、奥村征夫君。

奥村君。

○教育厚生常任委員長（奥村征夫君）

報告する前に、訂正箇所を一所お願いしたいと思うんですけど、3ページの一番最後の行の「報告書は来年度」というところへ、「報告書の作成の費用」と付け加えてもらいたいと思います。

また、出席者氏名は省略させていただきます。

それでは、朗読をもって報告をさせていただきます。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長報告を求めます。

産業建設常任委員長、穂坂英勝君。

穂坂君。

○産業建設常任委員長（穂坂英勝君）

産業建設常任委員会に付託された議案の審議結果を、朗読をもってご報告をさせていただきます。

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（松木慶光君）

ご苦労さまでした。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

付託議案のうち、議案第129号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定について、質問をいたします。

本条例は町の公の施設である児童館、それから病院、診療所、図書館、公民館などが対象となります。これらの施設が指定管理者制度を導入することにより、住民サービスがどうなるかという論議はあったでしょうか、お答えください。

○議長（松木慶光君）

総務常任委員長。

○総務常任委員長（川口福三君）

報告書の内容には記載されておりませんが、やはり町当局といたしましても、先ほど全員協議会の中で行革大綱等の説明がありましたように、目標は町民サービスの向上をまず第一に考えながら、この公の施設を指定管理者制度を導入するというような考えのもとに、この手続き条例が制定されております。

以上です。

○議長（松木慶光君）

ほかに質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございませんか。

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

議案第129号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定について、反対討論をいたします。

これまで町の公共施設の管理運営は直営、または公共的団体に限定されてきました。2003年の地方自治法の一部を改正する法律の改正で、指定管理者制度ができたことにより、株式会社など民間企業にも管理運営をまかせることができるようになりました。

対象となる公の施設は児童館などの福祉施設や病院、診療所、体育館、公民館、図書館なども入っています。公の施設の設置目的は、地方自治法244条で規定されていて、そこには公の施設は住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供する施設と書かれています。しかし、民間業者が管理をすることになれば、公共性を追求していたのでは利益が上がらないからと利益優先の管理運営にならざるを得ないのではないのでしょうか。指定管理者の管理運営で、本当に利用者のサービス、住民サービスは向上するのでしょうか。

本来、経費節減と住民サービス向上は両立しないといわれています。経費節減のためにと、管理運営に必要な設備費や職員が削られることになるのでは、住民サービスは後退するのではないのでしょうか。公の公共施設は、税金で建てられた住民の暮らしを支える共同の財産です。住民の声が直接運営に反映され、お金のない子どもや社会的弱者でも安心して利用でき、継続的に整合性を発揮できる職員が配置されることが大切だと考えます。これらのことが実現することができず、住民サービスが後退する心配のある、この条例に反対いたします。

○議長（松木慶光君）

ほかに討論ございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案の採決を行います。

議案第129号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数でございます。

よって、議案第129号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第130号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第130号 身延町心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例につい

ては、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第131号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第131号 身延町下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第132号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第132号 中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第133号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第133号 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第134号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第134号 峡南衛生組合格約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第135号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第135号 平成17年度身延町一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第136号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第136号 平成17年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第137号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求め

ます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第137号 平成17年度身延町下部簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第138号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第138号 平成17年度身延町中富簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第139号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第139号 平成17年度身延町身延簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第140号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第140号 平成17年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第141号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第141号 平成17年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第142号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第142号 平成17年度身延町高齢者保養施設事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

請願第5号について委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、請願第5号 峡南高校、増穂商業高校と市川高校の統廃合に反対し、地域の高校を守ることを要求する意見書採択を求める請願については、原案のとおり採択することに決定い

たしました。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査について、議会運営委員会委員長、ならびに議会広報編集委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました申請書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長、ならびに議会広報編集委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、ならびに議会広報編集委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第6 町長あいさつ

町長。

○町長(依田光弥君)

平成17年12月議会の閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

大変、皆さん方にはご苦労さまでございました。去る12月12日から本日16日まで、本年最後の12月議会において、松木議長のもと、議員各位のご熱心なご審議をいただき、提出をいたしました議案、条例制定1件、条例の一部改正2件、市町村合併に伴う各組合規約の変更について3件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算7件、それぞれ原案どおりご可決をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

各議案に関わる本会議、ならびに委員会審査、現地視察、さらに一般質問等、議長をはじめ議員各位の真摯なお取り組みに対しまして、心より敬意を表する次第であります。

申し上げるまでもございませんが、平成12年4月、地方分権一括法の施行により、本格的な分権型社会の創造へ向けて、幕が開けたわけでございますが、法施行から5年、徐々にではあります、分権型社会を目指す動きが全国で出てまいっております。しかし、分権改革はやっと第1次段階に到達したに過ぎません。多くの課題が残されております。厳しい財政事情が続き、三位一体改革も所期の目的どおりに進展をしているとは言えません。

このような町村を取り巻く環境が厳しさを増す中でありますが、ふるさとの山々は緑も豊かで、さわやかな空気、清らかな水など、計り知れない大自然の恵みを与えてくれております。その恩恵に改めて感謝し、先の全員協議会でご説明を申し上げましたように、このたび公表いたします行革大綱の指針として、創意工夫を凝らし、山積する行政課題解決に取り組みながら、活力と魅力ある地域づくりを目指し、職員ともども懸命な努力を続けてまいりたいと存じますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げたいと存じます。

本年の暮れは例年になく、厳しい寒さが続いております。議員各位には、歳末何かとお忙しい中であろうかと存じますが、くれぐれもお体を大切に、平成18年の輝かしい初春をお迎えくださいますよう、心からご祈念を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

大変、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（松木慶光君）

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案はすべて議了いたしました。

会期5日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

これをもちまして、平成17年第4回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

ここで、少し時間をいただいております。

続いては、行政においても今朝、行政改革大綱の説明がありました。当議会といたしましても、当選後、20名の議員が誕生いたしました。これからの議会活動に大きな期待がされると思います。

合併1年3カ月ほどになりましたわけですが、議会運営、議員定数等を含めました、あらゆる課題、また諸問題について調査・検討をいたしまして、新しいルールを決め、基本路線をつくりまして、町民に信頼され、活発な議会としての出発をしたいと思います。

これをもちまして、こういうことの中で、3月議会を目的に、その構成等について準備を進めていきたいと思います。

よろしくご理解とご協力を今後、お願いしたいと思います。

12月定例会、誠にありがとうございました。スムーズに運営できましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

これから寒さも厳しい折でございますので、健康には十分注意しまして、一家おそろいで輝かしい新春を迎えられますようお祈りいたしまして、私のあいさつといたします。

ありがとうございました。

なお、このあと、環境下水道課長から、少し説明とお願いがあるそうでございますので、時間をいただきたいと思います。

それでは環境下水道課長・・・それでは閉めてから、お願いしたいと思います。

○議会事務局長（望月悟良君）

それでは、ご起立願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時03分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長望月悟良が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上